

東久留米市 第三次緑の基本計画・生物多様性戦略

水と緑と人の

ネットワークづくりをめざして



第三次緑の基本計画・ 生物多様性戦略の 策定にあたって

東久留米市長

富田 竜馬



東久留米市は、都心から電車で約30分の地にありながら、今も武蔵野の原風景を思い起こさせる雑木林と、豊富な湧水・清流に恵まれたまちです。特に、「落合川と南沢湧水群」は、平成20年6月に東京都で唯一「平成の名水百選」に選ばれるなど、市と市民の皆様にとって、誇れるまちの魅力の一つでもあります。

このまちの豊かな自然環境は、未来に継承していかなければなりません。水があるから緑が育ち、緑地があるから水が湧く、そして水と緑があるところには生き物が集い、新しい生命が芽生える。こうした好循環を後世に継いでいきたいと考えております。

このたび、第二次緑の基本計画及び生物多様性戦略の計画期間が終了することから、社会情勢の変化に加え、これまで、市民の皆様とともに歩んできた環境保全の歴史も踏まえ、新たに第三次緑の基本計画・生物多様性戦略を策定しました。

本計画では、第一次計画から脈々と受け継ぐ「水と緑と人のネットワークづくりをめざして」を引き続き基本理念に据えるとともに、次の世代を担う「子どもたちへの投資」の一環として、「持続可能な将来を見据えた公園づくりの推進」を新たな重点施策に位置づけております。

今後も、この第三次緑の基本計画・生物多様性戦略の基本理念に則り、当市が水と緑にあふれ、人と生き物に優しく、そしてあんしんして暮らせるまちであることを目指し、市民・事業者の皆様とともに環境保全に取り組んでまいります。

最後に、本計画の検討部会の委員の皆様をはじめ、環境審議会、パブリックコメントなど、様々な場面でご意見をお寄せくださいました市民の皆様にご心より感謝を申し上げます。

令和5年2月

目 次

第1章 緑の基本計画・生物多様性戦略と計画の実施状況	1
1 緑の基本計画・生物多様性戦略について	2
2 これまでの主な取り組み	3
3 東久留米市の水と緑の施策のあゆみ	5
4 水と緑と生きものの現況	6
第2章 第三次緑の基本計画・生物多様性戦略策定に向けた課題と方向性	13
第3章 第三次緑の基本計画・生物多様性戦略	19
1 計画の位置付け	20
2 計画期間と目標年次	20
3 計画の対象地域	20
4 計画の基本理念	21
5 水と緑の将来像	21
6 水と緑と生きものの18の拠点と保全のための取り組み	24
7 計画の目標と基本方針	34
8 施策の体系	37
9 施策の内容	38
10 施策推進の役割分担	57
11 重点施策	59
12 計画の推進に向けて	62
資料編	
資料1 計画の位置付け	66
資料2 計画期間と目標年次	67
資料3 東久留米市の土地の成り立ち	68
資料4 緑の現況	71
資料5 生きものの現況	83
資料6 生きものモニタリングについて	89
資料7 緑と水に関する市民アンケート調査結果	100
資料8 緑地認定制度等について	109
資料9 SDGs、気候変動など解説	110
資料10 関連基礎用語解説	115
資料11 第三次緑の基本計画・生物多様性戦略策定の経緯	125
コラム	
コラム1 「湧水のまち・東久留米市」について	4
コラム2 東久留米の土地の履歴	7
コラム3 我が町東久留米が大好き	10
コラム4 東久留米の思い出	11
コラム5 なぜ生きものと生息地を守るのか？(生物多様性)	17
コラム6 生物多様性と持続可能な地域づくり	18
コラム7 多摩川から続く川の道を辿って来た植物について	33
コラム8 生活排水のアンモニア性窒素とアユの生態について	35
コラム9 都市公園の歴史について	45
コラム10 ナラ枯れ・カエンタケ	47
コラム11 市内河川に持ち込まれた増殖中の危険な植物(ウチワゼニクサ)	49
コラム12 水と緑と生きものに関わる市民活動について	55
コラム13 みんながこのまちの生きもの係	56
コラム14 人口減少社会における緑の確保について	70
コラム15 東久留米市の生きもの一武蔵野台地今昔、周辺地域との比較	86



第1章

緑の基本計画と 計画の実施状況

- 1 緑の基本計画について
- 2 これまでの主な取り組み
- 3 東久留米市の水と緑の施策のあゆみ
- 4 水と緑と生きものの現況



第1章

緑の基本計画・生物多様性戦略と計画の実施状況

第1章
緑の基本計画・生物多様性戦略と計画の実施状況

1 緑の基本計画・生物多様性戦略について

東久留米市は市内の湧水を源流とする川や農地、雑木林、屋敷林などの武蔵野の田園風景が残る水と緑豊かなまちでしたが、都市開発が進む中で緑の急激な減少や川の汚染などが起きた時代もありました。しかし、市民や事業者、行政の努力によって清流や緑の環境を取り戻してきました。

緑の基本計画は、都市緑地法に基づき、緑地の保全や緑化の推進に関して、市町村が、その将来像、目標、施策などを定める基本計画です。東久留米市では、都市緑地法に加えて、東久留米市のみどりに関する条例も踏まえ、今の環境を次世代につなげるための計画として、平成10年11月に「緑の基本計画」、平成25年4月に「第二次緑の基本計画」を策定し、平成29年度に計画の進捗・関係計画の改定等を踏まえ、中間見直しを行いました。

平成10年度の東久留米市緑の基本計画では、水と緑と人々が共に生きる環境を守り育てていくために、基本理念を『水と緑と人のネットワークづくりをめざして』と決めました。第二次緑の基本計画は基本理念を踏襲しながら、緑の活用や、より地域の特性に応じた保全を図るとともに、そのネットワークに生きる多様な生きものを守るための取り組みを充実しました。

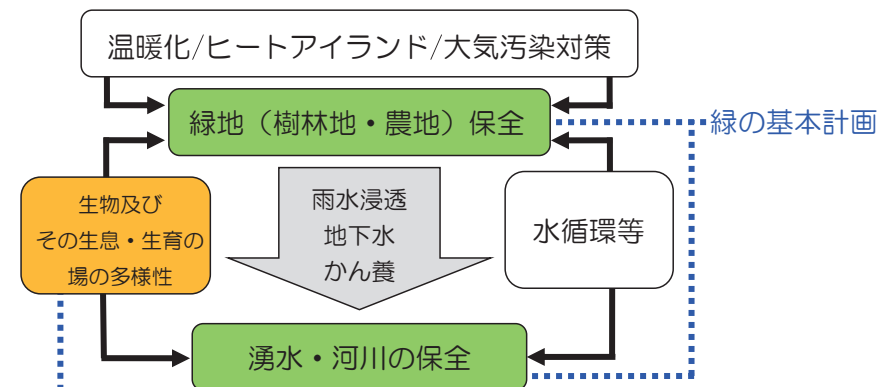
生物多様性戦略(生物多様性地域戦略)は、生物多様性基本法に基づく生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画です。水と緑は生きものの生息・生育の場となっており、また生きものは緑の循環を助けるなど、水と緑と生きものはお互いに関係して生きており、前回の中間見直しでは、それを一歩進めて東久留米市生物多様性戦略を包含した基本計画としました。

また、緑には、都市環境の調整機能や延焼防止効果、雨水を地面にしみ込ませ洪水を防止するなどのグリーンインフラとしての機能もあります。市民アンケートによれば、緑には季節を感じ心が安らぐといった効果も期待されており、これらの働きも計画に考慮されています。

なお、市内の緑地29.2%のうちの1/3以上を占める農地も緑として重要な役割を担っていますが、市内で減少していることから農地の保全のための取り組みも盛り込んでいます。

本計画では、水、緑、そして生きものを以下のように定義します。

- ・水：湧水や河川などの生きものの生息・生育の場
- ・緑：雑木林・街路樹や、それらを育む公園・農地などの土地
- ・生きもの：水と緑に棲む植物、動物、菌類など



東久留米市第二次環境基本計画より引用・加筆

施策の関連図(環境のつながり)

2 これまでの主な取り組み

緑の基本計画の15年間の計画期間及び第二次緑の基本計画の10年間の計25年間の計画期間において、街路樹の整備、公園や親水広場の新設、樹木の保全など東久留米市らしい水と緑のまちづくりを進めてきました。

市民による計画・自主的な管理が行われている「南沢水辺公園」「落合川水生公園」、「しんやま親水広場」をはじめとした黒目川親水施設、竹林公園湧水部の整備など、水辺に親しめる公園づくりを行ってきました。「都立六仙公園」の一部も開園しました。

雑木林の保全事業においては、柳窪けやき森の広場の整備、買収や寄附により向山・柳窪・下里・南沢の各樹林地の公有地化が行われてきました。また、屋敷林と一体となって保存されている「村野家住宅」が平成23年1月文部科学省の登録有形文化財に登録されるなど、保全に取り組んできました。

「落合川と南沢湧水群」が環境省による「平成の名水百選」に選定され、平成23年には全国に先駆けて「湧水・清流保全都市宣言」を行い、水と緑の保全に対する市民の意識も高まりました。

また、市民が活動を行っている、向山緑地公園と立野川源流域が、(公財)日本生態系協会・(一社)関東地域づくり協会により「関東・水と緑のネットワーク拠点百選」に選定されました。

以下に、第二次緑の基本計画中間見直し後の東久留米市による主な取り組みを記載します。

① 公園等の整備

公園の整備事業においては、平成26年7月に作成された「東久留米市上の原地区土地利用構想」に基づき整備されてきた上の原北公園及び上の原東公園が平成30年度に開園しました。また、緑地等をあわせると、13箇所1.7haの公園(令和4年4月1日現在)が設置され、一人あたりの公園面積は増加し3.52㎡となりました。

② 雑木林の保全

雑木林の保全事業においては、森の広場の整備、買収や寄附による樹林地の公有地化が行われてきました。市内には他にも一団の雑木林がありますが、すべてを公有地とするには財源に限りがあることから、保存すべき価値の高い場所を選定して保全する、雑木林の保全と活用を目標にした「東久留米市緑地保全計画」を平成28年3月に策定し、それに基づき、令和3年度には柳窪天神社周辺及び黒目川源流域を買収し、公有地化し、緑地の保全を図りました。

③ 農地の保全と農業振興計画の中間見直し

農地の保全のための施策として、生産緑地地区の減少を抑制するため、指定する区域の面積規模の下限を引き下げ、再指定を可能にするなどの制度改正が行われたほか、令和3年3月に農業振興計画の中間見直しを行い、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の創設など、都市農業に関連する法律の改正等を踏まえた今後の農業施策への提言等を整理しました。

④ 湧水・清流の保全

湧水の保全に向けては、雨水を浸透させ、地下水のかん養を目的とする雨水浸透施設設置に対する補助制度を設け、その取り組みを推進してきました。

河川については、年3回、各回12か所(黒目川5か所・落合川6か所・立野川1か所)の水質調査を実施し、評価基準であるBODの数値が環境基準を満たしていることが確認されています。またその水質の維持のため、家庭や事業所などの排水の公共下水道への接続を促進してきました。



⑤ 様々な市民活動

公園・緑地や河川の保全活動への市民参加が進み、水と緑を楽しむイベントが市民主体で開催され、さらに多くの市民が自然に親しむ機会が広がりました。市民や環境保全に関係する団体による井戸水位調査や、市民環境会議による湧水地調査が行われ、これを元に作成された「東久留米の湧水マップ」は現在も活用されています。

令和元年度より、向山緑地・立野川勉強会、学校法人及び市の3者が連携し向山緑地若返り事業を実施しています。その他、生涯学習事業の一つである「市民大学」の自主企画講座における環境講座、東久留米ふれあい情報サイト「くるくるチャンネル」が環境団体の情報発信支援を行うなど、活動に広がりを見せています。

⑥ 生きものに関する調査の実施

東久留米市内では、これまでに市民や東京都による生きもの調査が実施されてきました。平成28年度には、東久留米市において、これら調査の未調査地点の生きもの調査を実施し、令和3年度の同地点における再度調査が行われました。また、市民による市内全体をフィールドとした調査も継続して実施されています。

コラム 1

「湧水のまち・東久留米市」について

市内を流れる黒目川や落合川を始めとした8本の河川とその支流は、実はその源流のほとんどが同じ市内にあります。そこには豊富な湧水を好む希少な生きものが棲んでおり、市の貴重な財産となっています。緑の基本計画においては、この貴重な財産を市民が世代を超えて共有できる仕組みづくりとして、「湧水・清流保全都市宣言の検討」を市の施策として位置づけ、検討を進めてきました。

その後、「落合川と南沢湧水群」が「平成の名水百選(環境省)」に選定され、「湧水保全フォーラム全国大会inひがしくろめ」の開催時には全国からの参加者と共に、秋篠宮文仁殿下がご臨席され、市内の湧水地をご視察されました。こうした市内外の意識の高まりを受けて、平成23年6月11日に市は全国で初めて「湧水・清流保全都市宣言」を発表しました。

湧水・清流保全都市宣言文

「私たちのまち東久留米市には、黒目川・落合川・立野川を代表とする、湧き水による幾筋もの川があります。縄文の時代より人々はこの清き水に集い、やがてむらやまちがつくれ、暮らしが営まれてきました。

時は移り、都市化と生活様式の変化により、みどりや湧き水が減り、川が汚れた時期もありました。しかし、人々の努力によりその流れを絶やすことなく、清らかさを取り戻した湧き水の流れは清流に集まる生き物を育み、市民に潤いと安らぎを与えるとともにまちの象徴にもなっています。

東京で唯一、「平成の名水百選」に選ばれた川が流れる東久留米市で暮らす私たちは、まちを潤す湧水と清流を誇りとしています。私たちは、このすばらしい環境を次の世代によりよいかたちで引き継いでいくために、樹林や農地のみどりなどが、地下水を豊かにし、湧き水と多くの生き物の命を育てている仕組みを大切に、今後も市民・事業者・行政が力を合わせて湧水と清流の保全に取り組んでいくことを宣言します。」



湧水・清流保全都市宣言の発表の様子

3 東久留米市の水と緑の施策のあゆみ

年月	計画・体制整備と主な成果
1973（昭和48）年	東久留米市のみどりに関する条例施行（1月）
1998（平成10）年	多摩六都緑化計画策定（3月） 東久留米市緑の基本計画策定（11月）
2000（平成12）年	東久留米市都市計画マスタープラン策定（10月）
2001（平成13）年	東久留米市緑の基本計画の施策の検討（東久留米市みどりの推進委員会）（11月）
2003（平成15）年	東久留米市環境部新設（4月） 東口中央公園・東口南公園・しもさとふれあい公園開園（6月）
2004（平成16）年	東久留米市環境基本条例施行（4月）
2005（平成17）年	たての緑地都市計画決定（3月） 南沢水辺公園開園（5月） 東久留米市宅地開発等に関する条例施行（9月） 落合川水生公園開園（9月）
2006（平成18）年	東久留米市農業振興計画策定（3月） 都市計画公園・緑地の整備方針策定（3月） しんやま親水広場開園（4月） 東久留米市環境基本計画策定（4月） 都立六仙公園一部開園（4月） 東久留米市の湧水等の保護と回復に関する条例施行（6月）
2007（平成19）年	第二次多摩六都緑化計画策定（3月） 東久留米市市民環境会議発足（5月） 東久留米市庁内環境委員会発足（6月）
2008（平成20）年	柳窪けやき森の広場開園（3月） 東久留米市緑の基本計画の見直しに向けた提言（東久留米市市民環境会議）（4月） 落合川と南沢湧水群が平成の名水百選（環境省）に選定（6月） 東久留米市緑の基本計画の見直しについて〔答申〕（東久留米市環境審議会）（7月）
2009（平成21）年	ともだち公園開園（3月）
2010（平成22）年	緑確保の総合的な方針策定（5月） 湧水保全フォーラム全国大会 in ひがしくるめ開催（12月）
2011（平成23）年	村野家住宅国の登録有形文化財（文部科学省）登録（1月） 東久留米市第4次長期総合計画策定（3月） 東久留米市農業振興計画改定（3月） 湧水・清流保全都市宣言（6月） 都市計画公園・緑地の整備方針改定（12月）
2012（平成24）年	東久留米市都市計画マスタープラン見直し（5月） ひばりが丘団地南公園開園（6月）
2013（平成25）年	東久留米市環境基本計画中間見直し（1月） 東久留米の湧水マップ発行（3月） 東久留米市第二次緑の基本計画策定（4月） 向山緑地・立野川源流域が「関東・水と緑のネットワーク拠点百選」に選定（11月） 黒目川越処橋特別緑地保全地区を指定（12月）
2015（平成27）年	公園施設長寿命化計画策定（3月）
2016（平成28）年	東久留米市緑地保全計画策定（3月） 東久留米市第4次長期総合計画・後期基本計画策定（3月） 東久留米市第二次環境基本計画策定（3月） 多摩六都広域連携プラン（第三次多摩北部都市広域行政圏計画）策定（3月） 東久留米市農業振興計画策定（3月）
2017（平成29）年	黒目川上流域親水化事業完成（3月） 東久留米の名水百選認定（6月）
2018（平成30）年	東久留米市第二次緑の基本計画中間見直し・生物多様性戦略策定（3月） 東久留米市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例施行（4月） 上の原北公園開園（6月）
2019（平成31/令和元）年	上の原東公園開園（10月）
2020（令和2）年	緑確保の総合的な方針改定（7月） 都市計画公園・緑地の整備方針改定（7月） 向山緑地都市計画変更（12月）
2021（令和3）年	東久留米市第5次長期総合計画策定（2月） 東久留米市農業振興計画中間見直し（3月） 多摩六都広域連携プラン（第四次多摩北部都市広域行政圏計画）策定（3月） 東久留米市都市計画マスタープラン改定（10月） 向山緑地事業認可取得（12月）



4 水と緑と生きものの現況

緑の基本計画で保全を掲げる水や緑は、生きものの生息・生育地としての機能も有します。そして、地形が、水と緑の基盤となっています。

(1) 地形の現況

東久留米市内の地形は、主に「台地面」と「崖線(がいせん)面」、「古多摩川の河床(かしょう)面」に分かれ、樹林地や農地などの緑は市内の各地に分布しています。

(2) 水と緑の現況

武蔵野の農村時代からつづく平地林(生活・農用林)や河岸段丘の崖地に点在する縁崖林(えんがいりん)にはまとまった樹林地が存在しています。縁崖林には、平地林や農用地とは異なる植生や生態系もみられ、北斜面では古い植生が残っていることもあります。

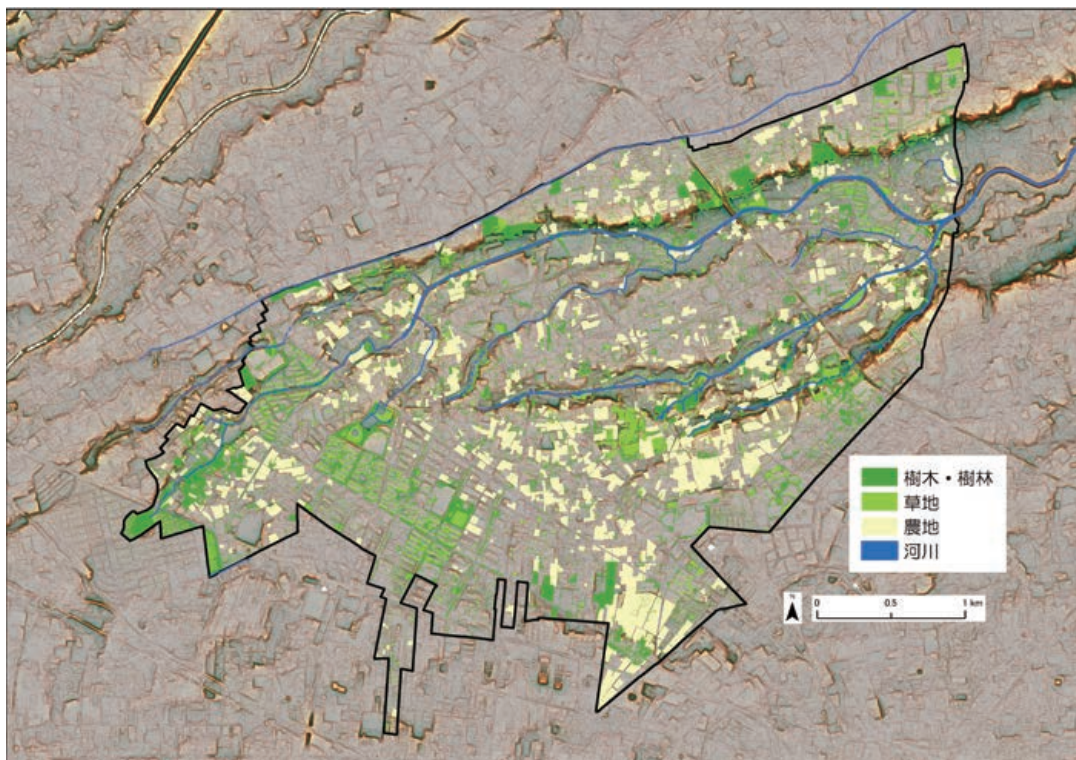
また、草地は少なくなりましたが、まとまった面積の草地は、教育施設や公園などにあり、街路樹や宅地内の緑も市内の貴重な緑となっています。

雨水がこれらの樹林地や農地、草地などでかん養されることで、地下水・湧水の水源が維持され、水が豊かな環境が保たれています。

こうした「緑」や「水」が各所に存在していて、それらが黒目川や落合川、立野川といった河川となりその周辺が「水と緑と生きものの回廊」として水辺沿いの生態系を形成しています。

(3) 生きものの現況

東久留米市内では、令和3年度までの調査では、2千種以上の生きものが確認され、国や都のレッドリストに載っている希少種も2百種以上が確認されています。それらは、川沿いや湧泉地などの水辺や雑木林、公園や住宅地など、大きく4つの環境に分布しています。



※図面上のデータは令和4年3月末現在

東久留米市の地形と緑地・河川の分布

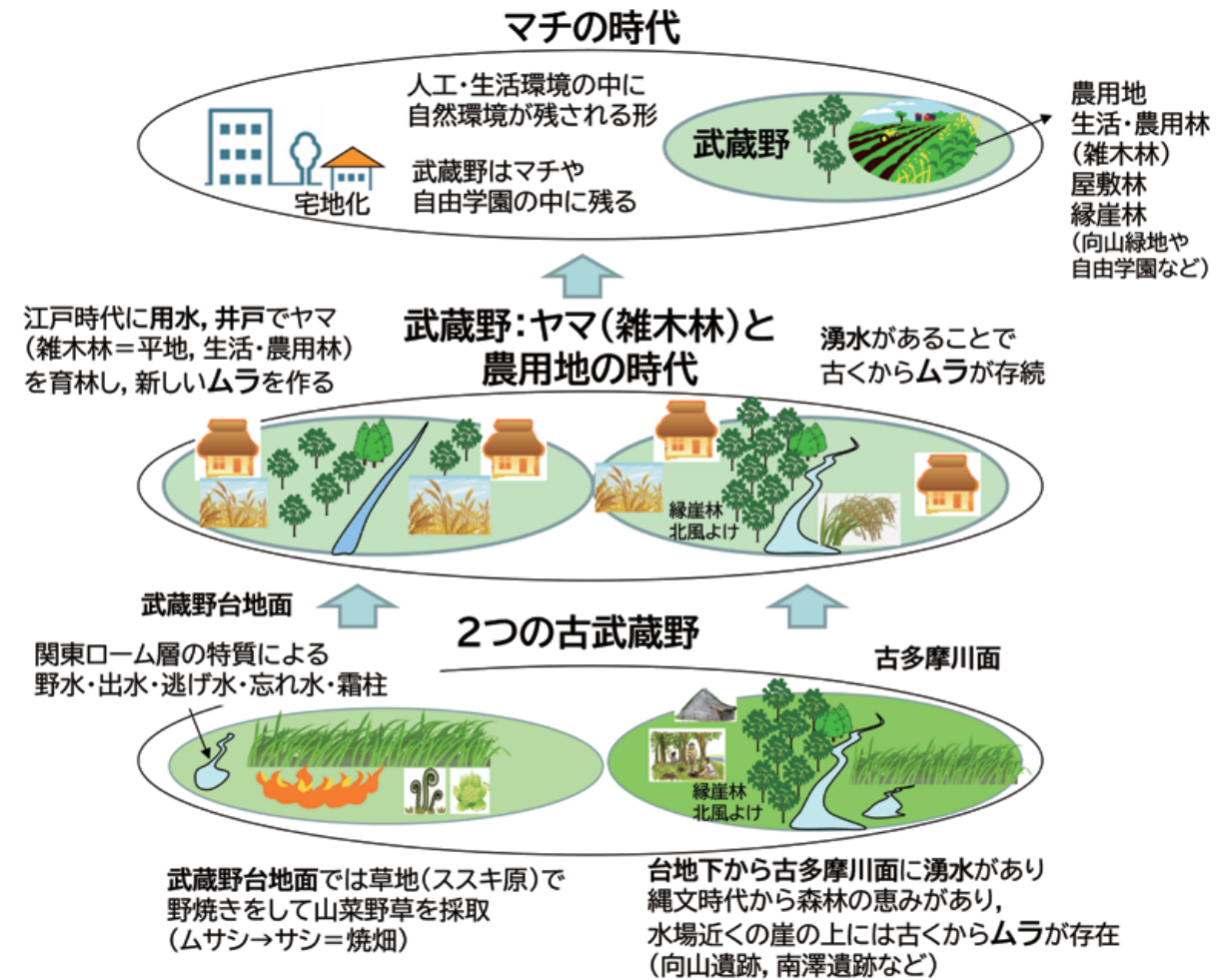
コラム 2

東久留米の土地の履歴

変化に富む東久留米市の景観は、古多摩川面と武蔵野台地面の2つの土地の歴史によってもたらされたものです。

富士・箱根の火山灰が降り積もった武蔵野台地面と湧水と川によって火山灰が流された古多摩川面では土壌の質などによって植生に違いが生まれました。がけ上を含む古多摩川面には、古くから湧水と森林が広がり、森や川の恵みを得てムラが開けました。(向山遺跡では、縄文前期・中期(約3,500～6,000年前)になって出てくる縄文ムラ(環状集落)がその1,000年以上も早い縄文時代早期末葉(約6,000年前～)に見られます。)

また、水の乏しい武蔵野台地面では、古くから草地での野焼きによる山菜採取などの恵みを得るべく、利用しやすい環境として草地を維持してきました。かつては、自然環境の中に人間の人工・生活環境があったわけですが、現在は、都市化して、地域での土地利用の比率からみると、逆の関係になったこととなります。色々な生きもののすみかでもある地域に残された水と緑と土を保全したいものです。(資料3 東久留米市の土地の成り立ち も参照。)



出典：(学) 自由学園 (杉原弘恭)

東久留米市

水と緑と生きもの

の現況

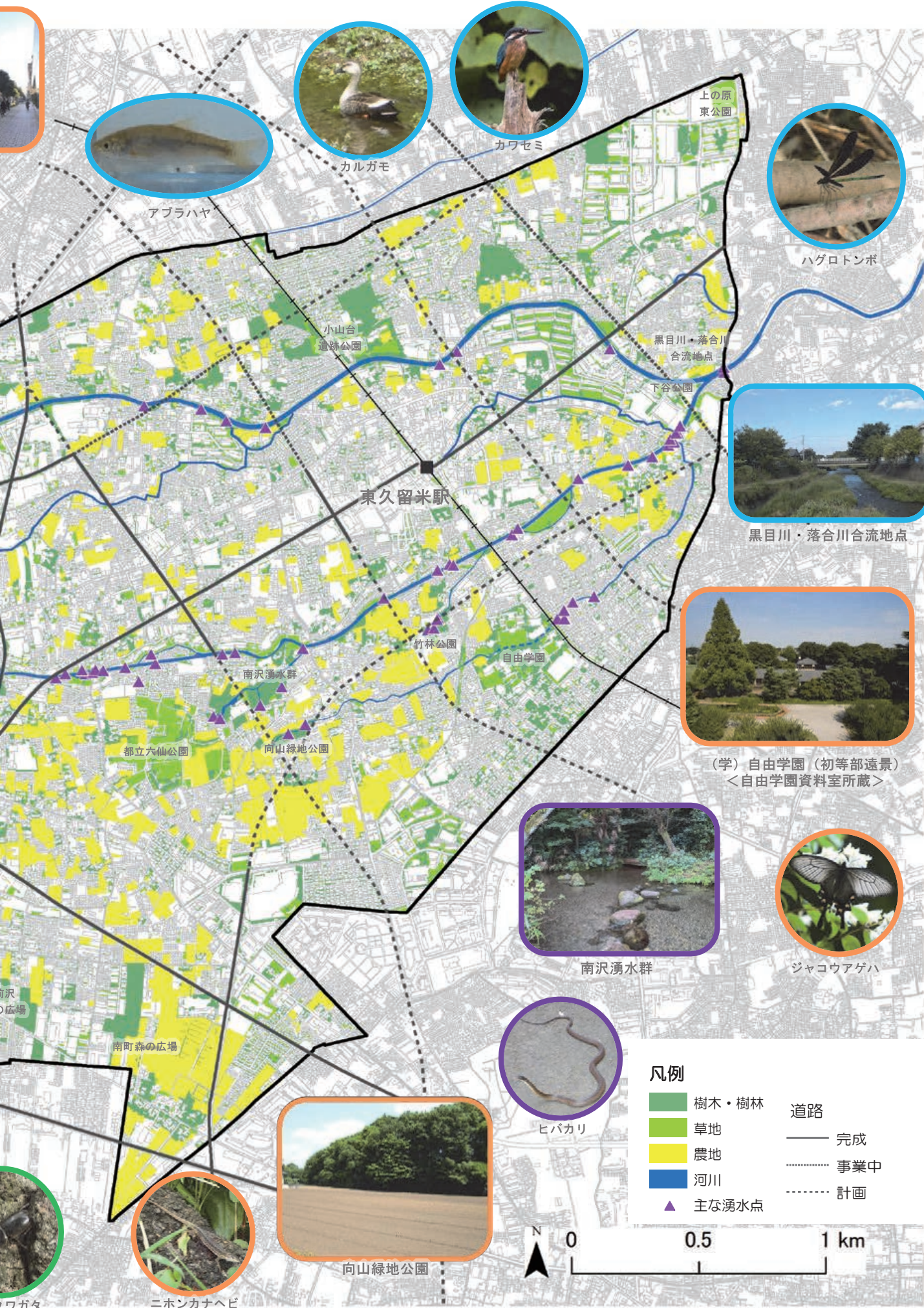
市内の水と緑の分布と、4つの環境と、そこで見られる生きものを示しました。(写真の枠線の色は、それぞれの環境に対応しています。)

市内の代表的な4つの環境と そこで見られる生きもの

- 水辺（川沿い）
- 水辺（湧泉地）
- 雑木林
- 公園や学校、住宅地など



※図面上のデータは令和4年3月末現在



アブラハヤ

カルガモ

カワセミ

ハグロトンボ

東久留米駅

黒目川・落合川
合流地点

黒目川・落合川合流地点

(学) 自由学園 (初等部遠景)
<自由学園資料室所蔵>

南沢湧水群

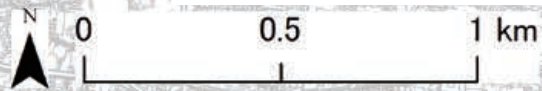
ジャコウアゲハ

南沢湧水群

ヒバカリ

凡例

- 樹木・樹林
- 草地
- 農地
- 河川
- 道路
- 完成
- 事業中
- 計画
- 主な湧水点



向山緑地公園

ニホンカナヘビ

アワガタ



コラム3

我が町東久留米が大好き

1950（昭和25）年、当時私が小学生の頃、落合川や黒目川には沢山の魚がいました。黒目川の縁の南側や落合川の北側は一面が田んぼでした。川では沢山のフナ、コイ、ナマズ、ドジョウ、ハヤ（ウグイ）、時にはウナギも取れました。私はイタヅラ坊主で学校から帰るとカバンを放り投げて川に行き魚とりをくりかえす毎日でした。魚のいそうなえぐられた場所の周りの田んぼの土をスコップでとって囲い、魚が逃げないようにしてバケツで水をかえだしてとる方法でカエボリと呼んでいました。バケツ半分ぐらい、50匹から100匹程度は取れたと思います。魚はほとんどが真っ赤な腹でうろこがザラザラしたハヤ（大きさ20cm程）で、それより小さな当時ゲバチという魚も取れました。ハヤは、串差しの塩焼きが大好きでした。収穫後の田んぼの水たまりをクワで掘り返すと人差し指程の大きなドジョウが土の中から取れ、醤油で煮て食べましたが苦くてあまり好きではありませんでした。アマッコ（ホトケドジョウ）も食べましたが、小さいため食べた記憶は少ないです。田んぼのあぜ道ではピョンピョンとイナゴが飛びはね、母から布袋を作ってもらい兄弟で袋一杯のイナゴを捕り夕ご飯のおかずになりました。



東久留米市郷土資料室所蔵写真

宮下橋周辺は、水が豊富で流れも強く澄んでいて川底のジャリや水草がよく見えていました。深さは浅いところで当時の私の膝上で、深いところはヘソ位まであり、溺れることもありました。魚が沢山取れて、カジカ（トゲウオ、ムサシトミオ）が網に入った記憶があります。カジカは、つかむとトゲが刺さって痛く嫌な魚でした。大きさは5、6cmでたま網にかかってもすぐ逃がしてしまいました。ただ、数は非常に少なく取れると珍しい感じでした。泳ぐ姿はメダカのように左右に小さく震えるように泳ぎ、横腹は真珠のように輝きがあって綺麗でした。そんな記憶はありませんが、他の魚のように食べたりすることがないので、今の様に貴重な魚という意識はさらさらなく、記憶は薄いです。

畑では、大根が盛んに作られ、農家には直径2m以上もある樽があり大根をヌカでつける姿がよく見られました。大根が綺麗に天日干しされている風景も見られました。また、ブタや牛も飼う農家が出て、50匹100匹と飼っていました。農家の周りにはオナガを始めムクドリ、キジバト、スズメ等が沢山いました。もちろんネズミも沢山のいましたから、夜になるとフクロウの出番でした。

市の鳥オナガは、非常に仲の良く、仲間を助け合い、集団で生活し、昔は非常に多かったようです。それはオナガの生息環境に適していたからだと思われます。オナガの好きな柿の実も農家の庭先にあり、ねぐらとする竹林も農家の裏山にはほとんどありました。竹林は根がしっかりと張り崩れないため、防空壕を掘るには適していたためです。

東久留米では商店と農家がほとんどで、自然豊かな黒目川、落合川は、生活には欠かせない川

でした。洗濯をしたり、農家が市場に出す野菜を洗ったり、私たちの遊び場でありました。田んぼのあぜ道の土をとって農家の親父に追いかけて逃げ回ったこと。スコップやバケツを川に投げ込まれたこと。だけど沢山の魚を捕った時に農家の親父さんにバケツごとあげてほめられたこと。夕ご飯のおかずにと家に持ち帰り母に喜ばれたこと。当時のイタヅラ坊主として、思いっきり遊び思いっきり怒られて飛びまわって逃げたことが懐かしく思われます。

1960（昭和35）年ごろから田んぼに都営団地ができ一気に川は汚れてしまいました。もちろん魚もいなくなり、ホタルも見られなくなり、カエルの合唱もなくなり、動植物も見られなくなって、田園風景はなくなりました。昔のような落合川、黒目川には二度と戻らないが、反面、河川が改修され安全に誰もが川沿いを楽しむことが出来るようになりました。

コラム 4

東久留米の思い出

幼い頃私は、久留米村にひと先ず疎開致し、繁くなる空襲を避けて、近づけば遠ざかり遠ざかると近づいて来るようなコノハズクの寂び声のする秩父三峰神社境内に移りましたが、戦後は再び久留米村神山の氷川神社の横に引っ越し、そこで小学生時代を過ごしました。対岸の牧場が一升瓶に搾りたての牛乳を入れて、湧き水(注1)のところに冷やしがてら浸けておいてくれたものを取りに行くのが毎朝の日課でした。

当時は、人口九千人足らずの農村で、その自然環境は、川遊び、野遊び、山遊びを好む子供たちにとり、お誂え向きの生活空間でした。村では林や森を「山」と呼んでいました。私が住む大字の辺りには、凡そ井桁に似た広さの湧き水が幾ヶ所もありました。それらの源から始まる小川を一条一条静かに集めて下る澄んだ流れには、車馬用の橋の他に、丸太の一本橋や二本橋が渡されていました。

長さが二間程の丸太橋の上からは、ハヤが砂利底で産卵期に見せる、はちどりの空中静止に似た仕種に目を凝らしました。淀み(注2)では、その中央部まで迫り出した老木の幹に這いつくばり、眼下で群れて舞うタナゴの体側に煌めく、淡紅の婚姻色に心を奪われました。この川ではまた、ゲバチやドジョウを底の泥土に探り当て、浅瀬の石の裏側に巣くうカワムシを捕え、アメンボ、ゲンゴロウ、イモリ、ヤツメウナギの固有な姿に興味を募らせ、深い「うろ」を半楕円形状に囲む小さな水仕切りを土砂で築いて掻い掘りを試み、寒い季節の夕間暮れには岸沿いに置き針を仕掛けて歩き、夏の堰で水浴びにはしゃぐ屋下がりもありました。

川に続く田畑や藪の中では、カエルとヘビに折々出会いました。耳腺から毒液を分泌するヒキガエルの眼にも、実はトノサマガエル、アマガエル、アカガエルと同様に、多少おどけた人懐っこい表情が映ることを、知らず識らずのうちに発見していました。親指と人差し指でアオダイショウの首筋を背中の方から柔らかく挟み、落ち着いて優しく観察する態度の大切さを、父から初めて教えられた場所もここでした。



山では、薄紫色のサクラケムシを腕に這わせても、安全で心配のないことを知りました。栗の花が開く頃は、青白色の長毛に覆われたフリケムシを両の掌いっぱい集めて帰り、家の庭でその腸を酢に浸して太目の天蚕糸を作りました。大きな声で鳴くクツワムシや木の枝のようなナナフシ、涼やかなイトトンボ、オハグロトンボや色様々な蝶、雄々しいカブトムシやクワガタ、空高く空中停止しながらさえずるヒバリの声も懐かしく思い出されます。夕空のコウモリやイタチ等の小型哺乳類の動作に見入ったり、ムクヤシイ、クワヤグミ、キイチゴの実を口に含んだりするひと時もありました。

子供の頃の思い出の片鱗にすぎませんが、このようにして遊んだ川や野や山は、ありのままの自然に接する喜びを私に教えてくれました。人には、見た目には違和感を覚える対象を直観的に疎んじる性癖が、多分にあるようで、身近な野生生物に親しむ機会は、子供達がこの種の傾向から、解き放たれて行くことに貢献しそうです。外観の体裁から心理的束縛を受けることなく、素直な目で自然の温もりや人の温もりを読み取り味わえる心——そのような心の奥行きを、子供達と動植物達との触れ合いは、一層深めることに与って力ありそうです。



かつての小野殿淵付近

- (注1) 現在の昭和橋より当時水田の中の道であった昭和新道を南西方向に上るように進んで落ち合う弁天川右岸にあったとのこと
- (注2) 黒目川と落合川が合流するあたり(現在地より南、江戸時代の鷹匠頭小野家の屋敷があった落合川右岸の高台下)にあった小野殿淵(おんどろぶち)とのこと



第2章

第三次緑の基本計画・ 生物多様性戦略策定 に向けた課題と方向性



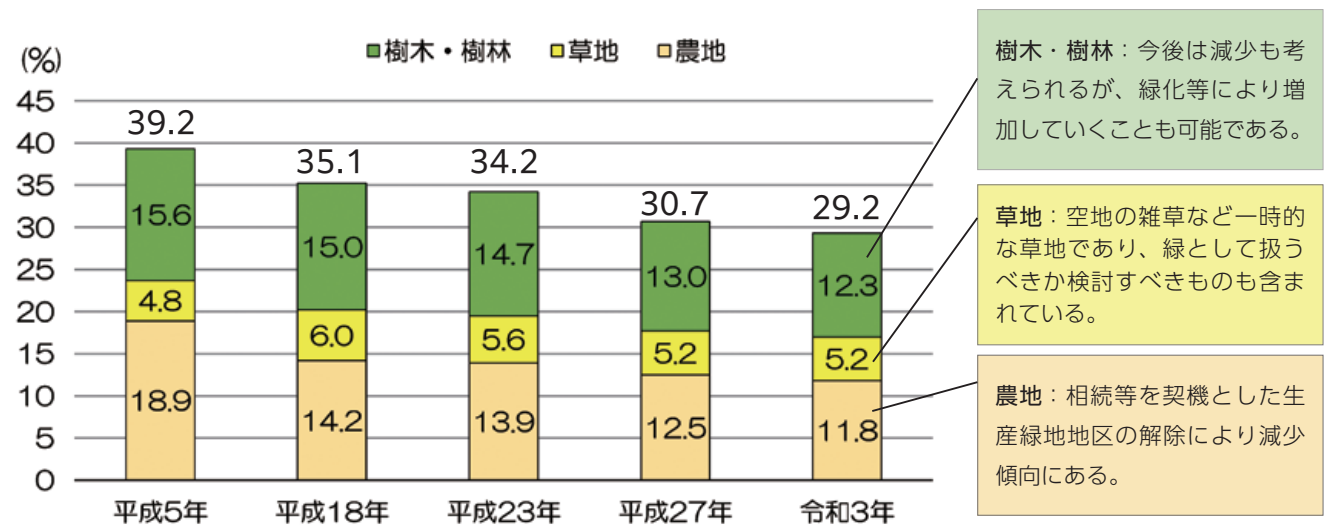
第2章

第三次緑の基本計画・生物多様性戦略策定に向けた課題と方向性

第二次緑の基本計画中間見直し・生物多様性戦略を推進する中で、全体目標として掲げた“緑で覆われた土地の占める割合を表す”緑被率は、樹木・樹林及び農地の減少に伴い低下しました。また、市民一人当たりの公園緑地等の面積といったそれ以外の全体目標もこの期間内には目標を満たせませんでした。生きものの保全に関する新たな方針や、市民活動の参加者の固定化の解消といった計画の推進体制の強化も必要となっています。

(1) 緑に関する取り組み

第二次計画における目標であった緑被率の維持ができませんでした。民有の雑木林や農地が減少する理由として所有者の相続に伴い売却され宅地化されるケースが多くあり、雑木林ではカシノナガキクイムシが病原菌を増殖させることで発生する「ナラ枯れ」による樹木の枯死が確認されました。また、生産緑地地区の2022年問題といった、さらなる農地の減少が懸念されています。



※四捨五入の関係で、合計が一致しない場合があります

生物多様性の認知度

緑の減少を食い止めるためには、さまざまな方策を組み合わせる必要があります。

農地の保全のためには、「東久留米市農業振興計画中間見直し」に基づき計画的な保全に努めます。

また平成28年3月に策定した「東久留米市緑地保全計画」を、引き続き本計画の重点施策に位置付け、取り組みを継続します。

緑の減少が続いている状況では、確保すべき緑を明確に保全する「緑地保全計画」に基づき、確保を進める必要があります。用地確保の財源となる資金(みどりの基金)を充足させる仕組みの検討や、不足する財源を補うため、別の財源や国や都の補助制度の活用を検討する必要があります。

市街地化の進行等により、落ち葉が近隣への迷惑となって樹木の所有者の負担が大きくなり、樹木を伐採せざるを得ないケースもあります。保存樹木等補助制度・緑地協定制度等の所有者のメリットにつながる制度のあり方の検討と、広く市民の緑に対する理解を促すことが必要です。

第2章 第三次緑の基本計画・生物多様性戦略策定に向けた課題と方向性

(2) 公園緑地の整備に関する取り組み

公園緑地の確保目標面積は、市民1人あたり5㎡に対して、令和3年度時点で3.52㎡にとどまっており、当初の目標には達していません。公園緑地を確保するためには、市における公園整備と合わせて、都立六仙公園の早期の全面開園に向けて東京都に協力するとともに、宅地開発等や大規模集合住宅の建て替え時に公園を効果的に配置できるよう開発事業者等に要請する必要があります。

また、公園緑地の、より一層の発展性や将来の可能性を引き出せるよう、①社会状況の変化等に柔軟に対応したサービスを提供し続ける②民間との連携を加速する③多種多様に使いこなすとの視点をもって、既存公園も含め、今後の公園緑地のあり方を検討していきます。また、防災拠点としての整備、バリアフリーに配慮した整備を行うことが十分進んでいないため今日の整備基準等に適合する整備が必要になります。樹木の高木化・老木化が進み林床植物などの生育が阻害されるとともに、近隣の住環境への危険性が増しています。公園施設等の老朽化や樹木の高木化・老木化への対策には、現状把握と更新・再整備のための財源を確保する必要があります。

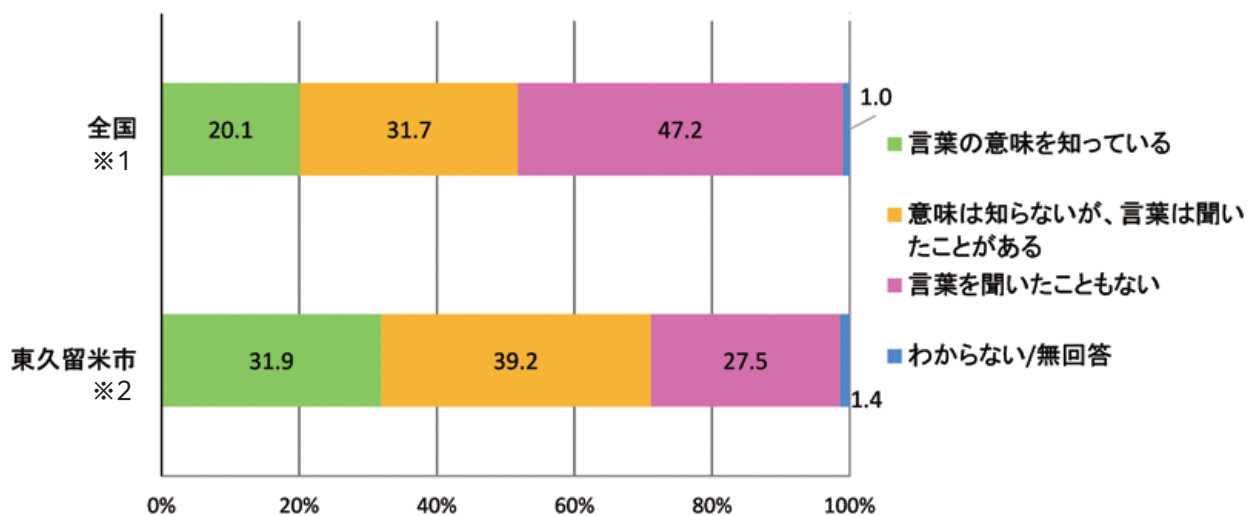
(3) 生物多様性保全に関する取り組み

市内で見られる動植物の種類の変化(減少)は、緑の減少など、土地利用の変化と関連付けられます。市内には多くの水と緑が分布していますが、生物多様性の保全のためには、拠点となる緑の整備と、生きものが行き交うことのできるよう繋がりを確保するとともに、市内の希少種をできる限り保全していくには、市民・事業者・行政が一体となって取り組みを行う必要があります。また、特定外来生物などによる生態系のかく乱が懸念されるため、対策が必要です。

加えて、保全のための市民の意識を向上させる必要があります。生物多様性の言葉の意味を知っていると回答した人は、平成28年度の23.2%から増加して31.9%（令和4年度）となり、全国平均を上回りますが、いまだに全体の7割近く of 市民に浸透していないことから、更なる認知度の向上が望まれます。

こうした生物多様性の保全に向けて、生きものモニタリングを継続することで現状を把握し、その結果を踏まえて市民・事業者・行政が一体となった方針を定める必要があります。

生物多様性の言葉の意味を知っているか



※1 「環境問題に関する世論調査」(令和元年度、内閣広報室)

※2 「令和4年度 市民アンケート調査」(令和4年度、東久留米市)

生物多様性の認知度



(4) 計画の推進体制の強化

① 市民活動の拡大

これまでに行われてきた市民の活動によって、市の水と緑は保全・維持されてきていますが、その中心となっている多くの市民団体において参加者の固定化が進んでいるほか、団体への加入者が減少・高齢化の傾向にあります。市民活動が継続して展開できるよう、現在の活動の支援を行うとともに、活動の趣旨への理解を広め、幅広く次代の人材を募る方策の確立が必要です。

② 基礎調査の実施やデータの共有化と活用

計画を確実にかつ効果的に実施するためには、緑化の状況、生きものの生息・生育状況、湧水・地下水の仕組みの把握など、それぞれの施策に関わる基礎調査を適切かつ継続的に行うため、調査にあたっては、市民やその他の実施機関との協働や共有・集積の必要があります。また、こうした情報を適切な手段で発信する必要があります。

③ 関連計画の策定・見直しや根拠法令の改正への対応

第二次緑の基本計画中間見直し以降、関連計画の策定・見直しや、根拠法令の改正等が行われました。上位関連計画との連携及び整合を図り、関連法改正等の状況を踏まえて、取り組みを進めることが必要です。

④ 実効性のある計画の策定

市全域に市街地が広がり続けている反面、緑は人の心にやすらぎをもたらすなどの効果があるため、市街地にこそ質の高い緑を創出する必要があります。そのために、太陽の光を入れて緑の若返りを図ることを目的として、既存樹木の伐採等を伴う場合があります。

第三次緑の基本計画・生物多様性戦略の実効性を確保するために、こうした緑を取りまく課題を的確に把握した上で計画を策定します。

また、限られた財源で計画を実行していくために、PDCAサイクルによる進行管理を行います。

コラム 5

なぜ生きものと生息地を守るのか？ (生物多様性)

私たちは、湧水と緑と農の恵み豊かな東久留米を誇らしく思っています。その環境に魅力を感じて転入してきたという声も聞きます。私たちは、それが当たり前、放っておいても存続するように思いがちです。しかしその恵みは、はるか縄文時代から地域で湧水と緑と生きものを守り育ててきたものなのです。

東久留米市の樹林地や農地から浸透した雨水を源として、崖線などから湧き出た地下水の安定した水温、地温、気温は人々の住みやすさにつながっています。それらをもたらしている景観も、私たちに身近な恵みの一つですが、その景観はそれぞれの場(大気、水、土、地形など)で、その特性に応じて生育・生息する生きものと、その生きもののかかわりでつくられている多様な生態系の姿です(生物多様性：用語集参照)。さらに、それらは酸素や土、食料や薬、木材など、ヒトの存続にも必要な恵みを提供してくれています。

自然環境と多様ないのちは、それぞれの生活の場において、食を通じて複雑につながっています。はるか古代、雑食性であるヒトは、火を使うことで地球規模の環境変動を切り抜けてきました。しかし、この半世紀の都市化によって消費者として肥大化した人は、安定した食料供給を確保するため、単一作物の農作物・家畜生産によってその生活を維持するようになりましたが、気候変動や災害などで築き上げてきた生活を失ってしまうかもしれません。そのときのために、生きものとその生育・生息地をできるだけ多様な形で残しておくことが必要です。自然の持続的な循環・再生を考えずに、自然からの恵みを消費するばかりとなっては荒廃をもたらしかねません。農産物をはじめ自然の恵みに対して私たちは謙虚に向き合う必要があるのではないのでしょうか。

これまでには、市内では様々な市民活動が実施されてきました(コラム12 水と緑と生きものに関わる市民活動について を参照)。このような活動は、生きものの生育・生息地の保全・回復につながっています。今後も活動の灯を絶やさずに、多様な生きものすみかでもある地域に残された水と緑と土を保全し、身近な緑を増やしていきましょう。



落合川最上流の湧水



南沢緑地保全地域



ゲンヤンマ



タチツボスミレ



コラム 6

生物多様性と持続可能な地域づくり

近年、世界中で多様な生きものの絶滅が急速に進んでいます。日本でも野生動植物の約3割が危機に瀕しています。その要因としては、開発や乱獲、環境汚染、外来種による生態系のかく乱、そして地球温暖化がもたらす地球環境の変化などがあげられます。地球は水の循環、食物連鎖、大気の循環など様々な循環により多様な生態系を生み出しています。人間はその生態系の一員として飲料水や食料、木や燃料といった生きることに必要なものを得ています。この問題に適切な対策を取らなければ自然環境や生態系の損失を加速させ、それに直接あるいは間接的に依存している私たちの社会経済活動にも大きなリスクとなると考えられています。このようなことから、経済発展の重視に偏った社会経済活動の在り方を見直し、環境と社会経済活動のバランスがとれた持続(維持)可能な地域づくりを目指す仕組みづくりや取り組みが進んでいます。(資料編9 SDGs、気候変動など解説 も参照)

気候変動の影響と生物多様性の損失は、人間社会にとって最も重要な課題であり、それらはお互い密接に関連しています。

気候変動対策で日本は、2050年に温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを表明し、グリーン成長戦略やGX(グリーン・トランスフォーメーション)などの様々な政策が講じられています。地域においても地域脱炭素を環境問題としてのみ捉えるのではなく、環境・経済・社会が統合的に向上することを目指す、持続可能な地域づくり政策へとシフトしています。

生物多様性についても、社会経済活動そのものを、自然を守り活かす方向へ移行し、マイナスからプラスに転じていこうとする考え(ネイチャーポジティブ)が広がっています。G7は2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させるとコミットし、実現に向けて自然資源の持続可能な利用とともに自然に投資してネイチャーポジティブな経済の促進を掲げています。それを受けて日本でも取り組みが始まっています。

このような時代において、東久留米市がこれまで環境汚染や都市化による土地利用変化にさらされながらも、市民・事業者・行政が一体となって守り育ててきた豊かな緑と生物多様性は、大切な資産であり非常に大きな意味を持ちます。今後はその価値を活かして街の魅力をさらに高めながら、継続的な生物多様性の保全や気候変動対策の推進を通じて、持続可能な地域づくりを積極的に進めていくことが期待されます。



第3章

第三次緑の基本計画・ 生物多様性戦略

- 1 計画の位置付け
- 2 計画期間と目標年次
- 3 計画の対象地域
- 4 計画の基本理念
- 5 水と緑の将来像
- 6 水と緑と生きものの18の拠点と
保全のための取り組み
- 7 計画の目標と基本方針
- 8 施策の体系
- 9 施策の内容
- 10 施策推進の役割分担
- 11 重点施策
- 12 計画の推進に向けて



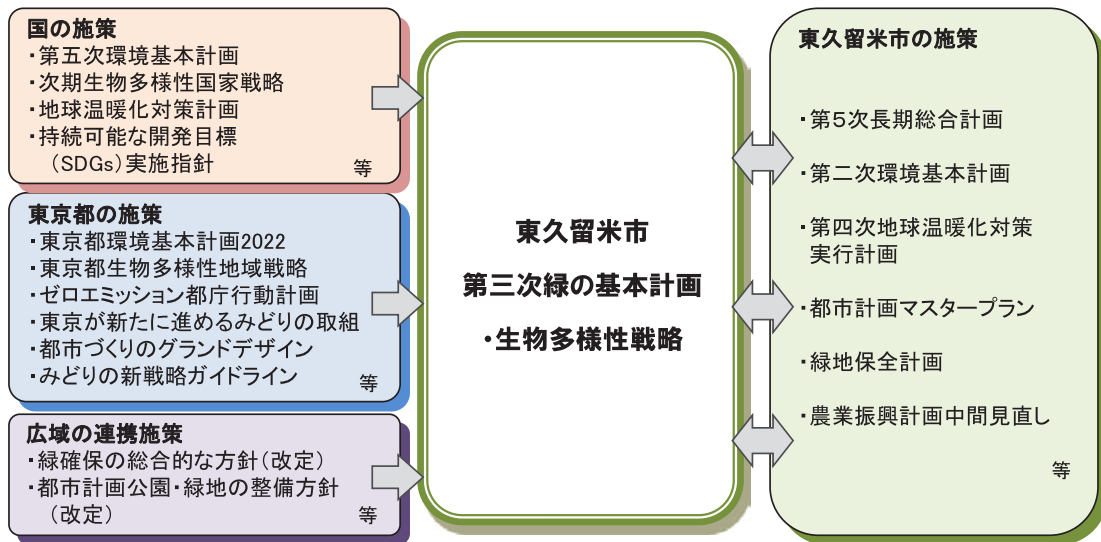
第3章

第三次緑の基本計画・生物多様性戦略

1 計画の位置付け

緑の基本計画は都市緑地法に基づき、これに包括する形で作成する生物多様性戦略(生物多様性地域戦略)は生物多様性基本法に基づき、東久留米市第5次長期総合計画を上位計画とし、同計画における「自然と共生する環境にやさしいまち」づくりのための計画として位置付けていきます。

本計画は、関連計画である「東久留米市第二次環境基本計画」、「東久留米市都市計画マスタープラン」「東久留米市農業振興計画中間見直し」や、広域の計画である「緑確保の総合的な方針(改定)」、「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)」等と、施策や目標などの整合を図ります。



2 計画期間と目標年次

第三次緑の基本計画・生物多様性戦略の計画期間は、令和5年度から14年度までの10年間とします。

ただし、緑を守りつくる取り組みは、長期的な視点に立って計画し、実現していく必要があるため、今後の将来像を見据えた計画とします。

和歴	平成							令和															
	25	26	27	28	29	30	31/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
西暦	2013	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
	第二次緑の基本計画							第三次緑の基本計画															
	生物多様性戦略							生物多様性戦略															
	▲中間見直し																						

3 計画の対象地域

本計画の対象地域は、東久留米市内全域とします。なお、東久留米市域だけでは解決できない課題については、東京都や周辺市町村等と連携し対策を進めます。

4 計画の基本理念

東久留米市は「湧水・清流保全都市宣言」に象徴される水と緑の保全を進めています。これからも水と緑と人々が共生する豊かな環境を守り育て次世代につなげていく決意と、そのためには、市民・事業者・行政が連携し一体となった取り組みが必要であるとして

「水と緑と人のネットワークづくりをめざして」

を基本理念としました。

水は土を潤し緑を育て、緑は水を蓄えます。豊かな水と緑は多様な生きものを育み、生きものたちは自然の循環のなかで土地を豊かにするなど多くの恩恵を人々に与えています。このような関係を踏まえて「第三次緑の基本計画・生物多様性戦略」では、それらが一体のものとして、水と緑や動物などの多様な生きものを大切に、みんなが力を合わせて保全、回復、創出していくことを目指しています。

5 水と緑の将来像

基本理念のもとで目指す姿は、雑木林などのまとまった樹林地を中心とする地域の緑、それらをつなぐ川と湧水の水辺の緑、街路樹のある道や緑の散策路とそこにふれあう人々が有機的につながり、水と緑を守り育てる、人にも生きものにも優しいまちづくりです。

そこでは緑の質と量が確保され、湧水や清流の保全と必要な水循環がつけられ、多様な生きものが生育し、人々はそれらに親しみ守り育てています。





水と緑の将来像のイメージ

●水と緑と生きものの拠点・・・

緑には、生物の生息空間、湧水のかん養域、市民が憩い・活動する場所、防災上の拠点といった機能があります。このような機能を効果的に発揮するために将来にわたり保全、回復及び創出すべき「水と緑と生きものの拠点」とします。拠点の範囲については、生きものや生態系には境界がないことを踏まえ、行政区域を越えて記載している場合があります。

●水と緑と生きものの回廊・・・

水と緑の拠点をつなぎ、生きものが行き交うことのできる、河川・用水と川沿い・崖線上の緑、街路樹、散策路を「水と緑と生きものの回廊」とします。

●まちなみの緑・・・

市内全域に広がる農地や屋敷林、公園や学校などのオープンスペースや、住宅・事業所・公共施設と、その周辺の緑を「まちなみの緑」とします。





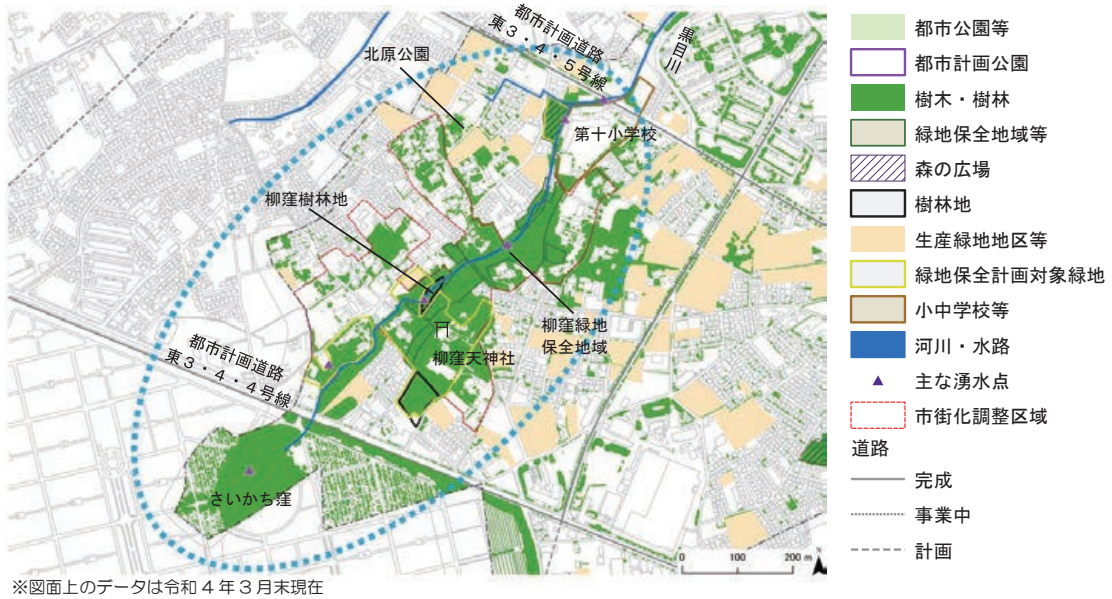


6 水と緑と生きものの18の拠点と保全のための取り組み

① 柳窪

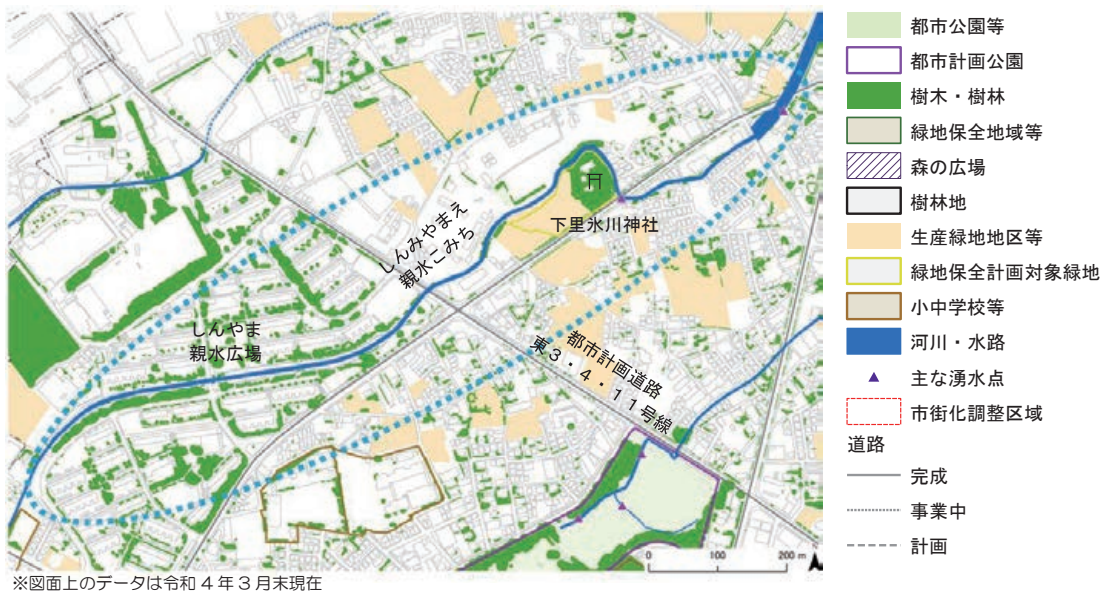
都立小平霊園(さいかち窪)から柳窪緑地保全地域にかけて雑木林や農地が多く残る地域です。屋敷林が、かつての武蔵野の面影を色濃く残し、市の指定する保存樹木や樹林も数多くあります。柳窪天神社前には東京の名湧水57選に指定された湧水地もあり、黒目川の上流部の水源地として重要な地域です。さいかち窪では数年に一度現れる湧水とともにドジョウが見られることもあります。

良好な緑地環境を保全し、市街化調整区域などの開発コントロールにより屋敷林等の開発を抑制します。黒目川親水化事業として環境整備を行ったこの地域を広く市民に伝えていくとともに、黒目川沿いの湧水の保全に努めます。



② 下里

黒目川に沿った、市民の憩いの場として川に下りられるように整備した「しんやま親水広場」と、その下流の「しんみやまえ親水こみち」がある地域です。川面には市内特有のミクリやナガエミクリの群落も見られます。新所沢街道を境に下流側は、武蔵野の農村風景が残る下里氷川神社や農地を生かした景観を保全し、武蔵野の農村風景の復活を目指し、上流側は、市民が親しめる環境との調和を図った環境を保全していきます。



③ 柳泉園組合

清瀬市、東久留米市、西東京市のごみの中間処理施設である柳泉園組合の敷地(9.5ha)とその周辺も緑に覆われ、出水川が横切り、市民が集う水と緑と生きものの拠点といえます。

武蔵野の残存種が生息・生育している施設の自然環境を将来にわたり保全するとともに、指定緊急避難場所としての役割もあるため、生きものの保全とも合わせて、施設管理者に対して協力を求めています。加えて、出水川の水質については今後も注視していきます。



④ 野火止用水(下里)

かつて下流地域への生活用水として開削され、その後の「清流復活事業」により甦った「野火止用水」に沿って野火止用水歴史環境保全地域(下里地区)の雑木林があります。雑木林では、樹木の更新などにより新たな植生が生まれつつあります。この場所に限らず市内の水場は、カワセミのえさばととなっています。

用水沿いの自治体と連携した清流の保全と、周辺環境との調和のため、高木・老木化した樹木などの適正な管理を行っていきます。





⑤ 本村

黒目川と出水川が合流する付近には湧水もあり、周囲の果樹園などとともに、水と緑と生きものの拠点を形成しています。

湧水に集う縄文から平安時代までの人々の生活の跡が残っている下里本邑遺跡公園があり、指定緊急避難場所としての機能整備と併せて、老朽化した施設の適切な維持管理を行っていきます。出水川の水質については今後も注視していきます。



※図面上のデータは令和4年3月末現在

⑥ 野火止用水(野火止・小山)・黒目川崖線

野火止用水歴史環境保全地域と、緑の豊かな公立学校が多くある地域です。野火止用水は人工の水路ですが、これまでにアブラハヤやオイカワなどの小魚が確認されています。

周辺の畑や、野火止用水・黒目川と一体となって、規模の大きな水と緑と生きものの景観を形成しています。施設の管理者に緑の保全を呼び掛けるとともに、緑の適正な管理を行っていきます。



※図面上のデータは令和4年3月末現在

⑦ 小山・氷川台

小山・氷川台地区の緑地保全地域を中心に、小山台遺跡公園、大圓寺、子ノ神社があり、東京学芸大学附属特別支援学校にもまとまった雑木林があります。駅周辺の市街地にも近く、黒目川崖線の斜面にあるため、景観的にも重要な地域です。

緑地保全地域の適正な管理を行うとともに、周辺の民有雑木林や農地の保全を所有者に対して呼び掛け、東京学芸大学附属特別支援学校の雑木林は、学校や市民との協働で、その有効な活用を進めていきます。また、都市計画道路東3・4・21号線の整備にあたっては、周辺の自然環境に配慮した整備のあり方について検討します。



※図面上のデータは令和4年3月末現在

⑧ 金山・大門

黒目川を挟んで、北側には金山緑地保全地域、南側には浄牧院があります。金山緑地保全地域は、黒目川に削られた崖線と、その北側の平坦な台地からなり、クヌギやコナラ、イヌシデなどが生育しています。また、南側の厳島神社の社寺林や農地、屋敷林も貴重な緑です。

保全地域の適正な管理を行い、黒目川を中心とした一体の緑地の保全を推進します。

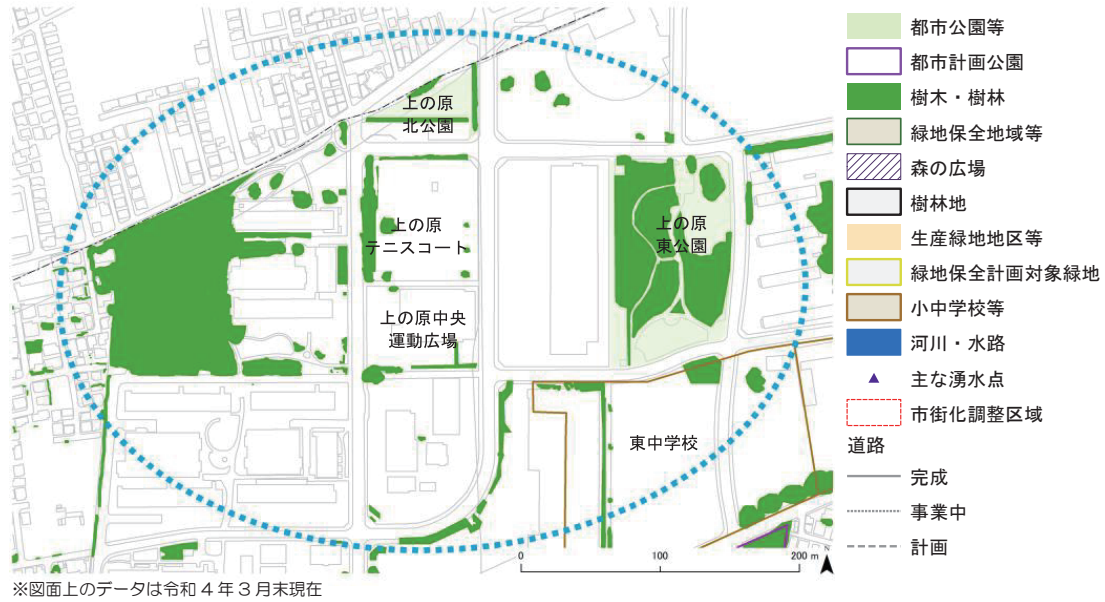


※図面上のデータは令和4年3月末現在



⑨ 上の原

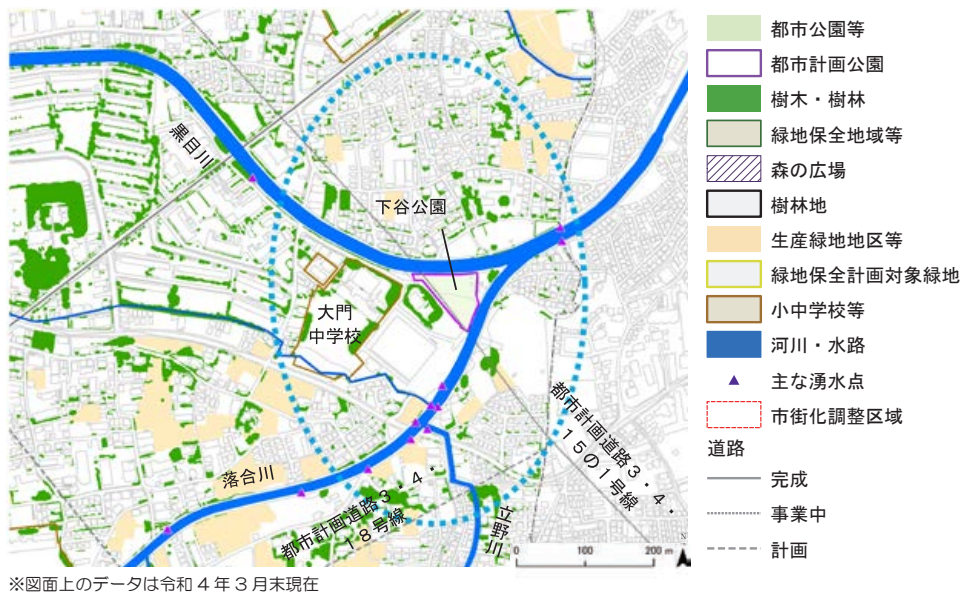
この地域は、スポーツ施設の中央運動広場とテニスコート、公園施設は上の原東公園と上の原北公園があります。上の原東公園は、既存の樹林地を活かして再整備を行い、園内を「遊び場エリア」と「散策エリア」に分けた子どもも大人も楽しめる公園として、令和元年10月に再開園しました。



⑩ 黒目川・落合川合流点

地下に黒目川と落合川から取水する黒目川黒目橋調節池があります。また、地上にスポーツセンターや下谷公園、黒目川・落合川の合流点があり、「東京における都市計画道路の整備方針」で優先整備路線とした都市計画道路東3・4・15の1号線の整備が進められています。治水事業としての、黒目川黒目橋調節池工事が平成30年に完了し、現在下谷橋調節池の工事が実施されています。また、合流点ではアユの遡上も見られます。

下谷公園を含め、周辺施設と一体性を持った市民に親しまれるオープンスペースづくりを検討していきます。下谷橋調節池の工事にあたっては、自然環境等に最大限配慮した施工を行うよう東京都に働きかけていきます。



⑪ 竹林公園

新東京百景でもある竹林公園は、約2,000本の孟宗竹に覆われた市のシンボリックな公園であると同時に豊富な湧水地でもありその流れは落合川に注ぎます。公園の周辺に広がる農地と屋敷林が市内の貴重な緑です。「落合川いこいの水辺」は、緩傾斜護岸により整備された広場で子ども達の体験の場、多くの市民の憩いの場になっています。都市計画道路東3・4・18号線の整備にあたっては、竹林公園周辺の一部区間を自然環境を守ることを前提とした区間とし、その環境を守ることでできる整備のあり方が明らかになるまで、当該箇所の整備を留保し、実現性や変更等、都市計画道路のあり方について検討します。また、落合川を横断する東3・4・13号線の整備にあたっては、周辺の自然環境に配慮した整備を進めます。竹林公園や落合川いこいの水辺は、今後も市民に親しまれる場所として維持・管理を行っていきます。



※図面上のデータは令和4年3月末現在

⑫ 落合川源流域

落合川と小金井街道の交差点より西側の八幡町二・三丁目周辺は、落合川と楊柳川の源流域として、河川の保全のための重要なエリアです。落合川の川面には、ギンヤンマやハグロトンボも見られます。

落合川源流域の流れを絶やさないう、地下水のかん養量の確保に努めます。また、川の源泉としての重要性を多くの市民に広めていきます。



※図面上のデータは令和4年3月末現在



⑬ 学園町

この地域においては、「学園町憲章」により、自治会による地域緑化が進められ緑豊かなまちなみが形成されています。また、市内では珍しいメタセコイアの大木も保存樹木として指定されています。

自由学園の敷地内には立野川が流れ、崖線を含む多様な緑に恵まれています。また、開放日には多くの市民が訪れ、学園内の生きもの調査や、市民も交えた鳥の観察会も継続して行われており、今後も自由学園や自治会と一体となって、広がりや厚みのある緑の形成を図っていきます。

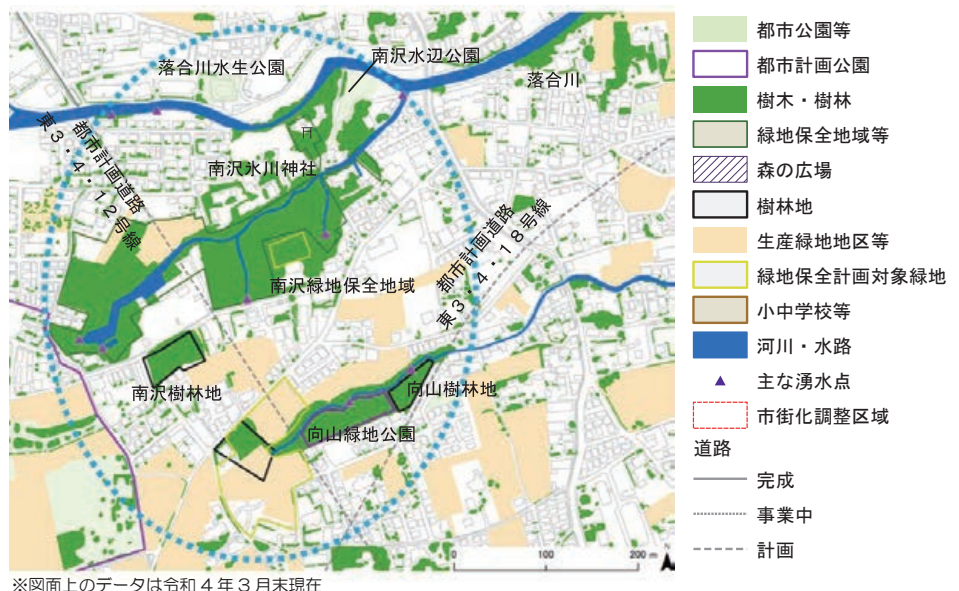


⑭ 南沢

平成の名水百選「落合川と南沢湧水群」に指定された地域で、南沢緑地保全地域では1日約1万トンの湧水が湧出します。周囲には南沢氷川神社、南沢水辺公園や向山緑地公園、市民緑地や南沢樹林地、向山樹林地、民有の樹林地もあり、市のシンボリックな緑地帯を形成しています。

湧水・清流保全都市宣言をしたまちとして、将来にわたりこの地域の良好な自然環境を引き継いでいきます。また、立野川上流域の水辺環境と縁崖林を保全していくとともに、都市計画道路東3・4・12号線の整備にあたっては、南沢緑地保全地域周辺の一部区間を自然環境を守ることを前提とした区間とし、その環境を守ることでできる整備のあり方が明らかになるまで整備を留保し、実現性や変更等、都市計画道路のあり方について検討します。また、都市計画道路東3・4・18号線のうち、立野川を横断する箇所の整備にあたっては、周辺的生活環境や自然環境に配慮します。

さらに、都立六仙公園への連続性を持った緑地保全地域のあり方を検討します。向山緑地公園周辺については、「東久留米市緑地保全計画」における保全対象地であるとともに、「緑確保の総合的な方針(改定)」において確保候補地となっていることから、隣接地の公有地化を行い、拡幅を行いました。



⑮ 六仙公園

東京都と都内区市町で策定された「都市計画公園・緑地の整備方針」において、「今後10年間で優先的に整備する公園・緑地」として都立六仙公園の整備を進めています。この公園は、市内最大の計画面積(15ha)があり、市の原風景である雑木林、縄文時代の遺跡などをイメージし、自然の保全と創造をする自然型の公園とするとともに指定緊急避難場所としての機能を持ち、隣接する南沢の湧水のかん養域となるよう計画されております。

都立六仙公園を水と緑と生きものの拠点として、早期の全面開園に協力していきます。この施設を有効に活用できるよう様々な環境整備を検討し、東京都と調整していきます。

また、南沢地域との連続性の持ち方を検討していきます。



※図面上のデータは令和4年3月末現在

⑯ 前沢・南町

前沢・南町の緑地保全地域を中心に、森の広場と江戸時代の新田開発の名残を示す、市内最大のまとまりのある農地と、これと一体となった屋敷林、柳新田通りのケヤキ並木が立ち並び、武蔵野の面影が感じられる地域です。雑木林においてアオゲラなどが木を突く音も聞こえます。

緑地保全地域や森の広場における緑の適切な維持管理を行います。また、屋敷林や広大な農地の保全を広く市民に呼び掛けるとともに、所有者とも共同で検討し、実施していきます。



※図面上のデータは令和4年3月末現在



⑰ 滝山公園

西中学校と一体となって、市内の緑の拠点を形成しています。野球場やテニスコート、野外訓練施設といったスポーツ・レクリエーションの場として、また、指定緊急避難場所として災害時にも重要な地域です。公園北側の慰霊碑等周辺にはまとまった緑が多く残っていますが、高木・老木化による枝折れや落葉が課題となっています。今後は、公園の防災機能の充実を含め、よりストック効果を高める施策等の検討を進めていきます。



※図面上のデータは令和4年3月末現在

⑱ 白山公園

雨水の調整池として整備されている白山公園は、散歩やスポーツを楽しむ場となり、桜並木は花見の名所になるなど、広く市民に親しまれています。雨が降ると湿地になるため湿生植物も生育しており、そこにはアオサギやカルガモなどもやってきます。

これらの環境を保全するため、湧水や調整池機能など水環境に配慮した維持管理を行うとともに、多くの市民に親しまれるよう公園全体の老朽化対策について検討を進めていきます。



※図面上のデータは令和4年3月末現在

コラム7

多摩川から続く川の道を 辿って来た植物について

東久留米市の北は、野火止用水と呼ばれる用水路で東村山市や清瀬市などと境を隔てています。それらは、1655年武蔵野開発のために作られた玉川上水からの分水路です。流域には山地性植物のタマアジサイ〔注1〕や、コバギボウシ、オオバギボウシ、チゴユリが生育しています。当市は平野部に位置しており、同用水の開削が深く関わっていると考えられます。

何らかの要因により種子や株などが生育地近辺の水辺に流れ込み、沢筋から多摩川へ、更に流れに乗り羽村取水堰から玉川上水を経て当市に辿り着き、野火止用水沿いにそれらの植物が生育できる環境があったため、生育してきたと考えられます。

丘陵地、山地の在来種であり、人工水路が起因した帰化種と言っても過言ではありません。しかしながら、川の道を辿り当市に定着した大変貴重な植物です。これからも大切に保護していきましょう。

〔注1〕：タマアジサイは山地の沢沿いなどに群生する事が多い。当市での開花はアジサイなどよりひと月ほど遅く8月上旬頃。蕾は頭頂部に一つ付けて3cmほどに生長するとクスダマが割れるようにして開花する。



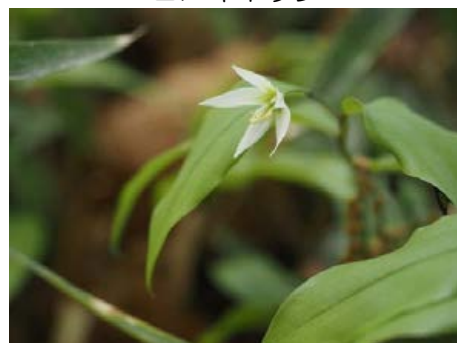
タマアジサイ



コバギボウシ



オオバギボウシ



チゴユリ



7 計画の目標と基本方針

(1) 計画の目標

1) 緑に関する目標

現状		目標
緑被率 令和2年度時点 29.2% ※緑被率は航空写真により おおむね10㎡以上の樹木・ 樹林、草地、農地を抽出し て、算出したもの ※四捨五入により合計が一 致しない	樹木・樹林 12.3%	緑地保全地域等の維持・管理を充実し、森の広場、特 別緑地保全地区等の制度により雑木林面積の維持を目 指します。
	草地 5.2%	河川等の草地の維持・管理を充実し、公園、道路、公 共施設などの管理された草地を増やします。
	農地 11.8%	生産緑地地区の減少の抑制に努めます。
		緑被率は現状維持を目指します。
確保する緑地 ※東久留米市緑地保全計画 における「緑地」は「市内の まとまった雑木林等」と定 義されている。	4.81 ha	東久留米市緑地保全計画に基づき 4.81ha を保全します。
農地 ※令和3年の農地面積 143.8ha は「固定資産の価 格等の概要調書」による	143.8ha	令和7年：135.0ha 令和8年以降：次期農業振興計画による
公園・緑地 一人あたりの公園緑地面積	3.52 ㎡/人 ※令和3年度の公園 緑地面積41.2ha	5 ㎡/人 ※公園緑地面積の増加を目標とします。

2) 水に関する目標

現状		目標
環境基準	落合川 AA 類型 黒目川 A 類型	環境基準を満たすことを目標とします。

3) 生きものに関する目標

現状		目標
調査フォームを用いた市民からの 市民観察種の報告件数	(調査フォームは 新規の取り組み)	生物多様性に関する広報活動の実施をとおして、市 民からの生きものの報告件数の向上を目指します。
「生物多様性」の言葉の意味の認知度※ 「令和4年度市民アンケート」による	31.9%	施策の実施をとおして、生物多様性の言葉の意味の 認知度の向上を目指します。

コラム 8

生活排水のアンモニア性窒素と
アユの生態について

水質の環境基準の中には硝酸性・亜硝酸性窒素の項目がありますが、それらが生成される前段階の姿であるアンモニア性窒素も重要な要素であり、生きものの生息・生育と関係が深いと言われています(資料10関連基礎用語解説“水質調査”と“窒素関係”を参照)。

生活排水は下水道への接続が向上して、アンモニア性窒素値は下水道処理場から河川への排出される水は高度処理により低下しています。東久留米の黒目川・落合川にはアユが毎年夏になると見られています。アユは秋に黒目川の下流域で産卵し、孵化した仔アユはエサのプランクトンを求めて新河岸川・隅田川・荒川の汽水・河口域の東京湾まで流下して、冬に河口域・東京湾等で成長。春に隅田川・荒川から綺麗な黒目川・落合川を目指して遡上します。しかし、アユはアンモニア性窒素濃度が3mg/L以上あると回避行動を取り、濃度が高いほど魚類種類数が減少する傾向が見られ、アユの選好性により「アユはアンモニア性窒素の濃度が高い河川には遡上しない」とされています。

アユが遡上してくる東久留米のアンモニア性窒素値は神宝大橋の落合川は0.01～0.02mg/L、黒目川も0.01～0.02mg/Lの値です。春にアユが遡上する黒目川の下流の汽水域のアンモニア性窒素値は新河岸川・隅田川は0.01～7.60mg/L、荒川の秋ヶ瀬堰上から下流葛西橋(江戸川区) 0.01～7.80mg/Lと変動しています。下図表を参照して下さい。

アンモニア性窒素値(NH₄-N) 単位: mg/L

黒目川・落合川 (神宝大橋)	新河岸川			隅田川		荒川			
	いろは橋	芝宮橋	笹目橋	小台橋	両国橋	秋ヶ瀬堰上	笹目橋	堀切橋	葛西橋
0.01～0.02	0.10～0.40	0.17～7.05	0.10～7.60	0.44～3.08	0.23～2.20	0.01～0.25	1.30～7.80	0.28～4.80	0.27～2.60

データ: 公共用水域水質データ・埼玉県(2019年度～2020年度)及び東京都(2019年度～2020年度)より

秋ヶ瀬堰下と笹目橋の間にある水再生センターの高度処理は2020年度末に完成しましたので、アンモニア性窒素が低下しています。今後は、もっと数多くのアユが東久留米の黒目川に遡上してくることが期待できます。





(2) 計画の基本方針

基本方針1 水と緑と生きものの拠点の保全と回復

水と緑と生きものの拠点は、まちの緑の中心であり、多様な生きものが棲み、市民の憩いの場としてこれからも極めて重要な役割を担います。しかし、宅地化の進行とともに、雑木林や農地の減少とこれに伴う地下水の減少、生物多様性の低下が危惧されており、保全と回復のための対策を進めていきます。

また、都立六仙公園の計画地においては、公園整備と合わせて施設を有効に活用する方策を検討・実施していきます。

基本方針2 水と緑と生きものの回廊の形成

黒目川と落合川・立野川といった河川は、水辺や崖線の緑を形成し、生きものや人の行きかうことを可能とし清流として市民に親しまれています。このような環境を将来に渡り保全するために生活と自然との調和を図り、水量の確保、水質の保全を行っていきます。河川周辺の緑や街路樹も連続性のある緑を形成しており、緑の質の向上と適切な保全を進めます。

基本方針3 まちなみの緑の育成

拠点や回廊とともにまちなみの緑も市内における重要な緑や生きものの生息・生育環境を構成しています。生物多様性に配慮して、公園や街路樹を拡充し、公共施設や民間施設の緑化を推進します。さらに市内には農地も多く大木の並木や屋敷林といった古き武蔵野の面影を残す地域が今もあります。緑を大切にする市民意識の高揚を図り、この環境を市民・事業者・行政が一体となって将来に残す方策を講じていきます。

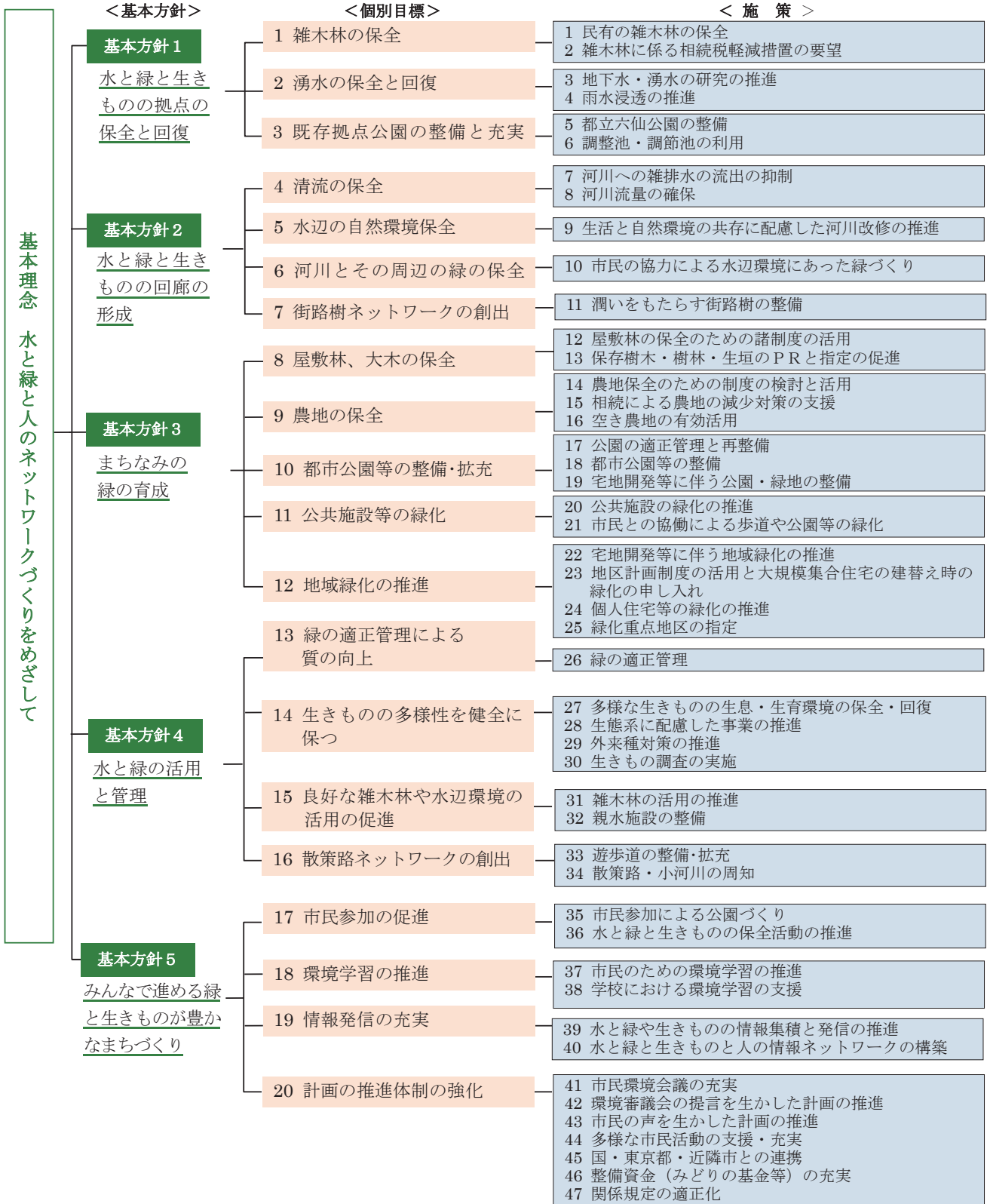
基本方針4 水と緑の活用と管理

これまで緑の保全のために様々な施策を実施してきましたが、雑木林の高木・老木化施設が進んでいます。新たな緑の創出を行いつつも既存の緑においては生きものの生息・生育に配慮し、広く市民が親しめるよう水と緑の質を向上させることが求められています。水と緑の保全・回復・創出を推進して人にも生きものにもやさしい緑づくりを進めます。

基本方針5 みんなで進める緑と生きものが豊かなまちづくり

緑や生きものが豊かなまちづくりを進めていくためには、市民をはじめとした様々な主体が協働し、課題を解決していくことが必要となります。このため市による情報発信や環境学習の機会を充実させるとともに、市民相互のつながりを深め、活動の輪を広げるための施策を実施していきます。

8 施策の体系





9 施策の内容

基本方針1 水と緑と生きものの拠点の保全と回復

個別目標1 雑木林の保全

市内の雑木林の中で、東京都の「保全地域」、市で管理している「樹林地」及び「森の広場」等を保全し、生きものの生息・生育空間として育てていきます。

民有の雑木林や屋敷林も、相続による土地の売却や、宅地化等により減少が進んでいます。

これらの民有の雑木林などを拠点として将来に残すために、緑地保全計画に基づき緑の確保や相続税制度への要望をしていきます。

施策1 民有の雑木林の保全

- 雑木林の減少が進む中、保全すべき価値の高い場所を将来に残すことを目的とした東久留米市緑地保全計画に基づく緑確保の保全対象地については、緑確保の総合的な方針(改定)に確保候補地として位置づけ、保全に努めていきます。
- 用地の確保にあたっては、都市計画法に基づく都市計画公園・緑地として対象地の公有地化を進めていきます。対象地の買収に係る費用として、「みどりの基金」の活用や、その他の財源の確保を検討します。
- 都市公園や保全地域を横切る形で計画されている都市計画道路の整備にあたっては、既存の緑や景観、公園等の機能等にも配慮した整備のあり方を検討していきます。
- 雑木林の保全にあたっては、開発のコントロールによる景観の保全も必要となります。

施策2 雑木林に係る相続税軽減措置の要望

- 多くの雑木林が相続により売却されている事実を踏まえ、市長会などを通じた他市町村との連携や、相続税の軽減措置を講じるよう国に対して働きかけるよう東京都に要望していきます。

個別目標2 湧水の保全と回復

豊富な湧水が市内を流れる黒目川や落合川の水源になるとともに、市民の憩いの場を形成している拠点もあります。これらは「東京の名湧水57選」「平成の名水百選」に指定されるなど、内外から高い評価を受けています。さらに市では「湧水・清流保全都市」を宣言しました。

この良好な環境を将来に引き継いでいくために、湧水が現れる仕組みを研究し、必要な施策を実施します。

施策3 地下水・湧水の研究の推進

- 所有者の協力を得ながら、市民と協働で井戸水位の調査を継続し、地下水の状況を把握します。
- 今の湧水環境を確実に効果的に将来に残すために、地下水が湧き出る仕組みを研究し、影響を及ぼす工事の抑制や雨水浸透の推進などにつなげていきます。
- 市と協働で行っている湧水調査については引き続き担い手の確保に努めるとともに、地下水の現況を把握していきます。

施策4 雨水浸透の推進

- 湧水の水源が枯れることのないよう、既存住宅への浸透ます設置の助成等必要な施策を実施していきます。また、補助制度の周知については市報やホームページでのPR活動を充実させます。
- 宅地開発を行うにあたっては、開発事業者に敷地内に雨水浸透施設を設けるよう開発事業者等に協力を求めています。
- 歩道の舗装工事の際には、透水性舗装を採用するほか、空きスペースにおけるグリーンインフラとしての活用を研究していきます。
- 健全な水循環の維持を図るため、公共施設の雨水浸透施設の設置等による雨水浸透を検討します。



湧水点の位置図

※図面上のデータは令和4年3月末現在

個別目標3 既存拠点公園の整備と充実

滝山公園・白山公園などの大規模公園は、これからも市内の水と緑と生きものの拠点として重要ですが、公園施設等の老朽化が進んでおり、施設機能維持のための課題整理が必要です。

都立六仙公園は全面開園に向けた整備が進められています。

市内全域の公園整備や既存公園の活用にあたっては、市民のニーズに合わせた公園のあり方を検討していきます。

こうした公園の有効な活用と生きものの生息・生育の場となるよう、東京都とも協力して事業を進めます。

施策5 都立六仙公園の整備

- 都立六仙公園整備にあたっては、円滑な公園整備と、その後の効果的な活用が進められるよう、東京都と連携を取りながら、事業に協力していきます。また、生態系にも配慮して事業を進めるよう要請していきます。
- 南沢地域と連続した新たな市内の名所の魅力が最大限発揮できる方策を検討していきます。

施策6 調整池・調節池の利用

- 白山公園内の雨水調整池は、市内の水環境の形成にも大きな役割を担っていると考えられます。こうした機能を損なうことのないよう、黒目川における1時間50mmの降雨への対応としての河川改修などの課題整理を進めます。
- 東京都の「黒目川流域河川整備計画」により進められている下谷橋調節池の工事完了後、下谷公園を含め、周辺施設と一体性を持った市民に親しまれるオープンスペースづくりを検討しており、水と緑と生きものと人のつながりがさらに深まるような施設とすることを考慮していきます。



基本方針2 水と緑と生きものの回廊の形成

個別目標4 清流の保全

湧水を集めて流れる黒目川や落合川は、ホトケドジョウをはじめとした多様な生きものの生息域であると同時に、市民の憩いの場として広く親しまれています。湧水・清流保全都市宣言をしている東久留米市においては、この貴重な自然を将来にわたって保全する責務があります。

一方で、このような清流においても、ごみの不法投棄、生活雑排水等の流入などの課題があり、その抑制に努めていきます。また、水量の確保のため、小川用水から黒目川への補水や、多摩川上流域処理水の野火止用水への送水が行われており、今後も水量確保のための方策を講じていきます。

施策7 河川への雑排水の流出の抑制

- 河川の水質悪化を防止するため、家庭雑排水等の公共下水道への未接続ゼロを目指し、啓発や助言を行っています。
- 隣接自治体から流れる水路等においても、家庭雑排水等の流入抑制策を、隣接自治体と協力して検討します。
- 東久留米市の下水は分流式のため、道路側溝は河川水路に通じており、汚濁物の侵入を防止しています。

施策8 河川流量の確保

- 水量の確保のためにも水と緑と生きものの拠点における地下水のかん養を進めていきます。
- 必要に応じて近隣自治体や東京都と協力し、用水路から補水を行うなど水量確保のための方策を講じていきます。
- 雨水浸透を推進すると共に、地下水の揚水制限を守ります。

個別目標5 水辺の自然環境保全

河川における治水対策を考えるにあたっては、広域的な対応が必要となり、黒目川と落合川の合流域をはじめとした一級河川では、東京都の「黒目川流域河川整備計画」による河川整備が進められています。一方、一度消滅した自然環境の回復には長い時間がかかることから、これらの工事施工時においても自然環境に配慮して行わなければなりません。こうした工事が実施されるよう管理者である東京都とも連携し、その実現に向けた取り組みを進めます。

施策9 生活と自然環境の共存に配慮した河川改修の推進

- 東久留米市内を流れる河川には湧水特有の希少な生きものも生息しています。市民生活の安全とそこに棲む生きものを守るために、河川改修や河川を横切る道路の工事にあたっては、自然環境への影響の低減措置を講じるなど、生物多様性に配慮した工事手法の検討等を行います。

個別目標6 河川とその周辺の緑の保全

黒目川と落合川の河川とその護岸には、河川沿いに連なった緑が形成されています。さらにその外側には、住宅地の緑が連続性に幅を持たせ、さらに潤いのある緑を形成します。河川内の緑については広く市民の協力を得てその保全に努めるとともに、隣接する住民に協力を呼び掛け、広がりや厚みのある緑を創出していきます。

施策10 市民の協力による水辺環境にあった緑づくり

- 河川内の緑の適切な管理を行うとともに、広く市民や事業者の協力を得てその保全を行っていきます。
- 河川に隣接する住民に協力を呼び掛け、河川沿いの緑を充実させ、広がりや厚みのある緑を創出していきます。

個別目標7 街路樹ネットワークの創出

街路樹は都市計画道路など広い幅員のある道路に設置され、「住まいの近くの緑を感じるもの」（市民アンケート調査）としても高く認識されています。

このような街路樹により、市内に緑のネットワークを形成し、生きものが行き交うことができるようにしていくとともに、安全性にも配慮した市民に親しまれる歩道づくりを進めていきます。

施策11 潤いをもたらす街路樹の整備

- 道路の新設時や再整備の際には、より質の高い緑をつくり出すとともに適正な管理を行っていきます。
- 植栽にあたっては、バリアフリーにも配慮し、すべての人が安全に親しめる歩道をつくります。



基本方針3 まちなみの緑の育成

個別目標8 屋敷林、大木の保全

「東久留米市らしさ」として市民があげるものに「武蔵野の面影を残すまち」があります。こうした緑の保全のため柳窪の一部の地域においては、市街化調整区域として緑の保全が行われています。ケヤキやクヌギなどの大木は、市の保存樹木にも指定され、市民・行政が一体となってその保全を図っています。

こうした古くから残る貴重な樹木も進む宅地化により、その数を減らしています。さらに、樹木の剪定や落ち葉の処理は、所有する方に多くの負担がかかるため、保全しきれなくなったものもあります。

よって、屋敷林や大木の貴重さを広く市民にPRするとともに、諸制度を活用し、可能な限りその保全を進めていきます。

施策12 屋敷林の保全のための諸制度の活用

- ・農地と屋敷林が一体となり、武蔵野の面影を残す地区を指定し、存続のための利用可能な制度(登録有形文化財(文部科学省)、農の風景育成地区制度(東京都)等)の活用を所有者の方とともに検討していきます。

施策13 保存樹木・樹林・生垣のPRと指定の促進

- ・保存樹木等に指定された樹木等の所有者に指定の継続の意向を確認するとともに、新たな指定の促進を図ります。併せて保存樹木等への助成等、必要な施策を実施していきます。
- ・「東久留米の名木百選」の紹介など、市内にある貴重な資源を広く市民に周知することで地域と一体となった保全体制に努めていきます。

個別目標9 農地の保全

農地は市内の緑の3割以上を占めています。都市農地は地下水のかん養機能や災害時のオープンスペース機能、緑の機能を有しており、雑木林などと同様に、その保全が必要となります。

令和2年度時点の市内の経営耕地面積は135.5haですが、平成2年から平成7年にかけてのバブル期において、農地は40ha減少し、以降は微減傾向にあります。

農地が減少する原因としては、農業従事者の高齢化や後継者不足、相続税対策に伴う売却があります。また、令和4年には多くの生産緑地がその指定から30年を経て生産緑地の買取り申出(指定解除)と売却が可能となりました。これによって農地の喪失が危惧されます。

こういった背景を踏まえ、生産緑地地区の指定面積要件緩和と一度解除された農地の再指定等の見直しが行われました。各制度の活用を図り、農業に従事する方の支援と空き農地の活用につなげていきます。

施策14 農地保全のための制度の検討と活用

- ・公共事業等で買収された農地について、代替地のあっせんをスムーズに行い、農地を保全します。
- ・「都市農業経営力強化事業」「都市農地保全支援プロジェクト」「農の風景育成地区制度」(東京都)や「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」など、農地維持のための諸制度の活用を検討します。
- ・生産緑地の指定後30年を経過する所有者に対して、買取り申出の時期を10年延長することのできる特定生産緑地制度の指定を引き続き推進します。

- 都市計画法の改正に伴う田園住居地域の指定事例等に注視し、都市計画マスタープランを踏まえ、農地の保全を検討します。
- 農地の持つ生きものの保全や地下水かん養機能などにも着目し、保全意識を高めるためのPRを進めます。
- 農業者および市民の意向把握を行い、担い手が不足する農地における援農体制を検討します。

施策15 相続による農地の減少対策の支援

- 相続税制度について、農業者団体などと研究を行うとともに、事業者からの相談への充実を図ります。
- 相続税納税猶予制度の堅持と必要な改善を、農業委員会・市長会等を通じて、国に対して引き続き要望してまいります。

施策16 空き農地の有効活用

- 事業者の離農意向のある農地を、学童農園、福祉農園、子どもの広場などのオープンスペースや、グリーンインフラとして活用を図ります。
- 多くの市民に農業に関わってもらえるよう市民農園の充実や体験型農園の支援を図ってまいります。

個別目標10 都市公園等の整備・拡充

公園は、緑を感じる場所や生きものの生息・生育場所として有効なスペースです。

新たな公園整備にあたっては、都市公園の分布の均衡を図るとともに、機能性を考慮して配置してまいります。また、公園整備のための様々な手法を検討し実現につなげます。一定規模以上の宅地開発等が行われる際には、規定に基づく、公園や緑の整備が行われています。こうした公園においても事業主等と協議を行いながら、特色ある公園づくりを進めます。

施策17 公園の適正管理と再整備

- 再整備にあたっては、バリアフリーへの配慮や地域防災計画との整合、これからの時代の要請に応えられる設計とするとともに、「公園施設長寿命化計画」に基づく計画的な実施を進めてまいります。
- 白山公園においては、「東久留米市白山公園将来計画検討結果報告書(平成12年12月 東久留米市白山公園将来計画策定懇談会)」及び「白山公園整備に伴う調査委託報告書(平成19年3月 東久留米市都市建設部)」においてその整備の方向性が示されています。雨水処理機能などの都市整備状況、市民意識の変化や都市公園法の改正、生物多様性の保全にも考慮し整備を検討してまいります。
- 生物多様性に配慮して南沢水辺公園・向山緑地公園などの公園を育ててまいります。

公園の指定状況

広域避難場所に指定されている公園等	都立小平霊園
指定緊急避難場所に指定されている公園等	柳泉園組合グラウンド 滝山公園 不動橋広場 小山台遺跡公園 下里本邑遺跡公園 浄牧院・新川第2広場 都立六仙公園

東久留米市地域防災計画（令和4年2月改定）より



施策18 都市公園等の整備

- 都市公園の分布の均衡を図るため、配置及び規模の基準に則した設置を行います。
- 周辺環境や機能性を考慮し、特色のある公園づくりを進めていきます。
- グリーンインフラとしての活用やインクルーシブ遊具の整備など、社会状況の変化に応じて、公園を整備していきます。
- 新たな公園整備にあたっては、補助金の活用や民間活力の導入など工夫を凝らし実現につなげます。
- 市内全域の公園整備・既存公園の活用や整備も含めて、市民のニーズに合わせた公園のあり方を検討していきます。

都市公園等の配置・計画地



東久留米市公園・緑地位置図（公園緑地分布図）より

施策19 宅地開発等に伴う公園・緑地の整備

- 宅地開発等に関する条例に基づく公園等の設置においては、事業主と協議を行いながら、特色のある公園づくりを進めていきます。
- グリーンインフラとしての活用やインクルーシブ遊具の整備など、社会状況の変化に対応できるよう公園整備基準の適時見直しを行います。

コラム 9

都市公園の歴史について

わが国における公園の成り立ちは明治6年の太政官布達に端を発します。この太政官布達により、明治20年までの期間において寺社の境内や馬場などの人々が集う空間のほか、城址や庭園など武家の旧私有地を含める84箇所が「公園」として指定されました。

その後、戦後の混乱と経済成長の最中明確なルールを有していなかった公園は、戦争引揚者の仮設住宅建設や進駐軍の接収など、多くの受難の末、荒廃と崩壊を招く結果となりました。

これを受け、昭和31年には、公園に関する規制や基準を明確化させるため都市公園法が制定され、三種の神器と呼ばれた「ブランコ」「すべり台」「砂場」の設置等整備水準のほか、配置標準や管理基準が設けられました。量的、面積整備が一定程度進むなかで、昭和40年代頃からは公園の質的な整備も求められるようになり、箱ブランコや回転ジャングルジムなど、激しい運動を伴うスリリングな遊具が多くの公園に設置されてきました。

平成初期頃になると、これら高度経済成長期頃に設置されてきた遊具は、経年による老朽化が進むとともに、遊具に起因する事故が多発したことから、平成14年には、国土交通省よって「都市公園における遊具の安全管理に関する指針」が作成されるなど、全国一律の安全基準が定められ、今般、各自治体では徹底した安全対策が講じられています。

平成29年には、都市公園の有する社会資本としての多面的機能(公園ストック)を効果的に最大限引き出すことができるよう大幅な規制緩和を伴う都市公園法の一部改正が行われ、これまでの「量の整備を急ぐステージ」から社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備等を背景として「緑とオープンスペースが持つ多機能性を都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージ」に移行することが求められています。

さらに近年では、あらゆる子ども達と一緒に遊べる「インクルーシブ遊具」(用語の詳細は資料10 関連基礎用語解説も参照。)が普及し始めているほか、公園にはグリーンインフラとしての機能が求められているなど、都市公園を取り巻く環境は日々進化を続けています。

一方、東久留米市では、公共施設や道路、下水等の都市インフラストラクチャーの老朽化が進行し、公園施設の補修、更新等に対する優先的な対応が困難となる中で、平成28年に「東久留米市公園施設長寿命化計画」を策定し、社会資本整備総合交付金を活用した計画的な維持管理に努めていますが、市民一人当たりの公園敷地面積が、条例で定める標準面積5㎡に満たないことや、相続に伴う農地の宅地化等を踏まえれば、更なる公園整備が求められることは必然です。加えて、公園面積の拡大に比例して維持管理経費の増加が見込まれるとともに、多様化する市民ニーズへの対応などが求められる中では、これら都市公園を取り巻く課題に対して、民間資金・活力を最大限活用する方策を検討することが肝要です。

こうしたなか、今後の公園環境の整備にあたっては、市政運営における重点的な取組みとして位置付けている子育て支援、そして子どもたち自身への支援の一環とした「ボール遊びのできる公園整備」に加え、公園ストックを効果的に活用した特色ある公園づくりとともに、様々な地域課題、行政課題と併せて解決する視点が必要です。



東久留米市の公園と遊具



個別目標11 公共施設等の緑化

公共施設は、地域の人々が多く集まる場所でもあり、親しみのある交流の場とするとともに緑化のモデルになるよう、施設周辺部の緑化を図ることが大切です。

公共施設の整備が一定程度進んだ現在においては緑化余地のある部分の緑化を推進します。また、多くの市民を巻き込んだ新たな担い手による緑化を推進します。

施策20 公共施設の緑化の推進

- 既存施設における緑の保全を行うとともに、駐車場の緑化など、施設の新設時には地域のモデルとなる質の高い緑化を進めます。

施策21 市民との協働による歩道や公園等の緑化

- 歩道や公園等において、市民と協働し、緑化を推進します。
- 地域住民等による公園等の管理を促進し、施設への愛着を深めてもらうとともに、多様な公園づくりを進めます。

個別目標12 地域緑化の推進

宅地化が進行した現在においては、住宅や事業所における緑化も、まちなみの緑の重要な要素となっています。

土地の開発や集合住宅の建替え時には、開発事業者等と共同で、より良い緑化を推進します。また、環境意識の高まりから規定以上の緑化が進められるケースも多く、そのようなモデルの紹介などを通じてさらなる意識の醸成を図ります。さらに、市内全域を緑化重点地区に指定するとともに地域のまちなみに応じた緑の育成を推進します。

施策22 宅地開発等に伴う地域緑化の推進

- 接道部の重点緑化など規定に基づく緑化を進めていくとともに、地域緑化を積極的に進める開発事業者等と協力し、そのノウハウも生かした地域緑化を進めていきます。

施策23 地区計画制度の活用と大規模集合住宅の建替え時の緑化の申し入れ

- 地区計画制度の活用による新たな緑の空間を創出します。また、大規模集合住宅の建替えにおいては、既存の緑を生かしつつ、より豊かな空間を創出するよう事業主に協力を求めています。

施策24 個人住宅等の緑化の推進

- 地域の緑化は、その多くが市民の自主的な活動により支えられています。その活動をより発展させるために、先進的な取組の紹介や助成を検討します。

施策25 緑化重点地区の指定

- 市民や事業者、行政による緑化活動は、地域を問わず実施される必要があるため、引き続き市内の全域を緑化重点地区として活動を推進していきます。
- 緑化重点地区においては、市民緑地認定制度等の様々な制度の活用も検討します。

基本方針4 水と緑の活用と管理

個別目標13 緑の適正管理による質の向上

市内の雑木林では、樹木の高木・老木化が年々進んでいるほか、近年ではナラ枯れによる枯損が多く確認されています。このような樹木の放置は、強風時には、倒木により人命に関わる事故につながりかねません。また、ナラ枯れと猛毒を持つカエントケの発生についても関連性が報告されています。樹木の老木化や枯損は光合成を少なくし、新たな植生を阻害するため、その適正な管理を行っていきます。また、設置から年月が経った公園においては施設の老朽化が進んでいます。これからの時代の要請にも応えられる公園として、計画に基づいた再整備を行っていきます。

施策26 緑の適正管理

- 公園の植生や街路樹等の隣接地への越境枝等の剪定や枯損木の伐採、樹木林の若返り(高老木の更新、萌芽(ぼうが)更新)を行います。また、土壌の再生や崩壊の防止に取り組みます。
- 補助金など緑の適正管理に係る財源の確保に努めるとともに、計画的に管理を行っていきます。
- 民有地の緑の適正な管理を呼び掛けていきます。
- 不法投棄や植物の盗掘、持ち込みを防止します。
- 特別緑地保全地区においては、それぞれの地区の保全計画に基づく管理を行います。

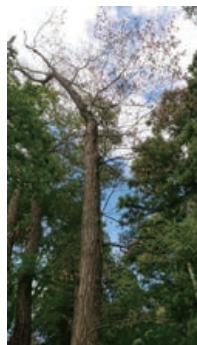
コラム10

ナラ枯れ・カエントケ

東久留米市内では、葉の色が赤褐色に変色して立ち枯れてしまっている樹林を見かけることがあります。これは、カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌によって、ナラ類(コナラ)、シイ・カシ類(シラカシ、アラカシ、スダジイ、マテバシイなど)の樹木を枯らす伝染病であるナラ枯れによるものです。平成2年(1990年)ごろから本州日本海側で被害が確認され、近年、全国的に被害が広がっており、市内においては、令和2年(2020年)8月ごろから緑地保全地域等においてナラ枯れの発生が確認されています。

また近年、緑地で「カエントケ」と呼ばれる猛毒のキノコが確認されています。カエントケは燃えるような炎(火災)のような形をしており、毒性が非常に強く触れるだけでも危険なキノコであり、ナラ枯れ被害木の周辺で発生しやすいと言われています。カエントケは、キノコの仲間です。胞子で広がり、生きものの体で糸のような菌糸で体をつくります。

速やかな除去が必要であるため、ぜひ普段から緑地のキノコをよく見ていただき、カエントケらしいと思ったら絶対に触らず、市までご連絡ください。



ナラ枯れによる枯死木



カエントケ



個別目標14 生きものの多様性を健全に保つ

市内ではこれまでに、少なくとも2百種類以上の国内における希少種(絶滅危惧種等)をはじめとした多様な生きものの生息・生育が確認されています。

多様な生きものの生息・生育空間となり得る質の高い水と緑の保全を行っていきます。また、外来種が市内においても確認されていますが、在来の生きものの生息・生育が危ぶまれるケースもあり、その駆除や啓発を通じて種の保存を図っていきます。

こうした生きものの生息・生育状況は、継続した調査が必要であり、市民と行政と協働で調査を実施していきます。

施策27 多様な生きものの生息・生育環境の保全・回復

- 絶滅危惧種のアブラハヤ、ホトケドジョウ、ナガエミクリなどを含む野生在来種の保全など、様々な動植物の生息・生育に必要な自然環境を保全・回復します。
- 絶滅した生きものの生息・生育環境再生を検討します。
- 市の鳥であるオナガをはじめとした多様な鳥類が生息できる環境を創出するため、市内公共施設における樹種を検討します。
- 生きものの生息場所の保全にも配慮します。

施策28 生態系に配慮した事業の推進

- 各種事業を行う場合は、地域の生態系に配慮し、保全・回復に努めます。
- 生物多様性に配慮した周辺管理を行います。

施策29 外来種対策の推進

- アレチウリ、オオフサモ、オオカワヂシャ、オオキンケイギクなどの特定外来生物は、在来の生態系をかく乱するなどの危険性を有しています。よって、市内に生息・生育する外来種の情報を蓄積し、外来種情報の市民への発信や、駆除・排除等を通じて、在来種の保護を行います。
- 特定外来生物の他にも、オオブタクサ、セイタカアワダチソウ、ワカケホンセイインコなどの、幅広く生態系等に悪影響を及ぼすおそれのある外来種(生態系被害防止外来種)を拡げないようにします。
- 市内の有害鳥獣対策を進め、広報による有害鳥獣情報の市民への啓発活動を展開します。
- 植物の盗掘や動植物の持ち込み、残土の廃棄を防止します。

コラム 11

市内河川に持ち込まれた 増殖中の危険な植物(ウチワゼニクサ)

当市には、黒目川や落合川、立野川などの市内のわき水を起源とする中小河川があります。立ち入り制限のない開口部も設けられており、親水公園やいこいの水辺などでは水遊びや魚とりの人で賑わいます。

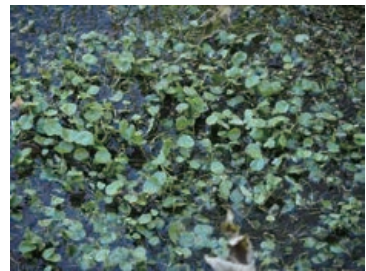
2018年の夏頃、それら河川での撮影時に気付いたことがありました。チドメグサを大きくしたような植物が目にとまり、カメラに収めました。インターネットで確認すると『ウコギ科ウチワゼニクサ』と判明。水生植物で、原産地はアメリカ南部の湿地や河川と記述されていました。鳥などの生きものが運ぶとは思えないことから、誰かが鑑賞用で購入したものを川へ持ち込んだと思われる。

同じく2018年には、福岡県にある高等学校の自然科学同好会の生徒等がこの植物の繁殖と駆除の研究発表を行っています。同県では、同年4月に作製した「侵略的外来種リスト2018」で「要対策外来種」の一つに位置付けました。

現在、黒目川の下里4丁目付近の親水公園および落合川の大門町2丁目から神宝町1丁目付近、立野川に架かる大沢鉄橋下流部の浅間町1丁目・3丁目付近にて繁茂状態です。結果、周辺部にある在来の水生植物を脅かす事になります。更に、一旦繁殖すると駆除が難しく時間と労力を必要とします。

その他、市内の河川では水生植物で特定外来生物(資料5 生きものの現況 を参照)のオオフサモや要注意外来生物のオオカナダモなども生育範囲を広げています。

皆様へのお願いです。市内河川への植物を含む生きものの持込みは絶対におやめください。



ウチワゼニクサ

左から、黒目川下里4丁目・落合川大門町2丁目・立野川浅間町1丁目で確認したもの



施策30 生きもの調査の実施

- 生きもののモニタリング調査の結果は施策の点検管理の指標の一つとして位置付けるとともに、生きものの保全に対する市民の意識啓発にも活用します。
- 調査では、市民の継続的な観察が可能な種(市民観察種)と、特定の生息・生育条件との結びつきが強く、生息・生育環境を代表する種(代表種)を設定します。
- 市民観察種調査の実施方法については、市民が参加しやすい仕組みを検討し継続的な実施を行っていきます。
- 代表種調査では、区域を絞って市民団体等で行われる確認数調査の結果の集約や、今後実施する広域調査の2種類の調査を実施します。
- 市民観察種調査、代表種調査、及び東京都の調査結果のとりまとめや、その調査の空白区域の補完のため、5年に1回程度、市内の広域な生きもの分布状況と生息・生育環境の把握のための調査を実施します。
- 市民と行政が協働で調査を継続し、これまで行われてきた市民活動等の成果を集約し、データを共有し、その意味するところについて検討し、今後の方向性を協議していきます。

個別目標15 良好な雑木林や水辺環境の活用の促進

水や緑はただ存在するだけでなく、生きものの生息・生育に配慮しつつ、多くの市民が触れ合うことが肝要です。すでに東久留米市の魅力として触れることのできる自然環境が認識されつつありますが、必ずしもすべての市民に知られていない実情があり、市の魅力を一層高めるためにも、水と緑を市のシンボルとして活用することが必要になります。

施策31 雑木林の活用の推進

- 多様な生きものの生息・生育域の保全のため、人が立ち入れる場所の明確化を図り、多様な自然環境を維持しつつも、より多くの市民がその魅力を知り、親しむことができるよう雑木林を管理・整備します。

施策32 親水施設の整備

- 東京都が行う河川改修に際して、市民が水に触れたり、水辺の観察ができる新たな場の整備を要望します。
- 黒目川上流域の親水化施設をより多くの市民に広めていきます。
- 立野川や野火止用水、及び弁天川などの小河川のあり方を検討します。

個別目標16 散策路ネットワークの創出

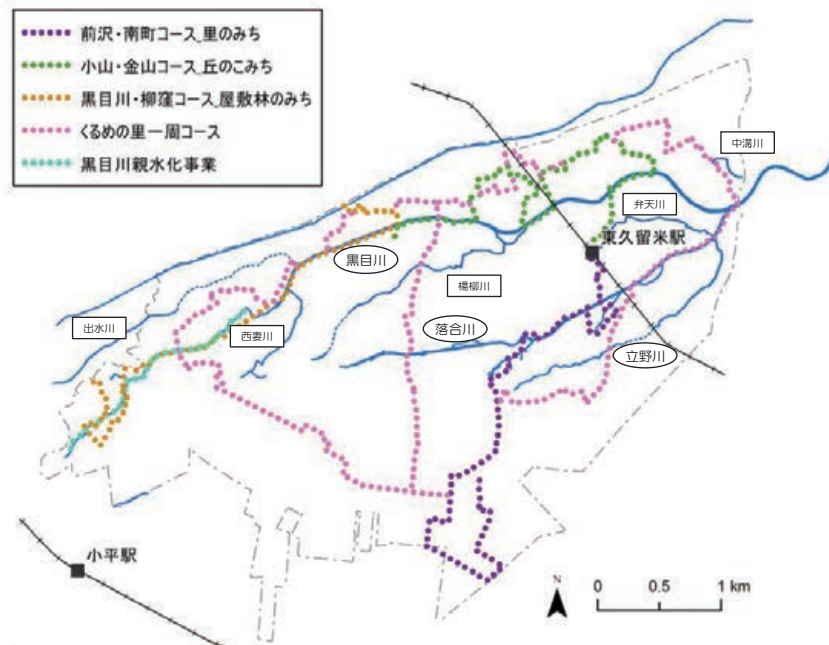
遊歩道は、身近に緑を感じることができる生活道路です。また、出水川や揚柳川の遊歩道は、一部蓋掛けされた川の上の通路です。花壇の設置や緑の質を確保することにより遊歩道としてさらなる充実を図ります。また、水と緑と生きものの拠点をつなぐ散策路ネットワークと合わせて多くの市民に紹介していきます。

施策33 遊歩道の整備・拡充

- 前沢、滝山地域の遊歩道や、たての緑地、黒目川や落合川の河川沿いの歩道の保全とさらなる充実を図ります。

施策34 散策路・小河川の周知

- 市内の散策路には「くるめの里一周コース」「雑木林のみち(東京都)」のほか、健康づくりのために作成された「わくわく歩くるめマップ」1～4の8コースなどがあります。より多くの市民に市内の魅力を知ってもらえるよう、散策マップなどにより紹介していきます。
- 市内には、出水川、揚柳川、西妻川、中溝川、弁天川といった小河川があり、市民へのさらなる周知を図ります。



※図面上のデータは令和4年3月末現在

散策路と河川・小河川の位置



基本方針5 みんなで進める緑と生きものが豊かなまちづくり

個別目標17 市民参加の促進

緑の基本計画が策定され、落合川水生公園・南沢水辺公園の設置など多くの施策を市民参加のもとに実施してきました。

市民団体による雑木林の管理や、公園・道路等への苗木の植栽が行われているなど、市民や学校、事業者などによる活動が進められています。落合川と南沢湧水群が「平成の名水百選」に選考された理由のひとつにも、活発な市民の活動があげられました。

一方で、参加者の固定化及び高齢化、そして新規加入者の減少が多くの市民団体で課題となっており、新型コロナウイルス感染症による活動機会の減少も見られました。これまでに積み上げられた活動を継続し、より充実するためにも、参加者のすそ野を広げる対策が必要になります。

また、ペットの遺棄や野生動物への餌やりは、もともとの生態系を乱し、その種のためにもなりません。市民一人一人の取り組みが生きものの保全にもつながります。

施策35 市民参加による公園づくり

- 新たな公園の設置や、公園の再整備にあたっては、より多くの市民の声を取り入れ、市民が利用しやすく、より親しめる公園づくりを進めていきます。
- 既存の公園を活用して、市民により親しんでもらえるよう、近隣住民の意見を参考に、公園ごとに特色のある公園のあり方を検討していきます。

施策36 水と緑と生きものの保全活動の推進

- 雑木林・公園・河川の保全活動、まちなみ緑化、農業支援などのボランティア活動を体験することにより、広く市民が水と緑と生きものの大切さに気づいてもらえるようにします。
- より多くの市民が活動に加わることができるよう、管理マニュアル(手引き)の作成や自治会や地域の親子の参加を促すなど、活動のすそ野を広める方策を検討します。
- 「保全地域体験プログラム」や「野火止用水6市共同クリーンデイ」など、東京都や近隣市と連携して保全を進めていきます。

個別目標18 環境学習の推進

地域の水と緑と生きものの保全・回復のためには、市民一人ひとりの理解と実践が大きな力となります。そのために行われている環境フェスティバルや環境ウォッチングは、市民との協働でのイベントとして定着してきました。また、生涯学習事業の一つである市民大学の講座や多摩北部広域行政圏協議会(小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市)での事業も実施されるとともに、市民の主催によるイベントも盛んに行われています。学校においては環境ポスターコンクールへの参加や、「総合的な学習の時間」における市内の河川や農地などの教材を活かした環境教育が実施されました。

今後は、様々な事業の成果を統括・整理するとともにさらなる推進を図ります。

水と緑と生きものの知見を次代に引き継いでいくためには、学校における環境学習が重要であるため、学習のための体制整備を学校と協力しながら構築していきます。

施策37 市民のための環境学習の推進

- 環境フェスティバルや環境ウォッチング等の市民意識を高める活動を継続して行います。
- 水と緑と生きものを、市の魅力として様々な部署における講座等においても取り上げます。
- 地下水かん養機能や農地の持つ生きものの保全などにも着目し、都市農業者と連携した体験学習を推進します。
- さらに多くの市民の理解を進めるため、市民による啓発活動を推進します。

施策38 学校における環境学習の支援

- 緑とそれを育てる水と大地の大切さを自然と触れ合うことや研究等を通じて学びにつなげます。
- 総合的な学習の時間等を通じて、黒目川や落合川、立野川など地域の教材を活かした環境学習を推進します。
- 地域が一体となって、学校の行う環境学習を支援します。

個別目標19 情報発信の充実

市内の緑が減少してきた中で、今も残る限られた緑を有効に活用するためには、情報の集積と発信が有効な手段となります。また、水と緑と生きものの保全のためには、より広い市民意識の高まりが必要になり、その啓発のためにも情報発信の充実を図ります。市内においては市民の多様な活動・調査などが実施されており、これらの情報を市民と共有し情報の質を高めていきます。

施策39 水と緑や生きものの情報集積と発信の推進

- 環境フェスティバルや環境シンポジウムを通じて「湧水・清流保全都市宣言」を広く市内外に発信します。
- 「湧水マップ」「東久留米の名木百選」等の刊行物やインターネット上での情報発信、公共施設等での展示など様々な手段によって市民が地域の生きものや生態系を知る機会を増やします。
- ホトケドジョウなどの希少生物を通じて、保全意識の啓発を行います。
- 地域の自然観察会などを開催し、市民が生きものの調査を続けられるような取り組みを進めます。
- 湧水が豊かな東久留米市の生態系保全の象徴として、「市の魚」を検討します。
- 野生の生きものの生育環境を乱す安易な餌やりの防止や、飼っているペットや植物は責任を持って育て、河川や雑木林へ投棄しないよう市民に意識の啓発を行います。

施策40 水と緑と生きものと人の情報ネットワークの構築

- 市民による水と緑の保全活動等の情報を、より多くの市民に伝える情報ネットワークのあり方を検討します。

個別目標20 計画の推進体制の強化

計画の推進のためには、市民・事業者・行政の連携が欠かせません。

環境基本計画の策定に合わせて設置された市民環境会議・環境審議会の充実と、市民活動のさらなる充実のための支援を行います。また、水と緑と生きものの保全のための財源の確保も大きな課題です。財源の確保のためには「みどりの基金」の充実を図ると共に、他の財源の活用を検討します。さらに環境の変化に対応できるよう関係規定の見直しを適宜行います。



施策41 市民環境会議の充実

- 市民・事業者の環境の保全等に関する取り組みの推進組織として位置づけられ、水と緑と生きものの保全においても、様々な成果を生み出している市民環境会議を継続的に開催し、機能の強化や若い世代の継続的な参加を促す仕組みづくりなど、さらなる充実を図ります。

施策42 環境審議会の提言を生かした計画の推進

- 市長の環境行政全般にわたる附属機関であり、市民・有識者・企業関係者、関係行政機関からなる環境審議会の提言を生かして計画を推進していきます。

施策43 市民の声を生かした計画の推進

- 重要事項の決定時には市民参加の指針に基づき、適切に市民意見を聴取するとともに、協働団体の意見、窓口やご意見箱での市民の声を十分に聴き計画を推進していきます。

施策44 多様な市民活動の支援・充実

- 水と緑と生きものの保全にかかる支援を行っていきます。
- 市民環境会議や、インターネット等を通じた団体相互の情報交換の機会を作ります。
- 団体の活動を広く市民に伝え、活動のすそ野を広めていきます。
- 生物多様性について、今後、長期にわたる施策を実現するためには、市民による過去からの生きもの調査資料を集積、活用し、自然環境の変化に即した対応ができるような体制構築を検討します。

施策45 国・東京都・近隣市との連携

- 市単独で対応できない問題には国や東京都、多摩北部都市広域行政圏協議会などの近隣市等と連携して取り組みを進めます。
- 市民活動団体の広域的な活動を推進します。

施策46 整備資金(みどりの基金等)の充実

- みどりの基金の多くが、宅地開発の際に緑の整備に代えて行われる開発事業者からの寄附となっています。今後はより多くの市民が参加できるよう、制度の運用を工夫していきます。
- より多くの財源を確保するため、さまざまな制度の活用を検討します。

施策47 関係規定の適正化

- 本計画の実行に伴い、条例等による規制でなければ対応できない事案が生じた場合には、規定の適正なあり方について検討を行っていきます。

コラム 12

水と緑と生きものに関わる 市民活動について

市内では、環境保全を目的とした団体や、地域の自治会の活動が活発に行われてきました。しかしながら、活動参加者の固定化及び高齢化、そして新規加入者の減少が多くの市民団体で課題となっており、新型コロナウイルス感染症の拡大により、活動の機会も減ってしまいました。

これまでに積み上げてきた活動を継続し、より充実させるためにも、参加者のすそ野を広げる対策を検討するほか、学校等における環境学習の支援や、企業・学校・行政との協働での活動も推進していく必要があります。

以下に、環境フェスティバルに出展している団体等を紹介します。

東久留米湧水・清流研究会	株式会社イトーヨーカ堂東久留米店
落合川の自然を守る会	東久留米市市民環境会議
東久留米水辺の生きもの研究会	都水道局東久留米サービスステーション
川ぴか森ぴかチーム	東久留米医師会
小山茶園サポーターズクラブ	東久留米ほとけどじょうを守る会
向山緑地・立野川勉強会	オモチャと文房具のリサイクルの会
学校法人自由学園	日本ボーイスカウト東京連盟東久留米第一団
東久留米の井戸水位を調べる会	スポーツクラブルネサンス東久留米
南沢水辺公園のなかまたち	東久留米市建設業協会
東久留米自然ふれあいボランティア	一般社団法人三多摩共助推進市民協議会
NPO 法人東久留米の水と景観を守る会	東久留米ヒンメリの会
柳窪の環境・景観の保全を考える会	社会福祉法人椎の木会第二どんぐりの家
東久留米バードウォッチングの会	東久留米市コミュニティサイト運営委員会
東久留米市立小山小学校	おちゃわんリサイクルの会
東久留米市神宝小学校	東京土建一般労働組合清瀬久留米支部
東久留米市第二小学校	東久留米図書館友の会
コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社	JA 東京みらい東久留米地区青壮年部
グローブライド株式会社	東京ガス株式会社
柳泉園組合	東多摩再資源化事業協同組合
放射能から子どもを守る会	HAS（ホームアニマルソサエティ）
東久留米市環境美化推進員連絡会	公益社団法人雨水貯留浸透技術協会
多摩の自然環境を守る会	東久留米・川クラブ

※ 「かんきょう東久留米（令和2年度版）」より引用・加筆（順不同）



コラム13

みんながこのまちの生きものの係

”水と緑と人のネットワークづくりをめざして”策定されている東久留米市第二次緑の基本計画を見直し、新たに生物多様性地域戦略とするために、2016（平成28）年9月と、2017（平成29）年11月に環境シンポジウムが開かれ、市内の生きものを守っていくための話し合いや、市民による生きものの観察・学習・調査の発表会などを実施してきました。

また市では、環境フェスティバルでの展示のほか、発見した生きものを報告するためのオンラインフォームを作成しており、今後誰もが手軽に生きもの調査を行えるようになることが期待されます。

日本列島は南北約3,000kmあり、四季の変化もあります。そして東久留米市では、農事日誌をつけている農家の方々がいます。わたしたちも、身の回りの生きものがどのように暮しているか、気をつけて観察してみましょ。これからは、みんながこのまちの生きもの係となって、身のまわりの自然と生きものを観察記録し、発表して地域の状況を共有し、データを蓄積し、今後はそれを利用して生物多様性に配慮した保全を考えていきましょう。また、水と緑と人のネットワークをつくり、東久留米の生きものがおちついてくらせるようにしていきましょう。

第3章 第三次緑の基本計画
生物多様性戦略

みんながこのまちの生きもの係
いしものがかり 東久留米市 環境シンポジウム

ホスター協力 第3回ホスター・リンクル中学生の部 最優秀作
中央中学校3年生 伊藤 瑞希さん

織や川など豊かな自然がある東久留米市にはどんな生物がいるのかな？
これからのように守っていくのかな？私たちができることはなんだろう？
今後、生物多様性地域戦略を策定し、取り組みを進める為の最初のお話です。

内容：「生物多様性の保全とは？」
関口 伸一氏（公益財団法人トトロのふるさと基金 理事、壺塚中学高等学校 教諭）
「東久留米市の生物調査の結果について」
小川 豪司氏（アジア航測株式会社）

日時：2016年9月10日（土）14:00～16:30（13:30受付開始）
場所：東久留米市役所1階市民プラザホール
入場無料 定員先着80名、直接会場へお越しください。
お問い合わせ先 ■東久留米市役所環境政策課 ☎042（470）7753

みんながこのまちの生きもの係 Part 2
～小さな観察は大きな地球につながっている～

11/19 (日) 午後1時半～4時半（1時から受付開始）
市役所1階屋内ひろば 先着80名 入場無料

発表者だよ！
東久留米の緑・水・生き物について学習している市内の小学生と自由学園の学生による環境学習の発表をします！
生き物を守る緑の基本計画と合わせて考えます。

発表 「市内の環境学習について」
第十小学校4年生、本村小学校5年生
「学園内の野生草木を中心とする生物調査」
自由学園最富学園庭園・自然環境（草本・灌木）グループ
「東久留米の生きものたち」
自由学園最富学園・自然の理解と創造ゼミ卒業研究 多摩六都科学館
緑の基本計画検討部会委員

展示 「学園内のエビ類調査の報告」
自由学園男子部川管理グループ（指導：埼玉県漁協調査担当者） 発見あるかも！？
「向山緑地を中心とする生物相の調査研究および生物多様性について」
自由学園最富学園（自然の理解と創造ゼミ卒業研究）多摩六都科学館
「向山緑地の保全活動の報告」
自由学園最富学園・向山緑地・立野川勉強会

東久留米市環境安全部環境政策課 ☎042-470-7753

皆様が観察、発見した「生きもの」の報告をお願いします。



10 施策推進の役割分担

JA：農業協同組合
D：開発事業者

基本方針	個別目標	施策	主体◎ 関連○			
			市民	事業者	市	都
1 水と緑と生きものの拠点の保全と回復	1 雑木林の保全	1 民有の雑木林の保全	○		◎	○
		2 雑木林に係る相続税軽減措置の要望	○		◎	○
	2 湧水の保全と回復	3 地下水・湧水の研究の推進	○	○	◎	
		4 雨水浸透の推進	○	○	◎	
	3 既存拠点公園の整備と充実	5 都立六仙公園の整備	○		○	◎
		6 調整池・調節池の利用			◎	○
2 水と緑と生きものの回廊の形成	4 清流の保全	7 河川への雑排水の流出の抑制	◎	◎	◎	
		8 河川流量の確保			◎	○
	5 水辺の自然環境保全	9 生活と自然環境の共存に配慮した河川改修の推進	○		○	◎
	6 河川とその周辺の緑の保全	10 市民の協力による水辺環境にあった緑づくり	◎		◎	○
	7 街路樹ネットワークの創出	11 潤いをもたらす街路樹の整備			◎	◎
3 まちなみの緑の育成	8 屋敷林、大木の保全	12 屋敷林の保全のための諸制度の活用	◎		◎	○
		13 保存樹木・樹林・生垣のPRと指定の促進	◎		◎	
	9 農地の保全	14 農地保全のための制度の検討と活用	◎	◎	◎	○
		15 相続による農地の減少対策の支援	○	◎ JA	◎	○
		16 空き農地の有効活用	○	○	◎	○
	10 都市公園等の整備・拡充	17 公園の適正管理と再整備	○	○	◎	
		18 都市公園等の整備			◎	○
		19 宅地開発等に伴う公園・緑地の整備	○	◎ D	◎	
	11 公共施設等の緑化	20 公共施設の緑化の推進			◎	◎
		21 市民との協働による歩道や公園等の緑化	◎	○	◎	



基本方針	個別目標	施策	主体◎		関連○	
			市民	事業者	市	都
3 まちなみの緑の育成	12 地域緑化の推進	22 宅地開発等に伴う地域緑化の推進		◎ D	◎	
		23 地区計画制度の活用と大規模集合住宅の建替え時の緑化の申し入れ		◎ D	◎	
		24 個人住宅等の緑化の推進	◎	○	○	
		25 緑化重点地区の指定	◎	◎	◎	○
4 水と緑の活用と管理	13 緑の適正管理による質の向上	26 緑の適正管理	◎	◎	◎	◎
	14 生きものの多様性を健全に保つ	27 多様な生きものの生息・生育環境の保全・回復	◎		◎	◎
		28 生態系に配慮した事業の推進		◎	◎	◎
		29 外来種対策の推進	◎		◎	◎
		30 生きもの調査の実施	◎		◎	
	15 良好な雑木林や水辺環境の活用の促進	31 雑木林の活用の推進	◎		◎	◎
		32 親水施設の整備			◎	◎
	16 散策路ネットワークの創出	33 遊歩道の整備・拡充			◎	○
		34 散策路・小河川の周知			◎	◎
	5 みんなで進める緑と生きものが豊かなまちづくり	17 市民参加の促進	35 市民参加による公園づくり	◎		◎
36 水と緑と生きものの保全活動の推進			◎	○	◎	
18 環境学習の促進		37 市民のための環境学習の推進	◎	○	◎	
		38 学校における環境学習の支援	◎	○	◎	
19 情報発信の充実		39 水と緑や生きものの情報集積と発信の推進	◎	○	◎	○
		40 水と緑と生きものと人の情報ネットワークの構築	◎	○	◎	○
20 計画の推進体制の強化		41 市民環境会議の充実	◎	◎	○	
		42 環境審議会の提言を生かした計画の推進	◎	◎	◎	
		43 市民の声を生かした計画の推進	◎		◎	
		44 多様な市民活動の支援・充実	◎		◎	
	45 国・東京都・近隣市との連携	○		◎	○	
	46 整備資金（みどりの基金等）の充実	◎	◎ D	◎		
47 関係規定の適正化			◎	○		

11 重点施策

基本理念「水と緑と人のネットワークづくりをめざして」の実現のために「水・緑・人・生きもの」に関わる個別施策を横断的テーマによりまとめ直し、重要かつ緊急性の高いものを重点施策と位置づけ、着実に計画を推進します。

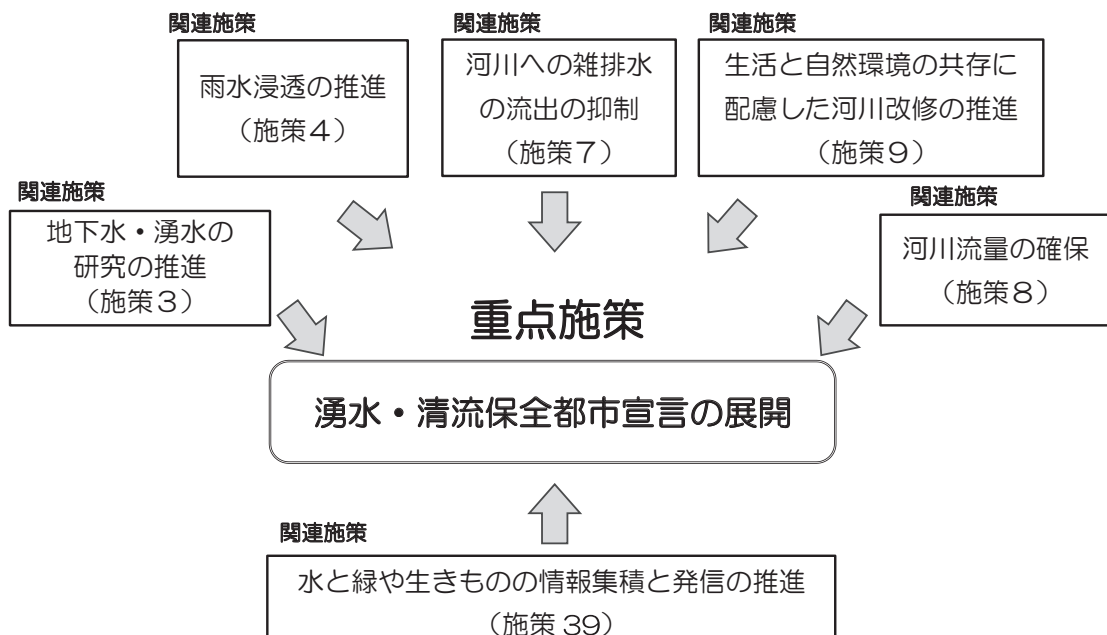
重点施策

- (1) 湧水・清流保全都市宣言の展開
- (2) 市民参加の緑づくり
- (3) 緑地保全計画に基づく緑の確保
- (4) 多様な生きものの保全のための施策の充実
- (5) 持続可能な将来を見据えた公園づくりの推進

(1) 湧水・清流保全都市宣言の展開

湧水・清流保全都市宣言のまちとして、湧水地や黒目川・落合川・立野川などの自然環境を保全し未来の世代に引き継いでいきます。

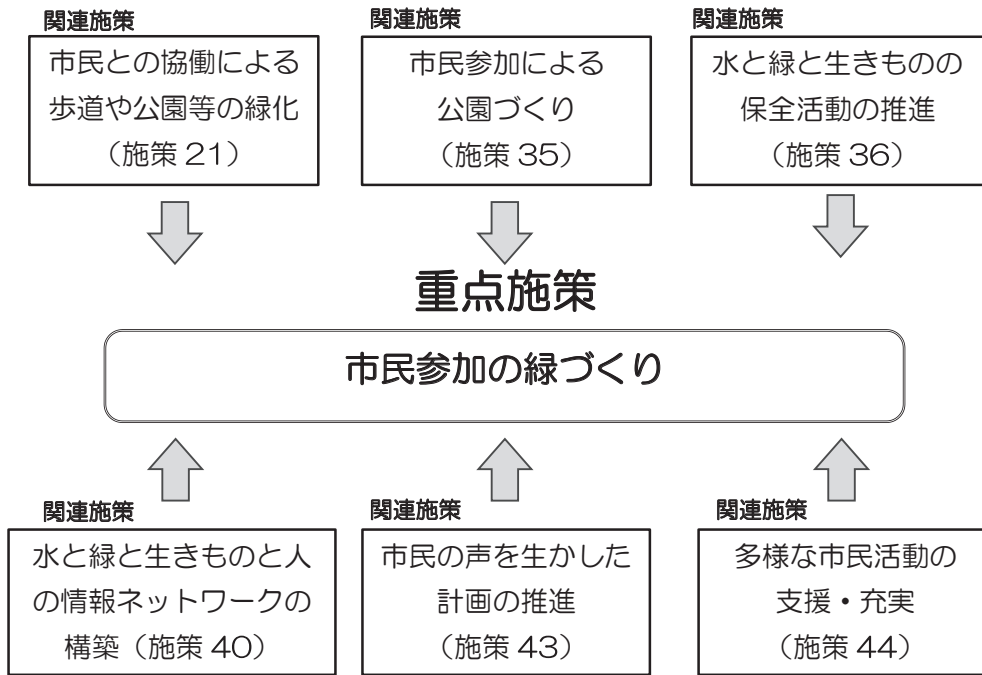
地下水・湧水の研究を進め、雨水浸透の推進・水量減少の抑制といった施策につなげ、湧水を保全していきます。河川水量の確保や雑排水の流出の抑制、河川改修の実施にあたっては、自然環境に十分配慮し施工を行うことにより清流を保全していきます。また、湧水と清流に関わる資料を収集し、その発信を通じて湧水・清流保全宣言都市に相応しい東久留米市の活動を市民のみならず広くPRし、保全のための機運を高めていきます。





(2) 市民参加の緑づくり

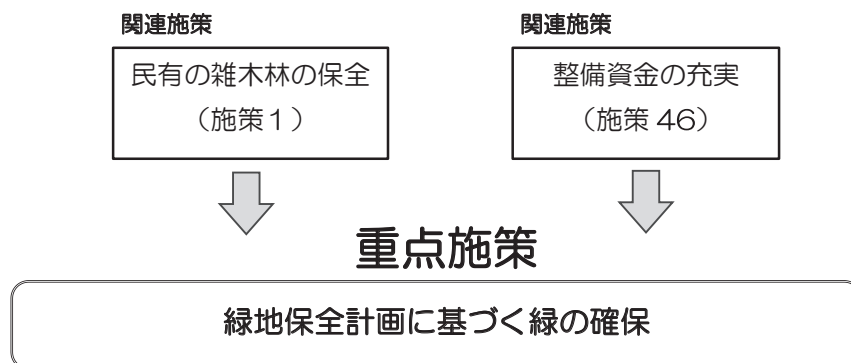
「緑づくり」にあたっては、これまでも道路・公園・緑地・河川等での緑化・保全活動、農業の支援等における市民の参加や市民主体の活動が行われています。市民のさらなる参加も促すために、行政の持つ情報の公開と市民の持つ情報を収集し、水と緑と人の情報ネットワークを構築して活動の基盤を作ります。また、市民活動の継続とさらなる充実を推進するため、その支援を行っていきます。



(3) 緑地保全計画に基づく緑の確保

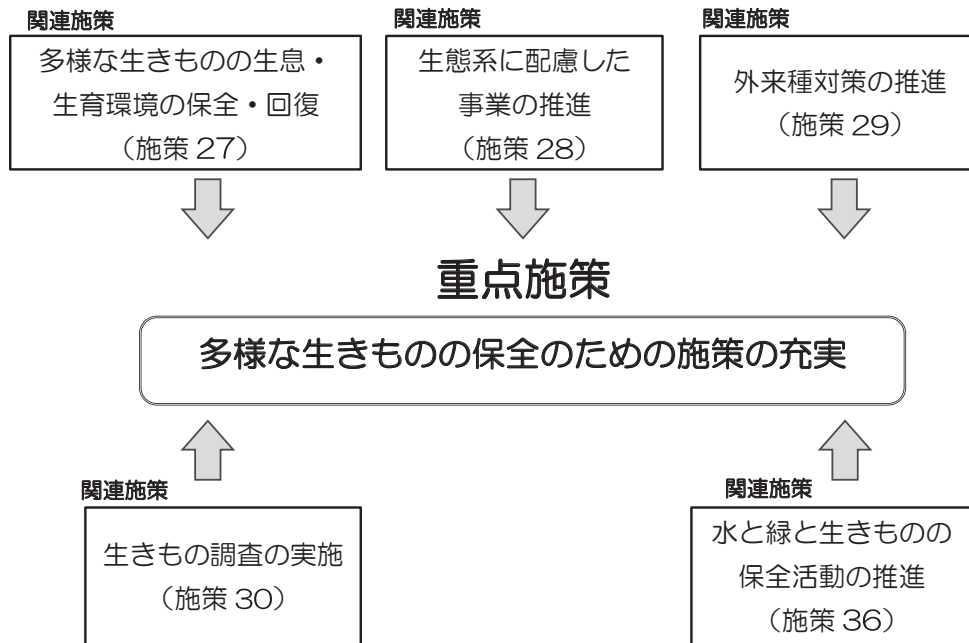
雑木林や農地の減少が続く状況において、保全すべき価値の高い場所を将来に残すために「東久留米市緑地保全計画」を策定しました。今後は、この計画に基づき都市計画緑地や特別緑地保全地区への指定などの都市計画制度等を用いて、優先度の高いものから用地保全を進めていきます。

また、用地保全のために必要となる整備資金として、みどりの基金の充実や他の財源の検討、そのための制度の運用を検討していきます。



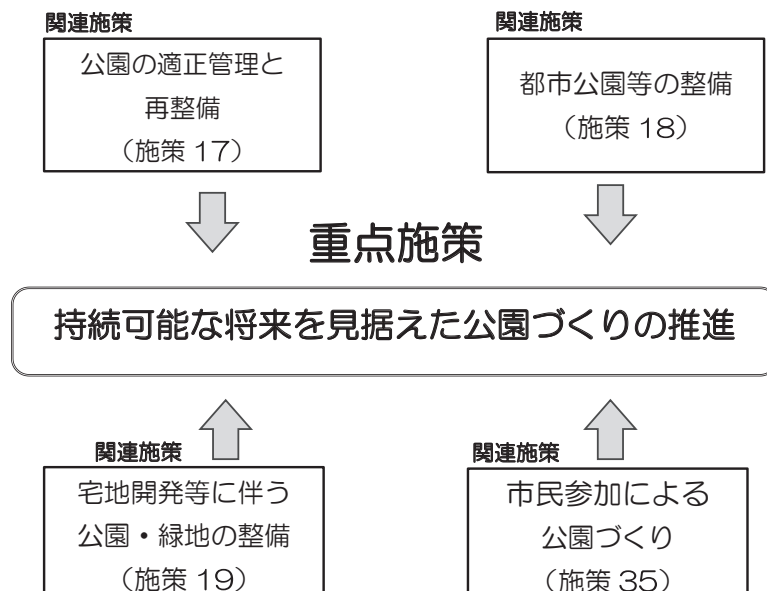
(4) 多様な生きものの保全のための施策の充実

多様な生きものの保全のためには、生息域となる水や緑の保全がもっとも重要です。こうした環境を保全するとともに建設事業等においては生きものへの影響に配慮した事業の計画や影響を最小とするような施工方法の検討が必要です。合わせて生物多様性を阻害する外来種への対応や、生きもの調査によるモニタリングに基づく取り組みの推進、市民参加等を促す情報発信の充実が必要です。



(5) 持続可能な将来を見据えた公園づくりの推進

少子高齢化・人口減少の進行とともに、社会の成熟化、価値観の多様化、社会資本整備の一定の進捗等の社会情勢の変化を勘案すれば、将来を見据えた公園づくりに向けては、公園(緑とオープンスペース)が有するポテンシャルを最大限生かすことが必要です。





12 計画の推進に向けて

(1) 計画の推進体制

この計画を総合的かつ計画的に推進するためには、市民・事業者・行政の積極的な取り組みはもちろん、協働による取り組みは欠かせないものです。

この計画の推進及び進行管理するための組織体制は、以下のとおりとし、各主体の役割分担のもとで、この計画の実効性を確保します。また、広域的な視点が必要な取り組み、技術的・財政的な理由等で市が単独で対応することが難しい取り組みは、国や都、近隣市、関係機関などとの連携を図りながら進めます。

① 東久留米市長

東久留米市長は、生物多様性戦略を包括する緑の基本計画を策定する主体であり、策定にあたっては、東久留米市環境審議会から意見を聴くための諮問を行います。また、計画の内容を市議会と共有しながら、計画を着実に実施する主体となります。

② 東久留米市市民環境会議

東久留米市市民環境会議は、緑の基本計画の実現に向けた市民・事業者・行政の協働による取り組みの実施・推進組織であり、市民・事業者と情報交換しながら、各主体と連携した活動を行います。

③ 東久留米市環境審議会

東久留米市環境審議会は、市長から緑の基本計画に関する諮問を受け、専門的な見地からの審議を重ねた後答申します。

また、環境審議会は、緑の基本計画の進捗状況について点検・評価し、必要に応じ、市長に対し意見を述べます。

④ 東久留米市庁内環境委員会

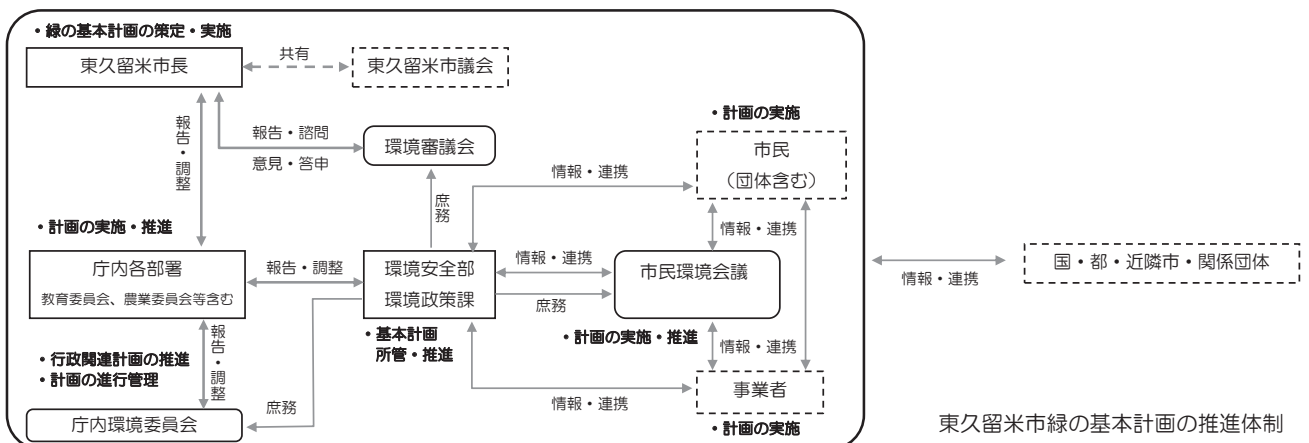
東久留米市庁内環境委員会は、全庁的な計画の推進及び進行管理の組織であり、緑の基本計画の進捗状況について、各部署から報告を受け、総合的かつ横断的な調整を行いながら、進行管理を行うとともに、関連計画を推進します。

⑤ 庁内各部署

庁内の各部署は、緑の基本計画に基づく施策・事業を推進するとともに、東久留米市庁内環境委員会にその結果を報告します。

⑥ 環境安全部環境政策課

環境安全部環境政策課は、環境審議会、市民環境会議、庁内環境委員会の運営の事務局機能を担うとともに、市民環境会議等と連携しながら、緑の基本計画を推進します。



東久留米市緑の基本計画の推進体制

(2) 進行管理の基本的な流れ

この計画で定めた様々な取り組みを着実に実践し、また、この計画の継続的な改善を図っていくために、進行管理の仕組みを導入し、その仕組みは、P (Plan：計画)→D (Do：実践)→C (Check：点検・評価)→A (Act：見直し)といった「PDCAサイクル」を基本としています。

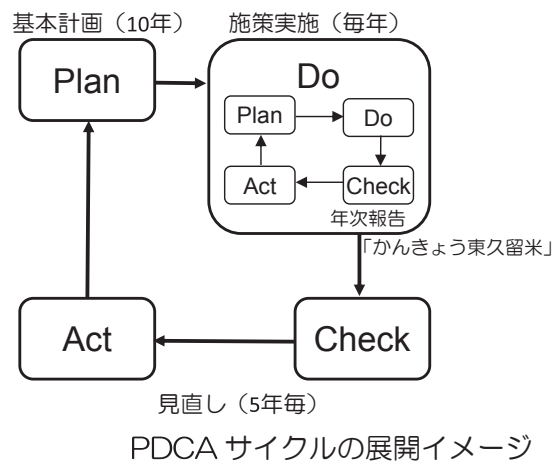
(3) PDCAの展開イメージ

毎年度「かんきょう東久留米」を通じた見直しと、おおむね5年ごとに行う計画全体の見直しを継続します。具体的には、前年度の施策・事業の実施結果を年度の前半にとりまとめ、その結果を基に環境審議会が点検・評価(必要に応じ見直し等を意見)し、年度末に「かんきょう東久留米」で、その結果を公表します。

なお、この計画は令和14年度までを計画期間としております。

計画期間においては、農地の宅地化等による緑地の減少と、一方では人口の減少も懸念されており、将来的には土地利用が変化することも想定されます。また、令和2年から次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討が進められ、近々の改定が見込まれています。

よって、今後の社会経済状況の変化や関連計画などの改定、環境に関する知見の向上、市民や事業者の環境に対する価値観の変化等に適切に対応するため、必要に応じて、適宜計画を見直します。



(4) 点検・評価

この計画の着実な推進を目指し、市の上位計画である「長期総合計画」や個別計画である「環境基本計画」等の取り組みや目標値との整合性を図り、「かんきょう東久留米」において点検評価を行っていきます。

次頁の個別目標ごとの点検評価項目に加え、個別目標ごとの取り組み及び優先的に取り組むべき施策について、毎年度点検していきます。現状を把握し、過去のデータと比較することで、進捗状況を評価していきます。



■ 個別項目毎の点検評価項目 ※は市民アンケートによる

基本方針	個別目標	点検評価項目
1 水と緑と生きものの拠点の保全と回復	1 雑木林の保全	①緑地保全地域等や市が保全している樹林地、市民緑地、森の広場等の面積
	2 湧水の保全と回復	①宅地等における雨水浸透施設の設置基数 ②公共施設における雨水浸透施設の設置基数 ③湧水の研究の進捗状況
	3 拠点となる公園の整備と充実	①都立六仙公園の開園面積 ②調整池・調節池の工事完了後に自然環境に関わる評価項目を別に設定し点検評価を行う。(水質、生物の生息状況等)
2 水と緑と生きものの回廊の形成	4 清流の保全	①河川環境基準項目測定値 ②「河川や水辺がきれい」と感じる市民の割合※
	5 水辺の自然環境保全	①河川改修工事施工前後において水辺の自然環境に関わる評価項目を別に設定し点検評価を行う。(親水施設箇所数、水質、生物の生息状況等)
	6 河川とその周辺の緑の保全	①「住まいの近くで「緑」を感じる場所」において「川沿いの緑」と回答する市民の割合※
	7 街路樹ネットワークの創出	①都市計画道路等整備に伴う街路樹の整備率
3 まちなみの緑の育成	8 屋敷林、大木の保全	①保存樹木・保存樹林・緑地保護区域の指定数 ②保存樹木等PRの実施状況
	9 農地の保全	①生産緑地地区の面積 ②市民農園及び体験型農園の箇所数
	10 都市公園等の整備・拡充	①公園緑地等都市施設とする緑地の市民1人当たりの面積 ②「生活に必要な道路や公園が整っている」と感じる市民の割合※
	11 公共施設等の緑化	①公共施設等の緑化の推進状況 ②市民参加による緑化活動の実施状況
	12 地域緑化の推進	①宅地開発等に伴う緑地設置面積 ②「緑を基本とした景観が保全されている」と感じている市民の割合※
4 水と緑の活用と管理	13 緑の適正管理による質の向上	①管理・整備事業の実施状況
	14 生きものの多様性を健全に保つ	①生きものモニタリング結果 ・市民観察種(毎年調査)の確認状況 ・代表種(毎年調査)の確認状況 ・代表種(5年に1回程度調査)の確認状況 ②特定外来生物把握数 ③全亜鉛、ノニルフェノール、LAS測定値(水生生物保全に係る水質環境基準項目) ④硝酸性窒素・亜硝酸性窒素、ケルダール窒素の測定値(魚類への影響)
	15 良好な雑木林や水辺環境の活用の促進	①活用推進事業の実施状況
	16 散策路ネットワークの創出	①市内にある散策路の認知度※ ②市内にある河川の認知度※
5 みんなで進める緑と生きものが豊かなまちづくり	17 市民参加の促進	①環境関連団体の登録者数 ②日頃から、身近な自然とふれあっている市民の割合※ ③緑の育成・保全活動に参加している市民の割合※ ④水辺や湧水にふれあう活動や行事に参加している市民の割合※ ⑤調査フォームからの市民観察種報告数
	18 環境学習の推進	①学校での環境学習の実施状況 ②環境イベント開催数(うち緑の基本計画関係) ③環境イベント参加者数(うち緑の基本計画関係)
	19 情報発信の充実	①湧水・清流保全都市宣言の認知度※ ②東久留米市の良さ(水や緑といった環境)を知っている市民の割合※
	20 計画の推進体制の強化	①環境審議会、市民環境会議の開催状況 ②整備資金の状況 ③市民活動の支援の状況



資料編

資料1 計画の位置付け

資料2 計画期間と目標年次

資料3 東久留米市の土地の成り立ち

資料4 緑の現況

資料5 生きものの現況

資料6 生きものモニタリングについて

資料7 緑と水に関する市民アンケート調査結果

資料8 緑地認定制度等について

資料9 SDGs、気候変動など解説

資料10 関連基礎用語解説

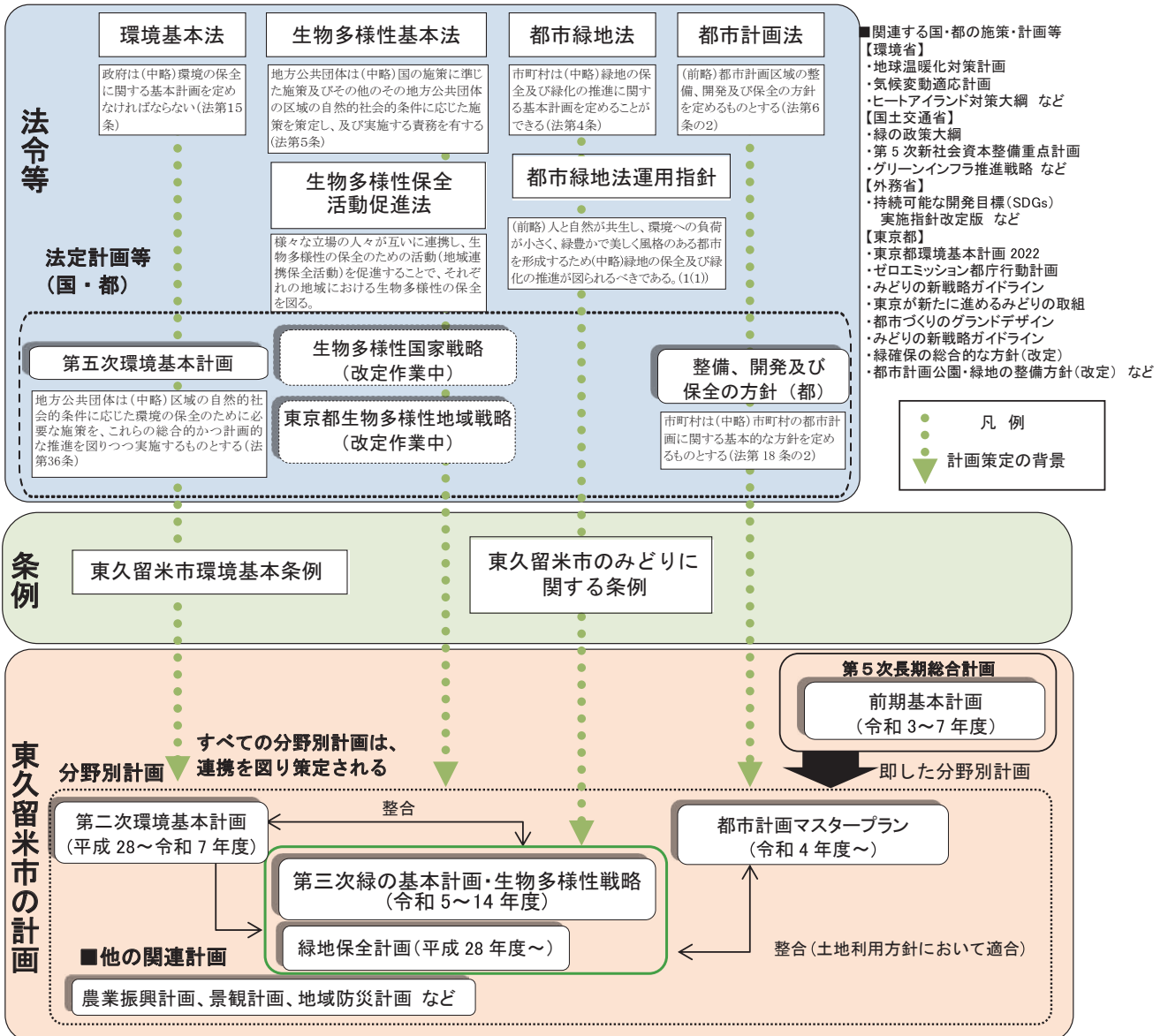
資料11 第三次緑の基本計画・

生物多様性戦略策定の経緯



資料1 計画の位置づけ

- この計画は、都市緑地法に基づき、東久留米市第5次長期総合計画を上位計画とし、同計画を緑の面から実現するための基本計画として位置づけています。
- 関連計画である「東久留米市第二次環境基本計画」「東久留米市都市計画マスタープラン」「東久留米市農業振興計画中間見直し」等との施策や目標などの整合を図ります。
- 生物多様性国家戦略は、国際的な枠組みづくりや全国的な視点が記載されており、生物多様性の重要性や危機の構造の考え方、生物多様性の保全及び持続可能な利用の課題、目標、基本方針、行動計画等を踏まえ、東久留米市における生物多様性の特性や危機について、とりまとめます。
- 生きものを守ることと、その生息地となる「水や緑」を守ることは相互に深く関連するため、生物多様性地域戦略を、緑の基本計画に包括するかたちで作成します。

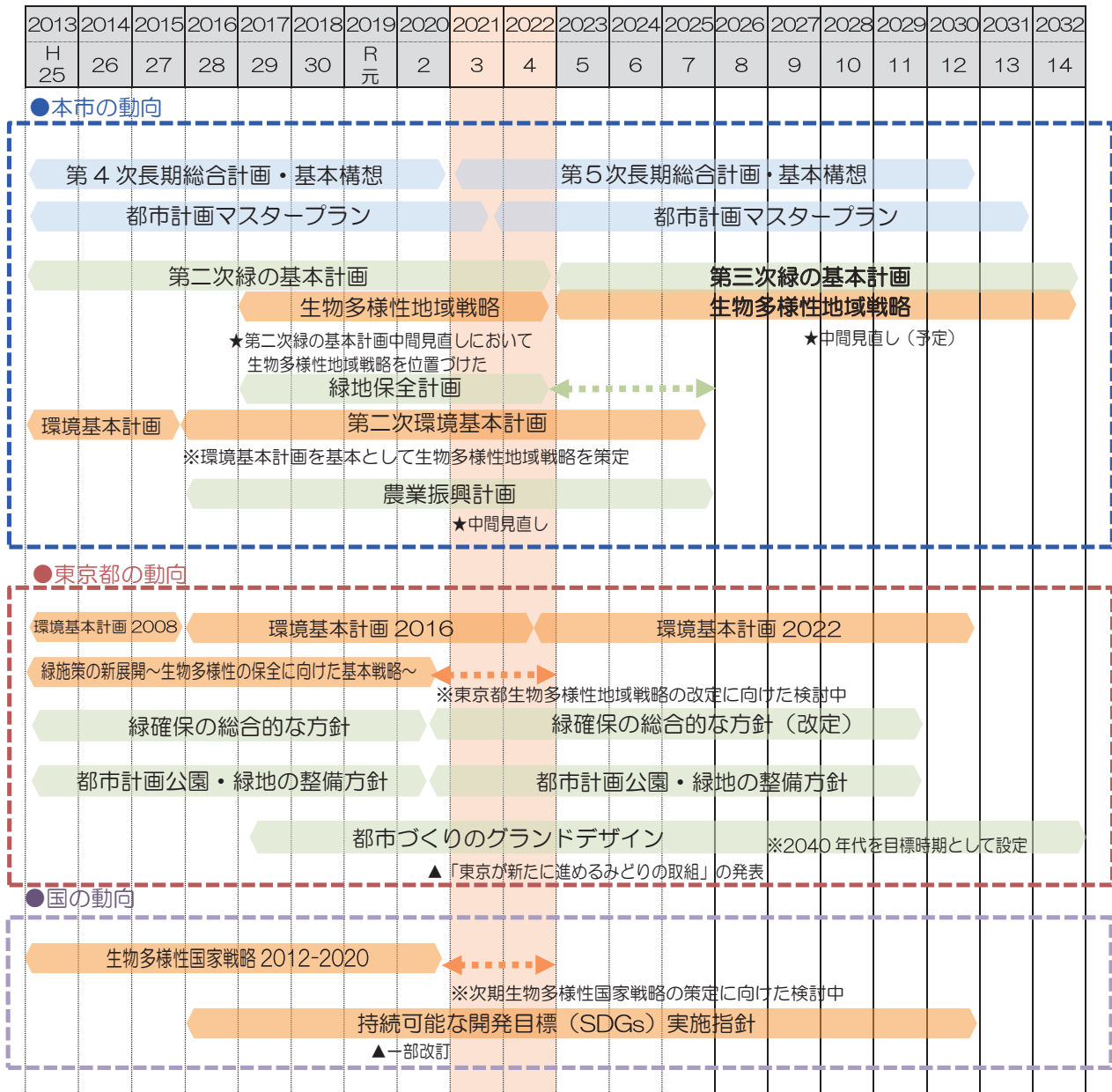


資料2 計画期間と目標年次

第三次緑の基本計画・生物多様性戦略の計画期間は、令和5年度から14年度までの10年間とします。ただし、緑を守りつくる取り組みは、長期的な視点に立って計画し、実現していく必要があるため、今後の将来像を見据えた計画とします。

また、「かんきょう東久留米」を通じた毎年の見直しと、おおむね5年ごとに計画全体を見直すこととします。

上位・関連計画の計画期間と第三次緑の基本計画・生物多様性戦略の期間





資料3

東久留米市の土地の成り立ち

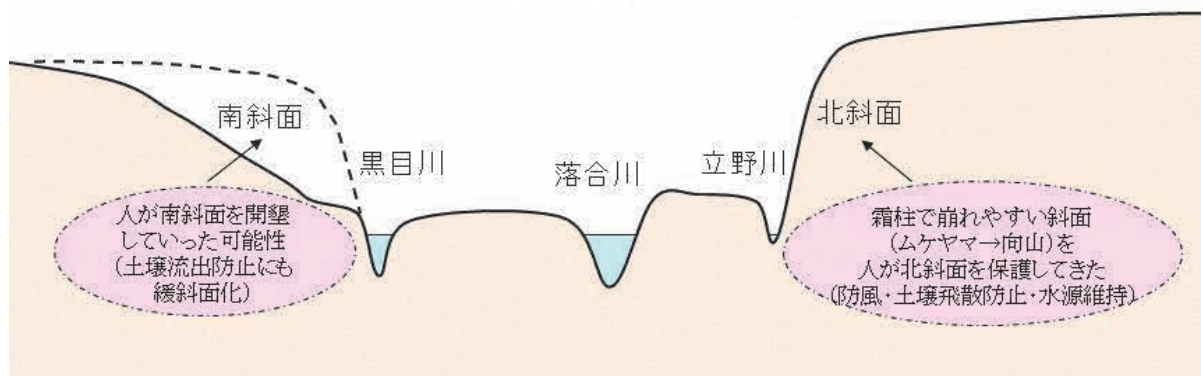
本編(第1章4)では、現在地表面で観察される地形、水と緑と生きものの現況が述べられていますが、ここではその成り立ちとメカニズムについて述べます。

東久留米市周辺の地形を広域から眺めると、武蔵野台地の上に柳瀬川と黒目川・落合川・立野川(荒川水系)が走る太い河川状の谷がみられます(1m 等高線による図を参照)。これは関東山地から古多摩川が5～6万年ほど前に流れていた流路の痕跡です。その流路を利用して現在の川が形成されています(名残り川といいます)。

黒目川・落合川・立野川の3河川は、武蔵野台地の北寄り、標高60mの平坦な台地の上の面から、10mほど下にある古多摩川の河岸段丘よりさらに深い位置(15m～20m下)を南西から北東に流れています。

崖線の形状を見てみると、玉川上水など人手が入らないところでは、北向き斜面は霜柱が立つことによって崩れて緩斜面になっている一方、南向き斜面は陽があたっていることにより垂直な状態になっています。一方、立野川沿いの北向き斜面が垂直で、黒目川沿いの南向き斜面が緩斜面になっているところが多いです。これは、黒目川沿いの南向き斜面は、古代より野焼きや焼き畑、農耕でより陽当たりを求め、土壌流出を防ぐために人為的に緩斜面にした可能性があります。また、立野川沿いの北向き斜面は、冬の防風や土壌飛散防止、防衛のために垂直な地形を保全した可能性が考えられます。

さらに江戸時代に武蔵野台地上に作られた野火止用水は、多摩川と荒川をつないでいて、これにより生物種の移動が起こったことが想像されます。

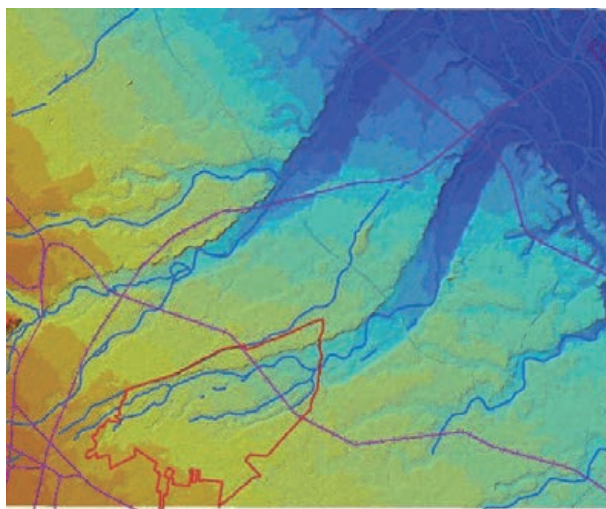


出典：(学)自由学園 杉原弘恭

落合川は、関東ローム層下の武蔵野礫層(古多摩川の砂礫堆積物、地下水の貯留層)に達しているため、流域内には湧水地点が多く、水量も豊富です。落合川と南沢湧水群は、東京都で唯一「平成の名水百選」(環境省)に選定されています。

北と南の崖線の下を流れる黒目川と立野川は、台地の関東ローム層に浸み込んだ雨水が崖線下から湧水となって流出しています。向山緑地・立野川源流域は、「関東・水と緑のネットワーク拠点百選」((公財)日本生態系協会・(一社)関東地域づくり協会)に選定されています。

このような湧水は市民に親しまれているとともに、年間を通して安定した温度の湧水のおかげで、市内の気温や湿度・地温の安定に寄与していると考えられ、人々や生きものが暮らしやすい環境がつけられています。



東久留米市周辺の地形（1m 等高線による）出典：(学)自由学園 杉原弘恭

市内の各地には、樹林地などの緑が分布しています。コラム2（東久留米の土地の履歴）でみたように、富士・箱根の火山灰が降り積もった武蔵野台地面と湧水と川によって火山灰が流された古多摩川面では土壌の質などによって植生に違いがあります。特に、縁崖林には、平地林や農用地とは異なる植生や生態系がみられます。縁崖林の林床には、湧水河川の河岸段丘上にあるため、夏の暑さと冬の乾燥の影響が小さく、荒川水系上流域の丘陵地や関東山地にみられる山地性といわれる植物も生育しています。特に北斜面では、古多摩川の影響か、古い植生が残っていることもあります。

日本列島は最終氷河の影響が少なかったことによって古い生物相が遺存されたのですが、冬季に気温より水温が高い湧水環境（この辺りの湧水の水温は17度あたりですが、地域の年間平均気温とほぼ同じになるといわれています）では、外来植物が冬季から水中で旺盛に繁茂し、種類によっては開花するなどの現象がみられます。さらに河川では、洪水時の増水により逆流するほかに、上流から種子や植物体が流れ、下流に植物の分布が広がっていきます。定期的な川掃除などにより外来種除去が市民によって行われていますが、特定外来種は、分布の拡大を防ぐのに精一杯で、除去は困難です。さらに、近年の気温上昇による湧水温度の上昇も、冬季の外来種の生育に影響があると考えられます。

縁崖林は、古くから防風、土壌流出防止、水源維持のために、人為的にも保全、形成された可能性があります。屋敷林も防風等の効果も狙い、江戸時代に農家は、住居、納屋や倉庫などの建物と収穫物の乾燥、脱穀などの農作業用の空間を囲む形で作られていました。川沿いには水田もつくられていましたが、上流から河川に沿った用水路が複雑に張り巡らされ、太陽で温めてから利用していました。

また、草地は少なくなりましたが、まとまった面積の草地は、教育施設や公園などにあり、街路樹や宅地内の緑も市内の貴重な緑となっています。雨水がこれらの樹林地や農地、草地などで浸透することで、地下水がかん養され、湧水の水源となって、水が豊かな環境が保たれています。こうした「緑」や「水」が各所に存在していて、それらが黒目川や落合川、立野川といった河川となりその周辺が「水と緑と生きものの回廊」として水辺沿いの生態系を形成しています。

近年のアンケートでは、市内に残る河川周辺の縁崖林、屋敷林、市内の農地と平地林などのほか、身近な公園や広場の緑や川沿いの緑、街路樹など道路の緑を市民が身近に感じており、これらの緑も生きものの生育・生息の基盤として機能しています。



コラム14

人口減少社会における緑の確保について

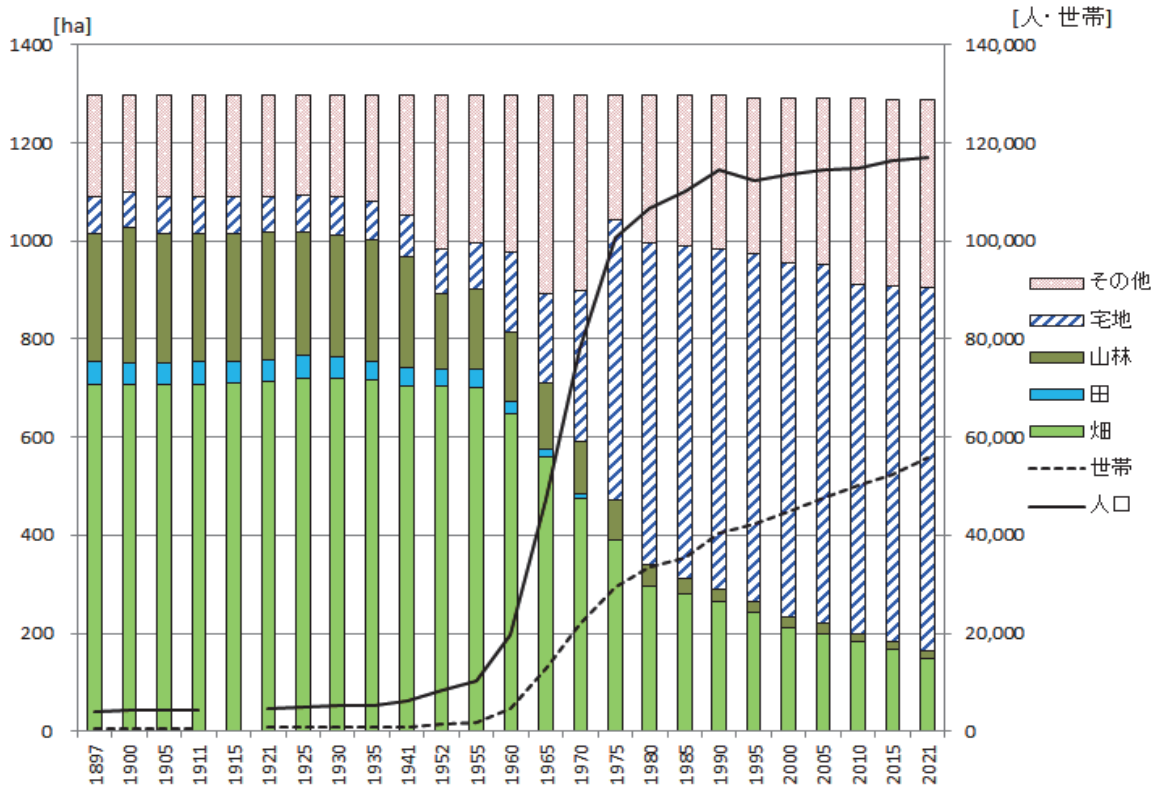
東久留米市では、主に宅地化の進行により緑が減少しています。その一方で、将来的には日本の人口が減少に転じ、さらに人口減少が進むと言われており、「今後は、緑は減らないのではないか」という考えもあります。しかし、住宅の需要にはさまざまな要因があり、必ずしも宅地化が減少するとは言えない状況となっています。

東久留米市の人口はここ十年ほぼ横ばいで推移していますが、第5次長期総合計画の予測では、2025年に114,052人、2040年には107,051人にまで減少すると推計されています。

世帯数は、必要な住宅数と強い関連があり、東京都と隣接する埼玉県を含めても2025年までは増加傾向にあります。推計によると、人口減少の割合ほど世帯数が減少するという結果になっていません。東久留米市の世帯構成は、2020年時点で35.5%が単独世帯であり、1995年時点(23.2%)からその割合が増加していますが、今後はさらに単独世帯の増加が見込まれ、必要な住宅数の増加が考えられており、宅地の生物多様性を考慮した緑化が、気候変動への緩和策として望まれます。

単独世帯化と高齢化が進んでいるため、所有者が亡くなった住宅の相続人が、すでに自身の持ち家を持っているケースも多くなり、今後、空き家が増える可能性もあります。

いずれにしても、将来的には人口減少に伴う住宅需要や農地等の所有者の意向等により、土地利用にも変化が訪れると思われます。今後はこうした動向を見据えた計画作りをしていく必要があるでしょう。



東久留米の土地利用と人口・世帯の長期変遷

数値の出典：「東久留米の近代史（平成24年3月）」及び「統計東久留米」

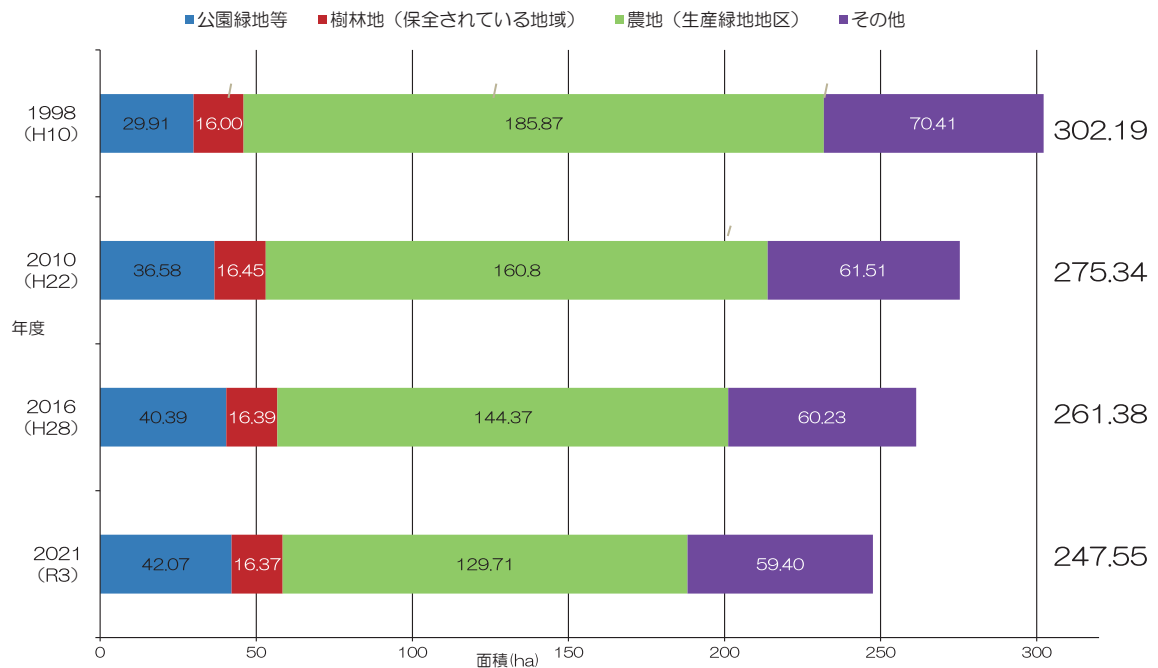
資料4 緑の現況

1 緑地の現況と経年変化

市域面積は、1,288ha、緑地面積は、247.55haで、緑地率は19.2%です。

主な緑地の構成と経年変化

緑地区分	1998 (H10)		2010 (H22)		2016 (H28)		2021 (R3)	
	面積	緑地率	面積	緑地率	面積	緑地率	面積	緑地率
	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)
公園緑地等	29.91	2.3	36.58	2.8	40.39	3.1	42.07	3.3
樹林地（保全されている地域）	16.00	1.2	16.45	1.3	16.39	1.3	16.37	1.3
農地（生産緑地地区）	185.87	14.4	160.80	12.5	144.37	11.2	129.71	10.1
その他	70.41	5.5	61.51	4.8	60.23	4.7	59.40	4.6
合計	302.19	23.5	275.34	21.4	261.38	20.3	247.55	19.2



緑地の構成の変化



緑地面積の経年変化

緑地分類		年度		1998(H10)			2010(H22)			2016(H28)			2021(R3)		
		人口:113,956人		確保量			人口:116,459人			確保量			人口:117,006人		
		箇所	面積(ha)	m ² /人	箇所	面積(ha)	m ² /人	箇所	面積(ha)	m ² /人	箇所	面積(ha)	m ² /人		
公園緑地等の都市施設とする緑地	住区	街区公園	84	5.77	0.51	114	7.45	0.64	127	8.29	0.71	140	9.98	0.85	
		基幹公園	2	7.59	0.67	2	7.59	0.65	2	7.59	0.65	2	7.59	0.65	
	公園	近隣公園													
		地区公園													
	都市	総合公園	0	0.00	0.00	1	2.56	0.22	1	4.98	0.43	1	5.01	0.43	
		運動公園													
	基幹公園計		86	13.36	1.17	117	17.6	1.51	130	20.86	1.78	143	22.58	1.93	
	特殊公園	特殊公園	2	1.26	0.11	2	1.26	0.11	2	1.26	0.11	2	1.26	0.11	
		風致公園													
		歴史公園													
	墓園		1	7.90	0.69	1	7.90	0.68	1	7.90	0.68	1	7.90	0.68	
	広域公園														
	緩衝緑地等	都市緑地	3	1.07	0.09	4	2.05	0.18	4	2.10	0.18	4	2.10	0.18	
		都市林													
		緑道													
広場公園															
その他小計		6	10.23	0.90	7	11.21	0.96	7	11.26	0.96	7	11.26	0.96		
都市公園計		92	23.59	2.07	124	28.81	2.47	137	32.12	2.75	150	33.84	2.89		
条例等の公園		4	0.25	0.02	4	0.25	0.02	4	0.25	0.02	4	0.21	0.02		
児童遊園															
都市機構遊園		3	4.16	0.37	3	4.74	0.41	3	4.82	0.41	3	4.82	0.41		
都営住宅遊園		3	1.52	0.13	3	1.89	0.16	3	1.90	0.16	3	1.90	0.16		
滝山遊歩道		1	0.39	0.03	1	0.39	0.03	1	0.39	0.03	1	0.39	0.03		
黒目川(上流域)					1	0.50	0.04	3	0.91	0.08	3	0.91	0.08		
小計		11	6.32	0.55	12	7.77	0.67	14	8.27	0.71	14	8.2297	0.70		
合計		103	29.91	2.62	136	36.58	3.14	151	40.39	3.46	164	42.07	3.60		
制度上安定した緑地	法によるもの	生産緑地地区	319	185.87	16.31	313	160.80	13.81	306	144.37	12.35	304	129.71	11.09	
		風致地区	1	1.50	0.13	1	1.50	0.13	1	1.50	0.13	1	1.50	0.13	
		河川区域	2	14.9	1.31	2	14.9	1.28	2	14.9	1.27	2	14.9	1.27	
		市民緑地	1	0.10	0.01	1	0.10	0.01	1	0.10	0.01	1	0.10	0.01	
	条例等によるもの	条例等の緑地	1	0.33	0.03	1	0.19	0.02	1	0.19	0.02	1	0.15	0.01	
		緑地保全地域	8	13.26	0.03	8	13.26	1.14	8	13.26	1.13	8	13.26	1.13	
		森の広場	6	2.67	0.03	7	2.86	0.25	7	2.80	0.24	6	2.24	0.19	
	その他	樹林地	2	0.07	0.03	6	0.33	0.03	6	0.33	0.03	6	0.72	0.06	
市街化調整区域内の農地		6	3.02	0.27	6	1.85	0.16	6	1.85	0.16	13	1.90	0.16		
合計		346	221.72	19.46	345	195.79	16.81	338	179.3	15.34	342	164.48	14.06		
公園・緑地の現況		449	251.63	22.08	481	232.37	19.95	489	219.69	18.79	506	206.55	17.65		
社会通念上安定した緑地	神社・寺の境内地	17	8.13	0.71	17	7.26	0.62	17	7.26	0.62	17	7.26	0.62		
	企業グラウンド	1	5.50	0.48											
	学校(小・中学校・高校)	28	39.2	3.44	26	36.74	3.15	25	35.46	3.03	24	34.77	2.97		
合計		46	52.83	4.64	43	44.00	3.78	42	42.72	3.65	41	42.03	3.59		
緑地の重複		6	2.27		2	1.03		2	1.03		2	1.03			
緑地総計		489	302.19	26.52	522	275.34	23.64	529	261.38	22.36	545	247.55	21.16		

※平成 22 年度の表には平成 25 年 3 月に記載のなかった黒目川(上流域) 0.5ha を加えています。

2 緑被地の現況と経年変化

緑被率(令和3年の航空写真による)は、全市域の29.2%、このうち樹木・樹林は12.3%、草地は5.2%、農地は11.8%です。※緑被地には、民有の屋敷林や農地も含まれます。

緑被地の現況と経年変化

年 区分	1993 (H5) ※1		2006 (H18) ※2		2011 (H23) ※3		2015 (H27) ※4		2021 (R3) ※5	
	面積 (ha)	緑被率 (%)	面積 (ha)	緑被率 (%)	面積 (ha)	緑被率 (%)	面積 (ha)	緑被率 (%)	面積 (ha)	緑被率 (%)
樹木・樹林	201.4	15.6	193.0	15.0	189.7	14.7	167.4	13.0	157.9	12.3
草地	60.8	4.8	77.8	6.0	72.3	5.6	67.4	5.2	66.5	5.2
農地	244.3	18.9	183.3	14.2	179.3	13.9	160.9	12.5	151.4	11.8
緑被地	506.6	39.2	454.1	35.1	441.3	34.2	395.7	30.7	375.8	29.2

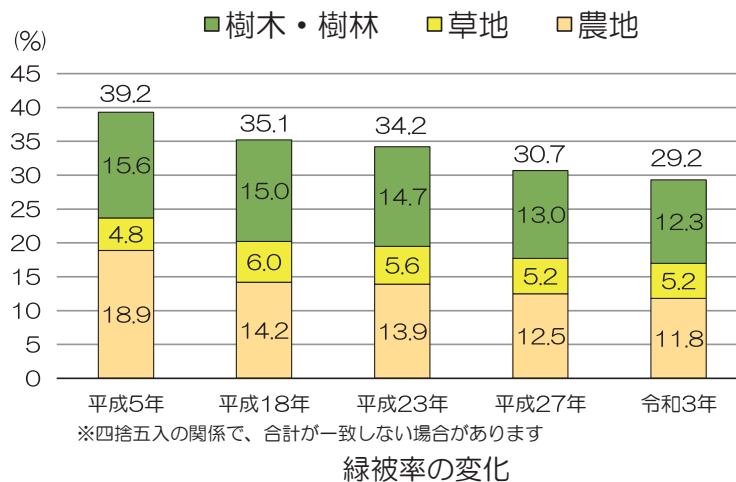
※1 出典：平成5年度多摩六都みどりの実態調査（航空写真より縮尺1/2500 地形図上で10㎡以上の緑被地を抽出）

※2 出典：平成18年4月から5月にかけて撮影されたデジタルオルソ画像（地上解像度25cm）から緑被地を抽出

※3 平成18年のデータを平成23年航空写真により経年変化修正したもの

※4 平成23年のデータを平成27年航空写真により経年変化修正したもの

※5 平成27年のデータを令和3年航空写真により経年変化修正したもの



3 まとまった樹林地とその保全状況

300㎡以上のまとまった樹林地は約98.47haです。このうち、緑地保護区域(0.15ha)、緑地保全地域(13.26ha)、森の広場(2.24ha)、市有の樹林地(0.72ha)など条例等で保全されている樹林地は16.37haです。また、都市計画公園内には約4.30ha分布しています。

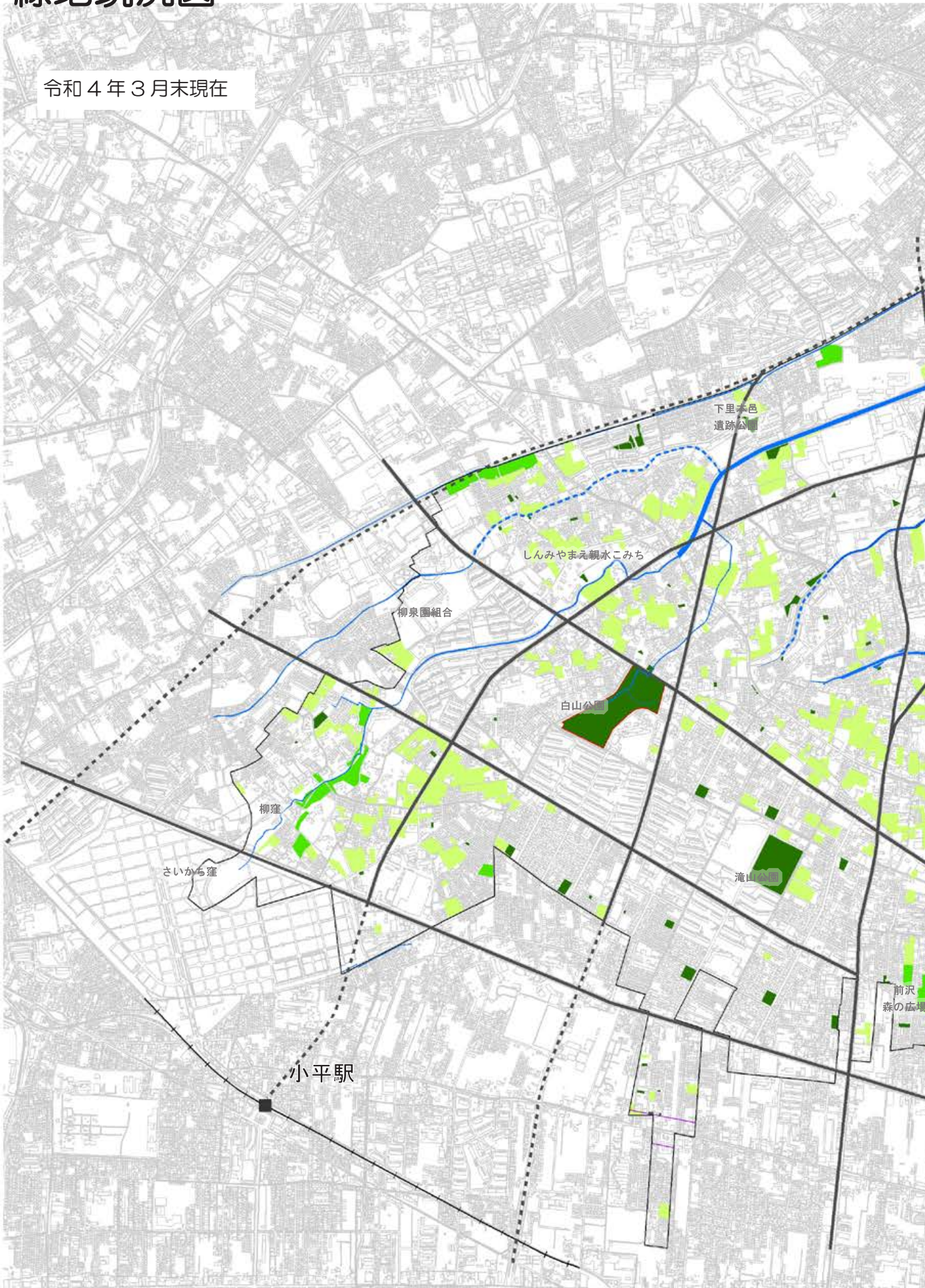
4 農地と生産緑地

農地(令和3年度調査)では、151.4ha、生産緑地地区は129.7haで、農地の85.7%を生産緑地が占めています。

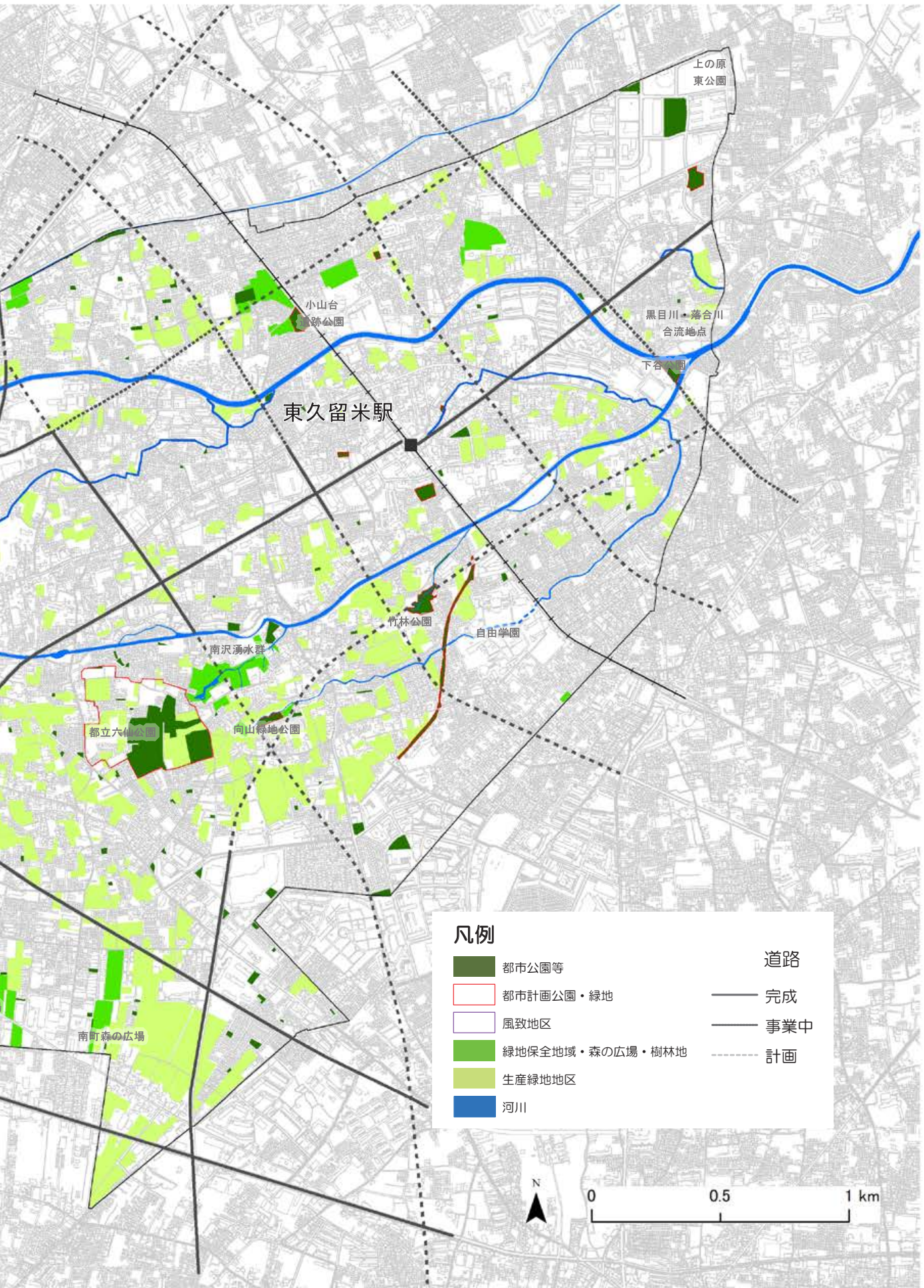


緑地現況図

令和4年3月末現在



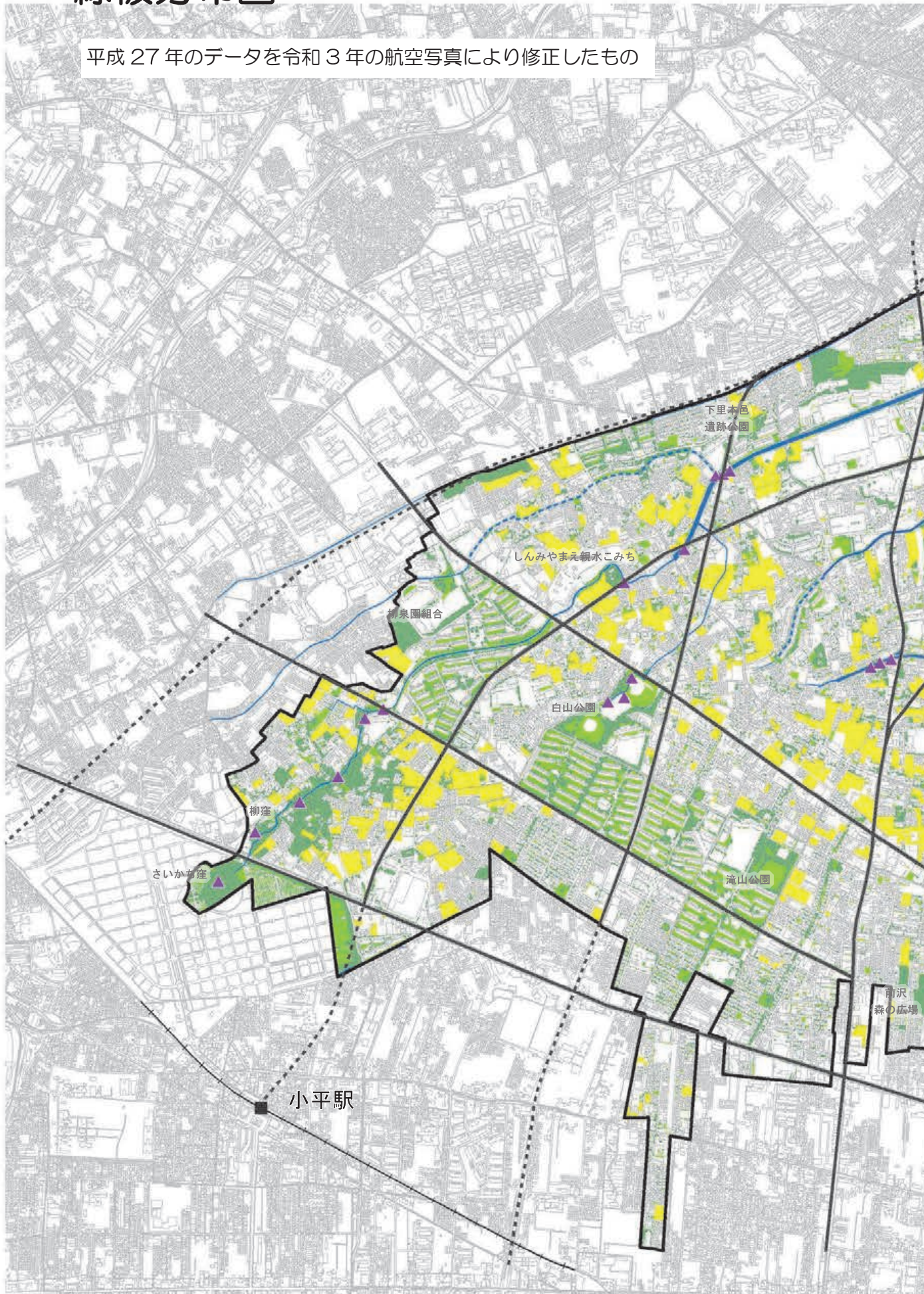
資料編

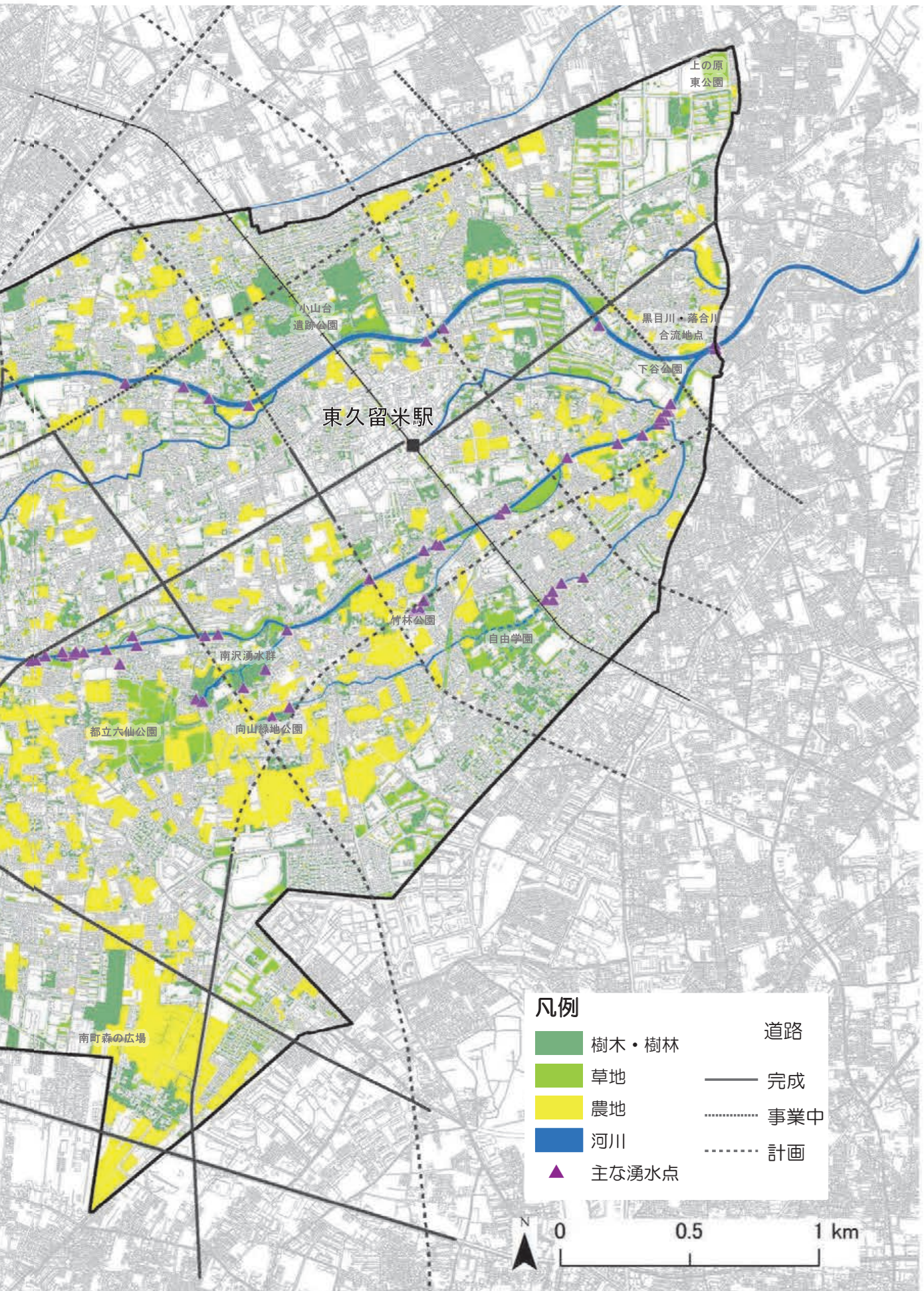




緑被分布図

平成 27 年のデータを令和 3 年の航空写真により修正したもの

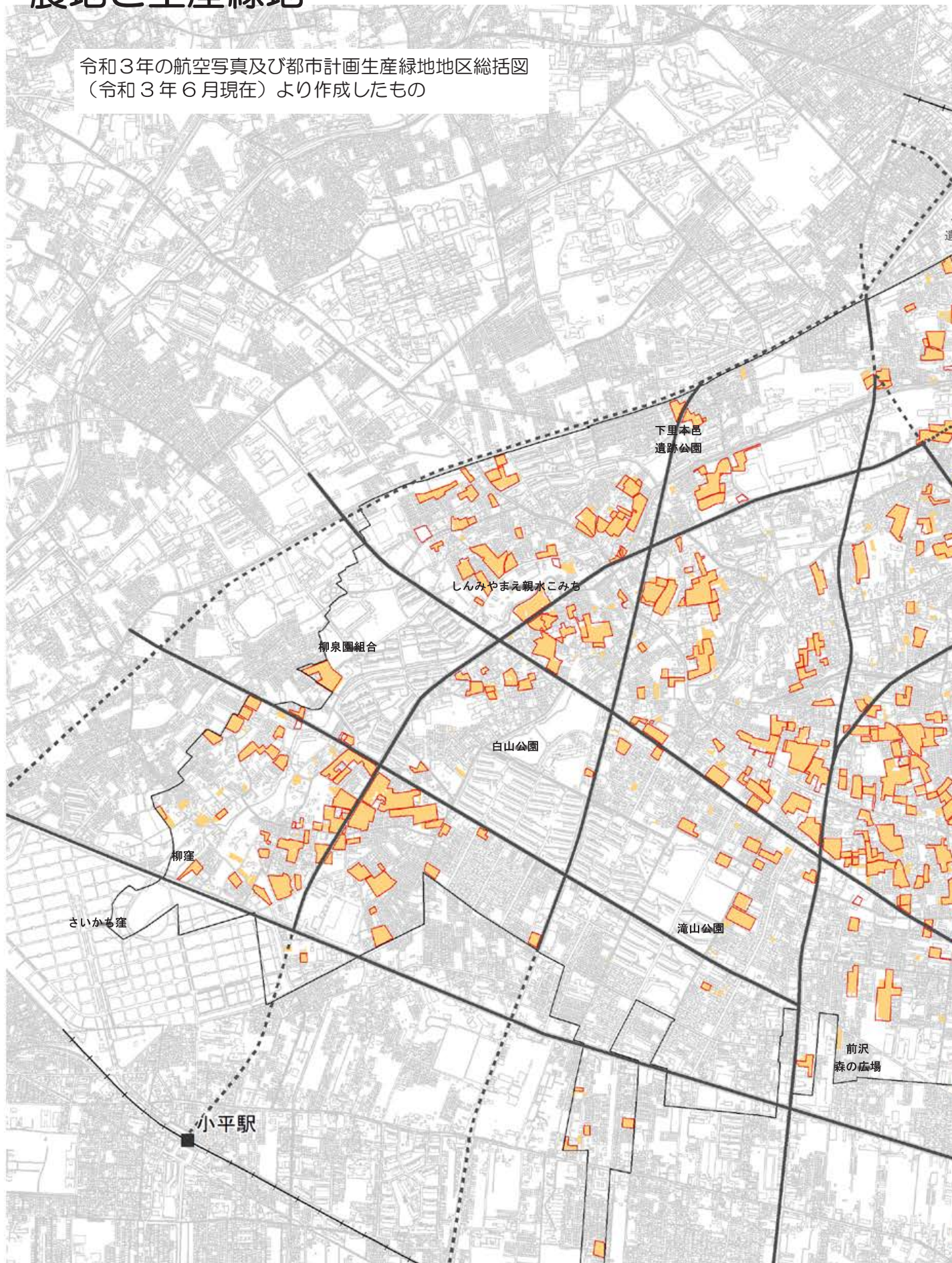


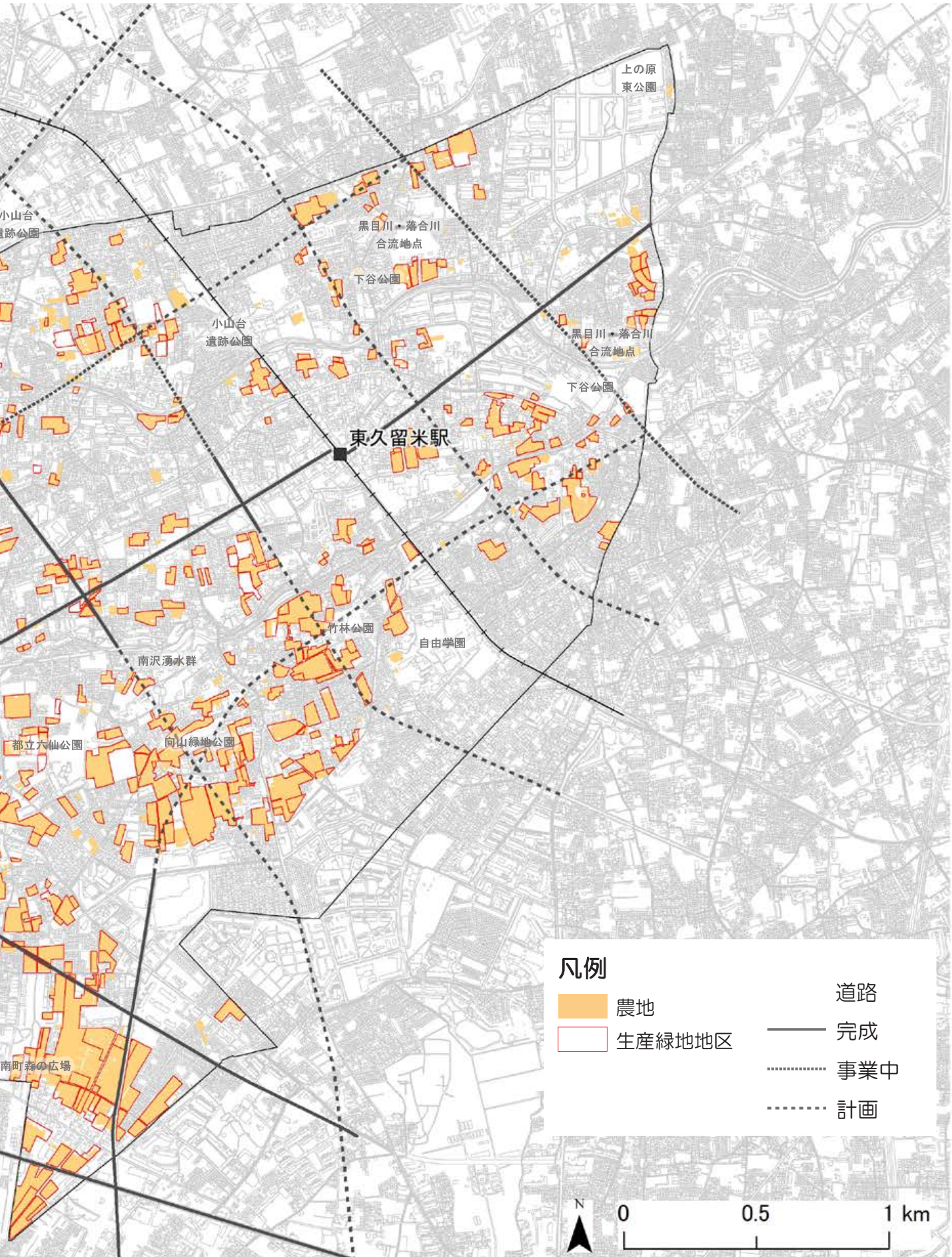




農地と生産緑地

令和3年の航空写真及び都市計画生産緑地地区総括図
(令和3年6月現在)より作成したもの







5 保全地域等

① 東京都の歴史環境保全地域・緑地保全地域の管理

保全地域とは、東京都の制度によるもので、市は都から保全地域の管理委託を受け、保全地域を良好な状態に維持するため、下草刈り、除草、落ち葉かき、ごみ拾い、支障枝処理、枯損木伐採及び野火止用水沈砂池管理等を行っています。また、管理は東久留米自然ふれあいボランティアと協働で行っています。

名 称	住 所	面 積 (㎡)
野火止用水歴史環境保全地域	下里六丁目、野火止二丁目、 小山五丁目	27,515 ※水路(776㎡)を除く
南沢緑地保全地域	南沢三丁目	25,355
南町緑地保全地域	南町三丁目	11,219
小山緑地保全地域	小山一丁目	19,737
氷川台緑地保全地域	氷川台一丁目	10,097
金山緑地保全地域	金山町一丁目	13,216
前沢緑地保全地域	前沢三丁目	11,885
柳窪緑地保全地域	柳窪四・五丁目	13,592
計	8箇所	132,616

② 森の広場

都市公園や緑地の不足を補うため、民有地の樹林地を借上げ、森の広場として市民に開放しています。

名 称	所 在	面 積 (㎡)
金山森の広場	金山町一丁目 15 番	(金山緑地保全地域内) 3,605
成美森の広場	氷川台一丁目 21 番	(氷川台緑地保全地域内) 2,021
前沢森の広場	前沢三丁目 13 番	4,598
柳窪森の広場	柳窪二丁目 1 番	2,002
南町森の広場	南町三丁目 9 番	8,238
柳窪けやき森の広場	柳窪五丁目 4 番	1,912
計	6 箇所	22,376

③ 樹林地

緑地の推進保護・保全を図るため、「東久留米市のみどりに関する条例」及び「都市緑地法」に沿い、一団の樹林地を市が公有地化したものです。

名 称	所 在	面 積 (㎡)
学園樹林地	学園町一丁目 14 番	496.15
向山樹林地	南沢三丁目 16 番	213.24
柳窪樹林地	柳窪五丁目 4 番	204.94
柳窪第二樹林地	柳窪四丁目 15 番	2,900.95
下里樹林地	下里六丁目 5 番	167.72
南沢樹林地	南沢三丁目 13 番	1,794.62
柳窪第三樹林地	柳窪四丁目 7 番	1,424.03
計	6 箇所	7,201.65

④ 市民緑地

「都市緑地法」に基づき、緑地保全を図るため所有者と市が協定を締結し、市民に公開した緑地です。

名 称	所 在	面 積 (㎡)
南沢第一市民緑地※	南沢三丁目 16 番	968

※令和4年10月まで

⑤ 保存樹木等

「東久留米市のみどりに関する条例」に基づき、木の高さが10m以上で、地上から1.5mでの位置の幹の直径が50cm以上(周囲1.57m)の樹木を保存樹木として指定しています。指定された樹木等については、市の補助金の交付対象となります。

区分	年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	備考
		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	
保存樹木 (本)		665	656	646	632	621	689	693	
保存樹林 (㎡)	樹林地	4,675	4,675	4,675	4,675	4,675	4,675	4,825	2箇所
	生垣	3,193	3,153	3,117	3,067	3,101	3,101	3,228	
緑地保護区域 (㎡)		1,853	1,853	1,853	1,853	1,853	1,853	1,521	南沢緑地内1箇所

⑥ 宅地開発等に伴う緑化面積

「東久留米市宅地開発等に関する条例」「東久留米市みどりに関する条例」に基づき、開発事業等の際に行われた緑化面積の合計です。

区分	年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	合計
	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3		
緑化面積 (㎡)		4,646.77	3,866.27	4,395.14	4,651.74	2,960.12	2,769.50	2,625.81	25,915.35



⑦ 生産緑地の推移

区分	年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
地区数		308	306	308	302	305	305	304
面積 (ha)		146.58	144.37	139.55	136.19	133.88	132.56	129.71

資料：都市建設部都市計画課

⑧ 「緑確保の総合的な方針(改定)令和2年7月」により登録された確保すべき緑

緑確保の総合的な方針(改定)は、特に減少傾向にある民有地の既存の緑やあらゆる都市空間への緑化等の課題に対し、都と区市町村とが合同で、都市計画を基本としたまちづくりの取組の方向性を明らかにし、計画的に東京の緑を確保していくことを目的としており、東久留米市内では確保すべき緑として以下の地域が設定されています。

所 在	面 積 (ha)	備考
南沢三丁目	0.33	崖線
柳窪五丁目	0.19	平地林
前沢三丁目	0.46	平地林
南町三丁目	0.82	平地林
南沢三丁目	0.10	屋敷林
柳窪四丁目	1.82	屋敷林
柳窪四丁目	0.42	屋敷林
下里二丁目	0.30	屋敷林
金山町一丁目	0.56	屋敷林
中央町三丁目	4.11	農地
市内 267 箇所	74.76	生産緑地
計	83.87	-

⑨ 緑の維持管理に要する費用

市では緑の維持管理のために様々な事業が実施されており、その費用は増加傾向にあります。平成30年度は大型台風の上陸による被害が発生し、その対応のため費用が特に増加しました。

区分	年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	合計
		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	
費用 (千円)		13,841	16,082	15,134	26,280	18,172	17,179	19,344	126,032

資料5

生きものの現況

1 市内の緑(生きものの生息・生育地)の変化

生きものの生育・生息地である市内の緑(樹林、農地、河川など)の割合は、1970年代には市内の約4割でしたが、2000年代には約3割に減少し、分散化がすすみました。動植物の確認種の変化は、緑の減少や雑木林の森林化など、土地利用の変化が一因と考えられます。



市内の土地利用の変化(上図:1970年代、下図:2000年代)



2 生きものの確認状況

これまでに市内及び近隣自治体では生きものの分布を調べる調査が行われてきました。

平成23年から令和3年にかけて実施された調査(※)の結果、現在の東久留米市及び周辺の生きものの分布(確認)状況は、以下のとおりであることが分かりました。

※市内で、東京都などによって平成26年度までに実施された現地調査や「第二次緑の基本計画の中間見直し」時に実施された調査結果、平成30年度以降の市民観察による確認結果や、東久留米市が令和3年度に実施した現地調査や既存資料調査の結果に基づきます。また調査によって、調査範囲や対象とする生きものは異なります。

既存資料一覧

資料名	発行元
平成 23 年度保全地域の生物多様性保全のための自然環境調査委託 (南沢緑地保全地域) 報告書 (4/7)	東京都環境局
平成 24 年度東京都保全地域における生物多様性保全のための自然環境調査委託 (野火止用水歴史環境保全地域) 報告書 (1/12)	東京都環境局
平成 24 年度東京都保全地域における生物多様性保全のための自然環境調査委託 (小山緑地保全地域) 報告書 (5/12)	東京都環境局
平成 24 年度東京都保全地域における生物多様性保全のための自然環境調査委託 (柳窪緑地保全地域) 報告書 (10/12)	東京都環境局
平成 26 年度東京都保全地域における生物多様性保全のための自然環境調査委託 (南町緑地保全地域) 報告書 (2/14)	東京都環境局
平成 26 年度東京都保全地域における生物多様性保全のための自然環境調査委託 (氷川緑地保全地域) 報告書 (4/14)	東京都環境局
平成 26 年度東京都保全地域における生物多様性保全のための自然環境調査委託 (前沢緑地保全地域) 報告書 (7/14)	東京都環境局
平成 26 年度東京都保全地域における生物多様性保全のための自然環境調査委託 (東久留米金山緑地保全地域) (8/14)	東京都環境局
都市内緑地における生物多様性に関する調査業務報告書(向山緑地公園)	国土交通省 国土技術政策総合研究所
黒目川整備工事に伴う河川環境調査委託報告書(その 7)	北多摩北部建設事務所
落合川整備工事に伴う河川環境調査委託報告書(その 12)	北多摩北部建設事務所
黒目川整備工事に伴う河川環境調査委託報告書(その 13)	北多摩北部建設事務所
令和 2 年度落合川整備工事に伴う河川環境調査委託報告書(その 17)	北多摩北部建設事務所
2015 年度自由学園最高学部卒業研究「自然と人とのかかわり」	自由学園
2015 年度自由学園最高学部 「自然誌・環境」学園特別実習グループ記録	自由学園
2016 年自由学園樹木調査	自由学園
2015~2016 年度観察 自由学園初等部(小学校)資料	自由学園
大正末期に出版された Florula Musashinoensis (武蔵野植物目録)の再検討	武蔵学園
清瀬の植物 調査報告	清瀬の植物を守る会
野鳥は友だち 東久留米バードウォッチングの会 HBWS 創立 20 周年記念誌	東久留米バード ウォッチングの会
東久留米団地移管公園他基本設計雑木林の再生・活用検討報告書 (樹木調査・林床植生調査・生きもの調査)	UR都市機構
東久留米の野草	東久留米市教育委員会
28. 東久留米市生き物調査委託報告書(平成 28 年度)	東久留米市
東久留米市第三次緑の基本計画策定支援業務及び生きもの調査委託生きもの調査報告書 (令和 3 年度)	東久留米市
市民観察によるモニタリングデータ	東久留米市

(1) 確認種の概要

生きもの調査で確認された市内の種は、第二次緑の基本計画の中間見直し時に確認された2,215種に新たに316種が追加され、計2,531種になりました。

水辺環境で見られる生きものをあげてみると、生きていくのに水辺を必要とする両生類は、産卵から成体に変態するまでの時期を水辺で過ごすアズマヒキガエル、ニホンアマガエル、ウシガエルの3種のみでした。アズマヒキガエルとニホンアマガエルは日本の在来のカエルですが、ウシガエルは水辺の小動物や在来のカエル類も食べてしまうため、特定外来生物に指定されています。

また、魚類では、ドジョウ、ナマズ、アブラハヤ等、昔から市内に生息していた種に加え、タカハヤ、ドンコやカワヨシノボリ、カワムツといった、本来は関東地方に生息していない「国内外来種」と言われる魚類も確認されています。

東久留米市内の生きもの確認種数（平成23年～令和3年）

分類群	植物	哺乳類	両生類	爬虫類	昆虫類	鳥類	魚類	底生動物	その他無脊椎	合計
総確認種	1,273種	10種	3種	7種	943種	92種	33種	162種	8	2,531種
希少種	106種	-	2種	5種	18種	37種	14種	8種	-	190種
外来種 (特定外来生物)	4種	1種	1種	-	-	2種	1種	-	-	9種

※確認種数は累計であり、毎年度確認されているものではありません。

市内でみられる主な自然環境ごとの、主な生きもの確認種は以下のとおりです。

自然環境ごとの主な確認種

主な自然環境	主な確認種
水辺（川沿い）	カワチシャ、ナガエミクリ、ツリフネソウ、ミゾソバ、カワセミ、マガモ、ハクセキレイ、ダイサギ、コサギ、イシガメ、ハグロトンボ、ホトケドジョウ、シマドジョウ、ドジョウ、アブラハヤ、オイカワ 等
水辺（湧泉地）	ナガエミクリ、ツリフネソウ、セキショウ、カワセミ、ハグロトンボ、シオカラトンボ、アブラハヤ、ホトケドジョウ 等
雑木林	キンラン、キツネノカミソリ、ヤマユリ、ミズヒキ、アオゲラ、ウグイス、アオジ、エナガ、アオダイショウ、カブトムシ、アブラゼミ 等
公園や住宅地など（人の生活に隣接した場所）	カントウタンポポ、スミレ、ホトケノザ、ツグミ、オナガ、シジュウカラ、メジロ、ヒヨドリ、ムクドリ、モズ、ニホンカナヘビ、ショウリョウバッタ、アオスジアゲハ、モンシロチョウ、ベニシジミ、ニイニイゼミ 等



スミレ



ベニシジミ



オイカワ（オス）

東久留米市でみられる生きものの例



コラム15

東久留米市の生きもの — 武蔵野台地今昔、周辺地域との比較 —

東久留米市の植物相を近隣市との間で比較すると、東久留米市(12.9km²)では1,273種、隣の清瀬市(10.2km²)では1,025種の植物が確認されています。両市で確認された植物の他に、東久留米市でよくみられるナガエミクリのように、清瀬市では確認されなかったものがあります。一方、清瀬市のみで確認された植物には、狭山丘陵を水源とする柳瀬川によって運ばれてきたと考えられる山地性の植物や広い河川敷などに生育する湿地性の植物があります。両市の立地の特色が植物相に現れています。

なお、清瀬市内では、この30年くらいの間に消滅した植物60種が報告されています。主に、在来種といわれる、古くから地域の環境のなかで生態系をつくってきた種類です。東久留米市内でも、以前より生育範囲が狭くなり、個体数が減少してきている在来種があります。例えば、河畔林に見られるハンノキは清瀬市では柳瀬川の崖線の雑木林から湿地にありますが、東久留米市では自生のは見られなくなり、新たに植栽されています。白い花を房状につけるウワミズザクラは清瀬市では崖線に、イヌザクラは雑木林で見られますが、東久留米市ではごくわずかになりました。都心に近い江古田周辺の100年前の記録(武蔵学園)によるとハンノキ、ウワミズザクラ、イヌザクラともに記録されていて、現在より分布が広がったことがわかります。分布域の減少による個体数の減少は、遺伝的多様性の減少につながり、環境の変動に適応しにくくなり、消滅しやすくなると考えられています。

「コラム3 我が町東久留米が大好き」に書かれているように、ムサシトミヨが生息していた1950年頃の落合川には、白い花をつけるバイカモが生育していましたが、汚水が流入するようになって最初に消えていったとのこと(藤田1978)。なお、100年前の江古田周辺の記録には、流れる湧水域の植物、バイカモは記されていません。

さらに、近隣市(清瀬市、東村山市、西東京市、東大和市、武蔵村山市)との比較の結果、黒目川下流部と空堀川上流部の魚類で約5割、落合川下流部と空堀川上流部の植物で約4割の種が共通であることなど、東久留米市内には、近隣市と対応した自然環境と生態系が機能していると推察され、エコロジカル・コリドーとしての役割を果たすことが考えられます。

参考文献：藤田朋子(1978年)「東久留米の野草」東久留米市史料 No.5 東久留米市教育委員会 (p15 4. 流水中と水辺の植物に、バイカモの記述)
清瀬の植物を守る会(2010年)「清瀬の植物 調査報告」東京都清瀬市発行
渡邊・東馬加奈・白井亮久・福田泰二(2022年)「大正末期に出版された
Flora Musashinoensis (武蔵野植物目録)の再検討」
武蔵高等学校中学校紀要 第6号 65-114.
東京都北多摩北部建設事務所(2015年)黒目川整備工事に伴う河川環境調査委託(その7)報告書
東京都北多摩北部建設事務所(2015年)落合川整備工事に伴う河川環境調査委託(その12)報告書

資料編



ハンノキ



ウワミズザクラ (果実)



イヌザクラ (房状の白花)

(2) 希少種の確認状況

市内では、以下に示す190種の希少種(※)が確認されています。

※希少種とは、環境省レッドリスト(2020年版)、東京都レッドリスト(2020年版)に掲載されている種を指します。

分類	主な希少種	
植物	ミズニラ、ショウブ、アマナ、キンラン、ギンラン、エビネ、キツネノカミソリ、ミクリ、ナガエミクリ、イカリソウ、ニリンソウ、イチリンソウ、サラシナショウマ、タコノアシ、ミズ、ハンノキ、ヒカゲスミレ、クサレダマ、イワウメツル、カワチシャ、オミナエシ 等 (計 106 種)	
動物	哺乳類	(確認なし)
	両生類	アズマヒキガエル、ニホンアマガエル (計 2 種)
	爬虫類	ニホンヤモリ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、アオダイショウ、ヒバカリ (計 5 種)
	昆虫類	ハラビロトンボ、マユタテアカネ、マイコアカネ、ミヤマアカネ、リスアカネ、クルマバッタ、ヒオドシチョウ、コシロシタバ、ヒラタクワガタ、ハナムグリ、ウバタマムシ、ヤマトタマムシ、ハッカハムシ、キボシトックリバチ、モンズズメバチ、キオビクモバチ 等 (計 18 種)
	鳥類	オシドリ、ヨシガモ、ホシハジロ、カイツブリ、ゴイサギ、チュウサギ、コサギ、バン、クイナ、カッコウ、コチドリ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、ノスリ、アオバズク、カワセミ、チョウゲンボウ、サンコウチョウ、モズ、オナガ、ヒバリ、セグロセキレイ、ホオジロ 等 (計 37 種)
	魚類	ギンブナ、ヤリタナゴ、オイカワ、アブラハヤ、ニゴイ、ドジョウ、ヒガシシマドジョウ、ホトケドジョウ、ミナミメダカ、オヤニラミ、アマチチブ、トウヨシノボリ、ジュズカケハゼ、ムサシノジュズカケハゼ (計 14 種)
底生動物	コシダカヒメモノアラガイ、ヌカエビ、サワガニ、モクスガニ、ヤマサナエ、アオサナエ、ヤマトクロスジヘビトンボ、ミズバチ (計 8 種)	



カワチシャ



サワガニ



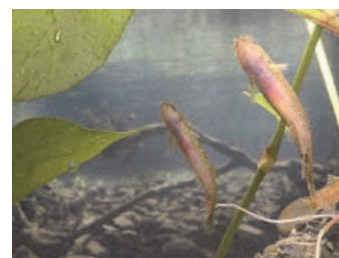
アブラハヤ



ナガエミクリ



ニホンカナヘビ



ホトケドジョウ

東久留米市内でみられる希少種の例



(3) 外来種(特定外来生物)の確認状況

市内ではこれまでに、植物ではアレチウリ、オオフサモ、オオカワヂシャ、オオキンケイギクの4種、哺乳類ではアライグマの1種、鳥類ではガビチョウとソウシチョウの2種、両生類ではウシガエルの1種、魚類ではカダヤシの1種、合計9種の外来種(特定外来生物※)が確認されています。外来種は生態系を攪乱する懸念があるため、その取扱には注意が必要です。

※特定外来生物とは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」で定められる、もともと日本にはいなかった生きもの(外来生物)であって、生態系、人の身体・生命、農林水産業などに影響を及ぼすおそれがあるものとして特に指定された生きものです。



アレチウリ



オオフサモ



オオカワヂシャ



オオキンケイギク



アライグマ



ガビチョウ



ソウシチョウ



ウシガエル



カダヤシ

東久留米市内で確認されている外来種(特定外来生物)

市内では、以上にあげた9種の外、令和5年に特定外来生物の指定が検討されているアカミミガメとも、市内各地の河川や池で確認されています。



アカミミガメ



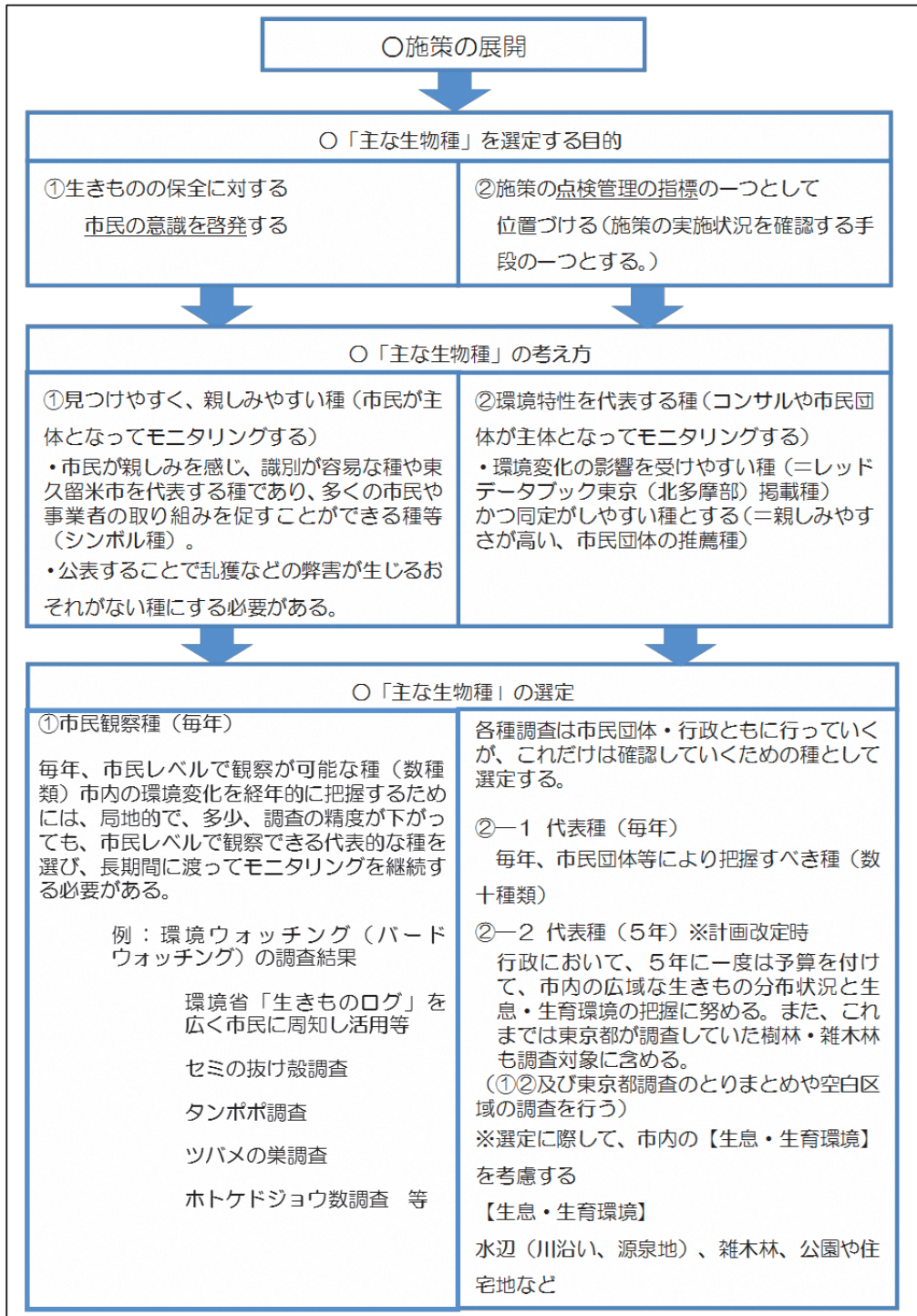
アメリカザリガニ

資料6

生きものモニタリングについて

1 生きものモニタリングについて

生物多様性に係る施策の推進及び計画の点検評価を目的として、市内の「主な生物種」を対象としたモニタリング(生きものモニタリング)を実施しています。



「主な生物種」の選定フロー(「第二次緑の基本計画中間見直し・生物多様性戦略」より)



2 モニタリングの対象種

第二次緑の基本計画中間見直し時に選定した「主な生物種」は、次に示す(1)市民観察種81種と、(2)代表種86種です。

(1) 市民観察種

環境の種類	植物	昆虫類	ほ乳類 爬虫類 両生類	鳥類	魚類
水辺 (川沿い)	アメリカセンダングサ ジュズダマ ●ナガエミクリ ミソソバ 4種	アキアカネ ウスバキトンボ オニヤンマ カンタン シオカラトンボ ジョロウグモ 6種	●アオダイショウ 1種	アオサギ カルガモ カワセミ ●コサギ ハクセキレイ 5種	●アブラハヤ アユ ウグイ オйкаワ カワムツ タカハヤ ●ホトケドジョウ 7種
水辺 (湧泉地)	セキショウ ●ナガエミクリ ニリンソウ 3種	オニヤンマ シマアメンボ ハグロトンボ 3種	なし	ハクセキレイ カワセミ 2種	●アブラハヤ ●ホトケドジョウ 2種
雑木林	キツネノカミソリ クサボケ タチツボスミレ ヒガンバナ フタリスズカ ミズヒキ ヤマユリ 7種	アブラゼミ カブトムシ クマゼミ サトキマダラヒカゲ ツクツクボウシ ●ニイニゼミ ●ヒメジャノメ ヒグラシ ミンミンゼミ 9種	●アオダイショウ 1種	●アオゲラ オナガ コゲラ シメ ツグミ ●ヤマガラ 6種	なし
人の生活に隣接 した場所	アメリカオニアザミ オオバコ カタバミ ゲンノショウコ スミレ セイヨウタンポポ 6種	アオスジアゲハ アオドウガネ アオマツムシ イナゴ キアゲハ ショウリョウバッタ シロテンハナムグリ スジグロシロチョウ ツマグロヒョウモン ナミアゲハ ベニシジミ モンキチョウ モンシロチョウ ヤマトシジミ 14種	●アオダイショウ 1種	●エナガ オナガ カワラヒワ キジバト シジュウカラ ジョウビタキ スズメ ツバメ ハシブトガラス ヒヨドリ ムクドリ メジロ ●モズ 13種	なし
計(重複抜き)	19種	31種	1種	23種	7種

赤字：「環境の種類」の間で重複のある種

●代表種でも選定されている種

(2) 代表種

環境の種類	植物	昆虫類	ほ乳類、爬虫類 両生類	鳥類	魚類
水辺 (川沿い)	★アレチウリ ★オオカワチシャ ★オオキンケイギク ★オオフサモ オヘビイチゴ カントウヨメナ サイハイラン セキショウ ツリフネソウ ●ナガエミクリ ミクリ 11種	オオミズアオ ハッカハムシ 2種	★アカミミガメ ●アオダイショウ イタチ クサガメ 4種	カイツブリ ★ガビチョウ カワセミ ●コサギ セグロセキレイ ★ソウシチョウ ダイサギ チュウサギ 8種	●アブラハヤ シマドジョウ ドジョウ ナマズ ヌマチチブ ●ホトケドジョウ ミナメダカ ムサシノジュスカケ ハゼ 8種
水辺 (湧泉地)	オオバジャノヒゲ ★オオフサモ オヘビイチゴ セキショウ ツリフネソウ ●ナガエミクリ ニリンソウ ホドイモ 8種	アオヒゲナガトビケラ アメンボ ケラ 3種	ヒバカリ 1種	イソシギ カワセミ ミソサザイ 3種	●アブラハヤ ●ホトケドジョウ 2種
雑木林	★アレチウリ イチヤクソウ イワウメツル エビネ キンラン キツネノカミソリ ギンラン クチナシグサ 8種	アオバハゴロモ イチモンジチョウ ウラナミアカシジミ ウバタマムシ オオミズアオ クロカナブン コクワガタ コムシジ ウラナミアカシジミ ダイミョウセセリ テングチョウ ノコギリカミキリ ●ヒメジャノメ ヒラタクワガタ ルリタテハ ヤマトタマムシ 16種	●アオダイショウ ★アライグマ シマヘビ ニホンヤモリ ニホンカナヘビ ヒガシニホントカゲ 6種	アカゲラ ●アオゲラ ウグイス ●エナガ ★ガビチョウ クロジ ●ヤマガラ 7種	なし
人の生活に隣 接した場所	★オオキンケイギク 1種	★アカボシゴマダラ オオミズアオ キボシカミキリ ★キマダラカメムシ クワカミキリ ナガサキアゲハ ●ニイニイゼミ 7種	●アオダイショウ ★アライグマ ニホンカナヘビ ニホンヤモリ ヒガシニホントカゲ 5種	ウグイス ウソ ●エナガ カッコウ セグロセキレイ チョウゲンボウ ツミ ハイタカ ●モズ 9種	なし
計(重複抜き)	21種	25種	10種	22種	8種

赤字：「環境の種類」の間で重複のある種

★：特定外来生物等

●：市民観察種でも選定されている種



3 生きものモニタリング結果(H30年度～R03年度)

毎月1回程度、水と緑と生きものの18拠点を回り、「主な生物種」の有無を確認しています。

①植物

指標種			観察拠点								
区分	環境の種類	種名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
			柳窪	下里	柳泉園組合	野火止用水 (下里)	本村	野火止用水 (野火止・ 小山)・黒 目川産線	小山・氷川 台	金山	上の原
市民観察種	水辺(川沿い)	アメリカセンダングサ	○	○	○	●	○	-	○	-	○
	水辺(川沿い)	ジュズダマ	○	●	-	-	○	-	-	-	○
	水辺(川沿い)	ミソハバ	○	○	-	○	○	○	○	-	-
	水辺(川沿い、 湧泉地)	ナガエミクリ	-	●	-	○	●	○	-	-	-
	水辺(湧泉地)	ニリンソウ	-	-	-	-	-	●	●	-	●
	水辺(湧泉地)	セキショウ	-	-	-	-	-	-	○	-	-
	雑木林	キツネノカミソリ	●	-	-	○	-	-	●	○	-
	雑木林	クサバク	-	-	○	●	-	●	○	-	-
	雑木林	タチツボスミレ	●	-	●	●	○	●	○	●	●
	雑木林	ヒガンバナ	●	○	○	●	○	●	●	○	○
	雑木林	フタリシズカ	●	-	●	●	-	○	○	○	○
	雑木林	ミスヒキ	●	-	●	●	○	-	○	○	●
	雑木林	ヤマユリ	○	-	●	●	-	○	●	○	-
	人の生活※	アメリカオニアザミ	●	○	○	●	-	○	○	○	○
	人の生活	オオバコ	●	○	○	●	○	○	●	●	○
	人の生活	カタバミ	●	●	○	●	○	○	○	○	○
	人の生活	ゲンノショウコ	●	●	-	●	-	-	○	-	○
	人の生活	スミレ	●	●	○	●	○	-	-	-	○
人の生活	セイヨウタンポポ	●	●	●	●	○	○	●	○	○	
代表種	水辺(川沿い)	アレチウリ	○	○	○	○	●	○	○	○	-
	水辺(川沿い)	オオカワヂシャ	●	●	-	-	●	○	○	-	-
	水辺(川沿い)、 住宅地等	オオキンケイギク	○	●	○	○	●	-	○	○	○
	水辺(川沿い、 湧泉地)	オオフサモ	-	○	-	-	●	○	○	-	-
	水辺(川沿い、 湧泉地)	オハビイチゴ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水辺(川沿い)	カントウヨメナ	●	●	-	-	-	●	○	-	-
	水辺(川沿い)	サイハイラン	●	-	○	○	-	○	-	-	-
	水辺(川沿い)	ミクリ	-	●	-	○	●	-	-	-	-
	水辺(川沿い)	セキショウ	-	-	-	-	-	-	○	-	-
	水辺(川沿い、 湧泉地)	ツリフネソウ	●	-	-	-	-	-	-	-	-
	水辺(川沿い、 湧泉地)	ナガエミクリ	-	●	-	○	●	○	-	-	-
	水辺(湧泉地)	オオバジャノヒゲ	○	○	-	-	-	●	○	-	-
	水辺(湧泉地)	ニリンソウ	-	-	-	-	-	●	●	-	●
	水辺(湧泉地)	ホドイモ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	雑木林	イチヤクソウ	●	-	-	●	-	-	-	-	-
	雑木林	イワウメツル	●	-	●	-	-	-	-	-	-
	雑木林	エビネ	●	-	-	-	-	-	-	-	-
	雑木林	キツネノカミソリ	●	-	-	○	-	-	○	○	-
	雑木林	キンラン	●	-	●	●	-	●	●	●	●
	雑木林	ギンラン	○	-	●	●	-	-	○	●	○
雑木林	クチナシグサ	-	-	●	-	-	-	-	-	-	

環境の種類： ※人の生活：人の生活に隣接した場所
 種名の赤字： 特定外来生物
 確認状況： 「-」 H30年度～R3年度の市民観察で一度も確認されていない
 「○」 H30年度～R3年度の市民観察で、1回以上確認されている
 「●」 H30年度～R3年度の市民観察で、毎年確認されている

観察拠点										指標種
⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	種名
黒目川・落合川合流点	竹林公園	落合川源流	学園町	南沢	六仙公園	前沢・南町	滝山公園	白山公園	その他	
●	○	●	○	●	-	-	-	●	-	アメリカセンダングサ
○	○	●	○	●	○	-	-	●	-	ジュズダマ
●	●	●	○	●	●	-	-	○	○	ミソソバ
●	●	●	○	●	●	-	-	●	●	ナガエミクリ
-	-	-	○	●	-	-	-	-	-	ニリンソウ
○	●	-	●	●	●	-	-	-	○	ゼキショウ
-	●	-	-	●	-	●	-	-	-	キツネノカミソリ
-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	クサボケ
-	-	○	●	●	-	●	●	●	-	タチツボスミレ
●	○	●	○	●	●	●	●	●	○	ヒガンバナ
-	-	-	○	-	-	●	-	-	-	フタリシズカ
○	●	○	○	●	-	●	-	○	-	ミスヒキ
-	-	-	-	●	-	○	-	-	-	ヤマユリ
○	○	●	○	●	●	○	○	●	○	アメリカオニアザミ
○	○	●	○	●	●	○	○	●	○	オオバコ
-	-	●	●	●	○	○	○	●	○	カタバミ
○	●	-	○	●	○	○	○	●	-	ゲンノショウコ
-	-	-	○	-	○	○	●	●	-	スミレ
○	○	●	○	●	●	○	○	●	○	セイヨウタンポポ
●	●	-	-	-	-	-	-	●	○	アレチウリ
●	●	●	○	●	●	-	-	●	○	オオカワヂシャ
○	-	○	-	-	○	-	-	○	○	オオキンケイギク
○	○	-	-	-	○	-	-	●	○	オオフサモ
●	-	-	-	-	-	-	○	○	○	オヘビイチゴ
○	-	●	○	●	○	-	-	●	○	カントウヨメナ
-	-	-	-	●	-	●	-	-	-	サイハイラン
○	-	-	-	-	-	-	-	●	○	ミクリ
○	●	-	●	●	●	-	-	-	○	ゼキショウ
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ツリフネソウ
●	●	●	○	●	●	-	-	●	○	ナガエミクリ
-	-	○	-	●	-	●	-	○	○	オオバジャノヒゲ
-	-	-	○	●	-	-	-	-	-	ニリンソウ
-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	ホドイモ
-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	イチヤクソウ
-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	イフウメツル
-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	エビネ
-	●	-	-	-	-	●	-	-	-	キツネノカミソリ
-	-	-	-	○	-	●	○	●	-	キンラン
-	-	-	-	●	-	●	-	●	-	キンラン
-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	クチナシグサ

赤字：特定外来生物



②昆虫

指標種			観察拠点								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
区分	環境の種類	種名	柳窪	下里	柳泉園組合	野火止用水 (下里)	本村	野火止用水 (野火止・ 小山)・黒 目川産線	小山・氷川 台	金山	上の原
市民 観察種	水辺(川治い)	アキアカネ	○	○	●	-	○	○	○	○	-
	水辺(川治い)	ウスバキトンボ	-	-	-	-	○	-	-	-	-
	水辺(川治い)	カントダン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水辺(川治い)	シオカラトンボ	○	○	○	○	●	○	○	-	○
	水辺(川治い)	ジヨロウグモ	●	○	○	○	○	○	●	○	○
	水辺(川治い、 湧泉地)	オニヤンマ	-	-	-	-	○	○	○	-	-
	水辺(湧泉地)	シマアメンボ	○	○	-	-	-	-	-	-	-
	水辺(湧泉地)	ハクロトンボ	○	○	-	○	○	○	○	○	-
	雑木林	アブラゼミ	●	●	●	○	●	○	●	○	○
	雑木林	カブトムシ	●	-	●	●	-	○	●	○	○
	雑木林	クマゼミ	-	-	-	○	○	-	○	-	-
	雑木林	サトキマダラヒカゲ	○	-	●	●	○	○	●	○	○
	雑木林	ツクツクボウシ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	雑木林	ニイニイゼミ	●	○	○	-	○	○	○	○	○
	雑木林	ヒケラシ	-	-	○	○	-	○	○	-	-
	雑木林	ヒメジャノメ	●	-	○	○	-	-	○	○	○
	雑木林	ミンミンゼミ	○	●	●	○	○	○	○	○	○
	人の生活※	アオスジアゲハ	-	○	-	○	○	-	○	-	-
	人の生活	アオドウガネ	○	-	●	○	-	-	○	○	○
	人の生活	アオマツムシ	○	-	○	○	-	-	-	-	-
	人の生活	イナゴ	○	○	○	○	○	-	-	-	-
	人の生活	キアゲハ	-	○	-	-	-	-	-	-	-
	人の生活	シヨウリョウバッタ	○	●	●	○	●	-	○	○	○
	人の生活	シロテンハナムグリ	○	-	●	○	○	○	○	○	○
	人の生活	スジグロシロチョウ	○	○	○	○	○	-	-	-	-
	人の生活	ツマグロヒョウモン	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	人の生活	ナミアゲハ (アゲハチョウ)	○	●	-	○	○	○	○	-	●
	人の生活	ヘニシジミ	○	●	○	○	○	○	○	-	○
	人の生活	モンキチョウ	○	●	○	-	○	-	○	-	○
	人の生活	モンシロチョウ	○	●	○	○	○	○	○	-	○
人の生活	ヤマトシジミ	○	○	●	○	○	○	○	○	●	
代表種	水辺(川治い)	ハッカハムシ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水辺(川治い)、 雑木林、住宅地等	オオミズアオ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水辺(湧泉地)	アオヒゲナトビケラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水辺(湧泉地)	アメンボ	○	●	-	-	○	-	-	-	-
	水辺(湧泉地)	ケラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	雑木林	アオハハゴロモ	○	-	●	○	○	○	○	-	-
	雑木林	イチモンジチョウ	○	-	○	○	-	-	-	-	-
	雑木林	ウハタマムシ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	雑木林	ウラナミアカシジミ	○	-	○	○	-	-	-	○	-
	雑木林	クロカナブン	○	-	●	○	-	○	○	○	○
	雑木林	コクワガタ	○	-	○	○	○	○	○	○	-
	雑木林	ゴミムシ	○	-	○	○	○	○	○	-	○
	雑木林	ダイミョウセセリ	○	-	○	○	○	○	○	○	○
	雑木林	テングチョウ	○	-	-	○	○	○	○	○	-
	雑木林	ノコギリカミキリ	-	-	○	-	-	-	○	-	○
	雑木林	ヒメジャノメ	●	-	-	-	-	-	○	○	○
	雑木林	ヒラタクワガタ	-	-	○	○	-	-	○	-	○
	雑木林	ヤマトタマムシ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	雑木林	ルリタテハ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	人の生活	アカボシゴマダラ	●	-	●	●	○	○	○	○	○
	人の生活	キボシカミキリ	○	○	-	○	-	○	○	-	-
	人の生活	キマダラカメムシ	○	-	○	○	-	-	-	-	○
	人の生活	クワカミキリ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	人の生活	ナガサキアゲハ	○	-	-	○	-	-	○	-	○
	人の生活	ニイニイゼミ	●	○	○	-	○	○	○	○	○

環境の種類： ※人の生活：人の生活に隣接した場所
 種名の赤字： 特定外来生物
 確認状況： 「-」 H30年度～R3年度の市民観察で一度も確認されていない
 「○」 H30年度～R3年度の市民観察で、1回以上確認されている
 「●」 H30年度～R3年度の市民観察で、毎年確認されている

観察拠点										指標種
⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	種名
黒目川・落合川合流点	竹林公園	落合川源流	学園町	南沢	六仙公園	前沢・南町	滝山公園	白山公園	その他	
○	-	○	○	○	○	-	○	○	○	アキアカネ
-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	ウスバキトンボ
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	カントク
○	○	○	○	○	○	-	-	●	○	シオカラトンボ
○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	ジョロウグモ
-	○	-	-	●	○	-	-	○	-	オニヤンマ
○	○	-	-	○	-	-	-	○	-	シマアメンボ
○	●	-	○	●	○	-	-	○	○	ハグロトンボ
○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	アブラゼミ
-	-	○	-	●	-	-	-	-	-	カブトムシ
-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	クマゼミ
-	-	○	○	●	○	○	○	○	○	サトキマダラヒカゲ
-	-	-	-	○	-	-	○	○	-	ツクツクボウシ
○	-	-	○	○	○	-	-	○	○	ニイニゼミ
-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	ヒグラシ
○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	ヒメジャノメ
○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	ミンミンゼミ
-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	アオスジアゲハ
-	○	-	○	●	-	-	-	○	-	アオドウガネ
-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	アオマツムシ
○	-	○	○	○	○	-	-	○	-	イナゴ
-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	キアゲハ
●	-	○	○	○	○	-	○	○	○	ショウリョウバッタ
-	-	-	○	○	○	-	-	○	-	シロデシバナムグシ
-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	スジグロシロチョウ
○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	ツマグロヒョウモン
○	-	○	○	-	○	-	-	○	-	ナミアゲハ
○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	(アゲハチョウ)
○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	ハニシジミ
○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	モンキチョウ
○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	モンシロチョウ
○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	ヤマトシジミ
○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	ハッカハムシ
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	オオミスアオ
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	アオヒゲナガトビケラ
○	-	○	○	○	○	-	-	○	○	アメンボ
○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	ケラ
-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	アオハハゴロモ
-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	イチモンジチョウ
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ウバタマムシ
-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	ウラナミアカシジミ
-	-	○	○	○	○	○	-	○	-	クロカナブン
-	-	○	-	○	-	-	-	○	-	コクワガタ
○	-	-	-	○	-	○	○	○	-	コムシジ
○	-	○	-	○	-	○	-	○	○	ダイミョウセセリ
-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	テングチョウ
-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	ノコギリカミキリ
○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	ヒメジャノメ
○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	ヒラタクワガタ
○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	ヤマトタマムシ
-	○	-	-	○	-	-	-	○	○	ルリタテハ
○	-	○	-	○	-	○	-	○	○	アカボシゴマダラ
○	-	○	-	○	○	-	-	○	-	キボシカミキリ
-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	キマダラカメムシ
-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	クワガミキリ
-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	ナガサキアゲハ
○	-	-	○	○	-	-	○	○	○	ニイニゼミ

赤字：特定外来生物



③ほ乳類、爬虫類、両生類

指標種			観察拠点								
区分	環境の種類	種名	① 柳窪	② 下里	③ 柳泉園組合	④ 野火止用水 (下里)	⑤ 本村	⑥ 野火止用水 (野火止・ 小山)・黒 目川崖線	⑦ 小山・氷川 台	⑧ 金山	⑨ 上の原
市民 観察種	水辺(川沿い)、 雑木林、住宅地等	アオダイショウ	○	○	○	-	○	○	○	○	-
代表種	水辺(川沿い)	アカミミガメ	-	●	-	●	●	○	●	-	-
	水辺(川沿い)	イタチ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水辺(川沿い)	クサガメ	-	-	-	○	○	-	-	-	-
	水辺(川沿い)	シマヘビ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水辺(川沿い)、 雑木林、住宅地等	アオダイショウ	○	○	○	-	○	○	○	○	-
	水辺(川沿い)、 住宅地等	アライグマ	-	-	-	-	-	-	○	-	-
	水辺(川沿い)、 住宅地等	ニホンカナヘビ	●	○	●	●	○	●	○	○	○
	水辺(川沿い)、 住宅地等	ニホンヤモリ	○	-	-	○	○	●	●	-	○
水辺(川沿い)、 住宅地等	ヒガシニホントカゲ	○	○	○	○	-	○	○	-	○	
水辺(湧泉地)	ヒバカリ	○	-	-	-	-	-	○	-	-	

種名の赤字： 特定外来生物
 確認状況： 「-」 H30年度～R3年度の市民観察で一度も確認されていない
 「○」 H30年度～R3年度の市民観察で、1回以上確認されている
 「●」 H30年度～R3年度の市民観察で、毎年確認されている

④魚類

指標種			観察拠点								
区分	環境の種類	種名	① 柳窪	② 下里	③ 柳泉園組合	④ 野火止用水 (下里)	⑤ 本村	⑥ 野火止用水 (野火止・ 小山)・黒 目川崖線	⑦ 小山・氷川 台	⑧ 金山	⑨ 上の原
市民 観察種	水辺(川沿い)	アユ	-	-	-	-	-	-	○	-	-
	水辺(川沿い)	ウグイ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水辺(川沿い)	オイカワ	-	○	-	-	●	○	●	-	-
	水辺(川沿い)	タカハヤ	-	-	-	-	-	-	○	-	-
	水辺(川沿い、 湧泉地)	アブラハヤ	-	○	-	-	○	-	●	-	-
	水辺(川沿い、 湧泉地)	ホトケドジョウ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
代表種	水辺(川沿い)	シマドジョウ	-	-	-	-	○	-	○	-	-
	水辺(川沿い)	ドジョウ	○	○	-	○	○	-	○	-	-
	水辺(川沿い)	ナマス	-	-	-	-	○	-	○	-	-
	水辺(川沿い)	ヌマチチブ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水辺(川沿い)	ミナミメダカ	○	○	-	-	-	-	○	-	-
	水辺(川沿い)	ムサシノジユズカケハゼ	-	-	-	-	-	-	○	-	-
	水辺(川沿い、 湧泉地)	アブラハヤ	-	○	-	-	○	-	●	-	-
	水辺(川沿い、 湧泉地)	ホトケドジョウ	-	-	-	-	-	-	-	-	-

確認状況： 「-」 H30年度～R3年度の市民観察で一度も確認されていない
 「○」 H30年度～R3年度の市民観察で、1回以上確認されている
 「●」 H30年度～R3年度の市民観察で、毎年確認されている

観察拠点										指標種
⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	種名
黒目川・落合川合流点	竹林公園	落合川源流	学園町	南沢	六仙公園	前沢・南町	滝山公園	白山公園	その他	
○	○	-	-	○	-	○	-	○	○	アオダイショウ
○	-	-	-	-	○	-	-	-	○	アカミミガメ
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	イタチ
-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	クサガメ
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	シマハビ
○	○	-	-	○	-	○	-	○	○	アオダイショウ
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	アライグマ
○	○	○	○	●	-	●	-	○	-	ニホンカナヘビ
-	-	-	○	○	-	●	-	○	-	ニホンヤモリ
○	○	○	○	●	-	○	-	○	○	ヒガシニホントカゲ
-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	ヒバカリ

赤字：特定外来生物

観察拠点										指標種
⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	種名
黒目川・落合川合流点	竹林公園	落合川源流	学園町	南沢	六仙公園	前沢・南町	滝山公園	白山公園	その他	
○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	アユ
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ウグイ
○	-	-	-	-	○	-	-	-	○	オイカワ
○	●	-	-	○	○	-	-	-	○	タカハヤ
○	●	-	-	○	●	-	-	-	○	アブラハヤ
-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	ホトケドジョウ
○	○	-	-	-	○	-	-	-	○	シマドジョウ
-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	ドジョウ
-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	ナマズ
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ヌマチチブ
-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	ミナミメダカ
-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	ムサシノジュスカケハゼ
○	●	-	-	○	●	-	-	-	○	アブラハヤ
-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	ホトケドジョウ



⑤鳥類

指標種			観察拠点								
区分	環境の種類	種名	① 柳窪	② 下里	③ 柳泉園組合	④ 野火止用水 (下里)	⑤ 本村	⑥ 野火止用水 (野火止・ 小山)・黒 目川崖線	⑦ 小山・氷川 台	⑧ 金山	⑨ 上の原
市民 観 察 種	水辺(川沿い)	アオサギ	-	○	-	●	●	○	●	○	-
	水辺(川沿い)	カルガモ	○	●	-	○	●	●	●	○	-
	水辺(川沿い)	コサギ	○	●	-	●	●	●	●	●	-
	水辺(川沿い、 湧泉地)	カワセミ	○	○	-	○	○	●	●	○	-
	水辺(川沿い、 湧泉地)	ハクセキレイ	○	●	○	-	●	○	●	○	-
	雑木林	アオゲラ	○	○	●	○	○	-	●	○	-
	雑木林	コゲラ	●	●	-	○	○	●	●	●	●
	雑木林	シメ	-	-	-	-	○	○	○	○	-
	雑木林	ツグミ	○	●	●	●	○	○	●	○	●
	雑木林	ヤマガラ	○	-	-	○	-	○	○	○	-
	雑木林、住宅地等	オナガ	●	○	○	○	●	-	●	○	○
	人の生活※	エナガ	●	○	●	○	○	●	○	○	●
	人の生活	カワラヒワ	-	○	-	-	○	○	-	○	○
	人の生活	ギジハト	●	●	○	●	●	●	●	○	●
	人の生活	シジュウカラ	●	●	○	●	●	●	●	○	●
	人の生活	ジョウビタキ	○	●	○	○	○	●	○	○	○
	人の生活	スズメ	○	●	-	○	●	●	●	●	●
	人の生活	ツバメ	-	○	-	-	●	○	○	○	-
	人の生活	ハシブトガラス	●	○	-	-	●	○	●	○	●
	人の生活	ヒヨドリ	●	●	●	●	●	○	●	●	●
人の生活	ムクドリ	●	●	○	●	●	●	○	○	●	
人の生活	メジロ	●	●	○	○	●	○	○	○	○	
人の生活	モズ	○	●	-	○	●	○	●	-	●	
代 表 種	水辺(川沿い)	カイツブリ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水辺(川沿い)	コサギ	○	●	-	●	●	●	●	●	-
	水辺(川沿い)	ソウシチョウ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水辺(川沿い)	ダイサギ	-	○	-	●	●	●	○	○	-
	水辺(川沿い)	チュウサギ	-	○	-	-	-	-	○	-	-
	水辺(川沿い)、 雑木林	カビチョウ	○	-	-	○	○	○	○	○	-
	水辺(川沿い、 湧泉地)	カワセミ	○	○	-	○	●	○	●	○	-
	水辺(川沿い)、 住宅地等	セグロセキレイ	-	○	-	○	○	○	○	●	-
	水辺(湧泉地)	イソシギ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水辺(湧泉地)	ミノサザイ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	雑木林	アオゲラ	○	○	●	○	○	-	●	○	-
	雑木林	アカゲラ	-	-	○	-	-	-	-	-	○
	雑木林	クロジ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	雑木林	ヤマガラ	○	-	-	○	-	○	○	○	-
	雑木林、住宅地等	ウグイス	○	-	-	-	○	○	●	-	-
	雑木林、住宅地等	エナガ	●	○	●	○	○	●	○	○	●
	人の生活	ウソ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	人の生活	カッコウ	-	-	-	○	-	-	-	-	-
	人の生活	チョウゲンボウ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	人の生活	ツミ	○	-	○	-	-	-	-	○	-
人の生活	ハイタカ	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
人の生活	モズ	○	●	-	○	●	○	●	-	●	
人の生活	(タカ科)	○	-	-	○	-	-	○	-	-	

環境の種類： ※人の生活：人の生活に隣接した場所
 種名の赤字： 特定外来生物
 確認状況： 「-」 H30年度～R3年度の市民観察で一度も確認されていない
 「○」 H30年度～R3年度の市民観察で、1回以上確認されている
 「●」 H30年度～R3年度の市民観察で、毎年確認されている

また、以下のQRコードから、これまでの市内での鳥類の観察結果をご覧ください。



観察拠点										指標種
⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	種名
黒目川・落合川合流点	竹林公園	落合川源流	学園町	南沢	六仙公園	前沢・南町	滝山公園	白山公園	その他	
●	○	-	○	●	○	-	-	○	●	アオサギ
●	●	○	●	●	●	-	-	●	●	カルガモ
●	●	○	●	●	●	-	-	●	●	コサギ
●	○	○	-	○	●	-	○	●	●	カワセミ
●	○	○	○	○	●	○	○	●	●	ハクセキレイ
-	-	○	-	-	-	○	○	○	-	アオゲラ
○	●	○	●	●	○	●	●	●	○	コゲラ
-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	シメ
●	○	○	●	○	●	●	○	●	○	ツグミ
-	-	-	-	○	-	○	○	-	-	ヤマガラ
○	○	●	○	●	○	●	○	○	○	オナガ
○	●	○	○	○	○	○	●	○	○	エナガ
●	○	○	○	-	-	○	-	-	-	カウラヒワ
●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	キジバト
●	●	○	●	○	○	●	●	○	●	シジュウカラ
●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	ジョウビタキ
●	○	○	●	●	○	○	○	●	●	スズメ
●	○	-	-	-	○	-	-	○	●	ツバメ
●	○	○	●	●	○	○	○	○	●	ハシブトガラス
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	ヒヨドリ
○	●	●	●	●	●	●	●	○	●	ムクドリ
○	○	○	●	●	○	●	○	○	○	メジロ
●	○	○	-	○	○	○	-	●	○	モズ
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	カイツブリ
●	●	○	●	●	●	-	-	●	●	コサギ
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ソウシチョウ
●	●	○	○	●	●	-	-	●	●	ダイサギ
-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	チュウサギ
-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	カビチョウ
●	○	○	-	○	●	-	○	○	●	カワセミ
●	-	-	-	-	-	-	-	○	●	セグロセキレイ
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	イソシギ
-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	ミソサザイ
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	アオゲラ
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	アカゲラ
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	クロシ
-	-	-	-	○	-	○	○	-	-	ヤマガラ
○	●	-	-	●	○	○	-	-	○	ウグイス
-	●	○	○	○	○	○	●	○	○	エナガ
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ウソ
-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	カッコウ
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	チョウゲンボウ
-	○	-	○	○	-	-	-	○	-	ツミ
-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	ハイタカ
●	○	○	-	○	○	○	-	●	○	モズ
-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	(タカ科)

赤字：特定外来生物



資料7

緑と水に関する市民アンケート調査結果

1 調査の概要

(1) 調査方法及び回収状況

調査方法及び回収状況は、以下に示すとおりです。

調査対象	令和4年3月1日時点で18歳以上の市民2,000人
アンケート調査票の発送日	令和4年5月26日
アンケート調査票返送期限	令和4年6月20日
アンケート調査票発送人数	2,000人(男性1,000人、女性1,000人)
アンケート調査票返送人数	771人
アンケート回収率	38.6%

※平成9年度調査は、調査票発送人数 500人。調査票返送人数235人 回収率47.0%でした。

※平成23年度調査は、調査票発送人数1200人。調査票返送人数564人 回収率47.2%でした。

※平成29年度調査は、調査票発送人数2000人。調査票返送人数780人 回収率39.0%でした。

(2) 単純集計結果

単純集計の結果は、P.103～P.104に示すとおりです。

(3) クロス集計結果

主な設問のクロス集計のグラフは、P.105～P.108に示すとおりです。

回答の比率(%)は、その質問の回答者数を基数として算出した。従って、複数回答の設問はすべての比率を合計すると100%を超える。

なお、ブロック別の町名は以下のとおりである。

第1ブロック(北東部)：上の原1・2丁目、神宝町1・2丁目、金山町1・2丁目、氷川台1・2丁目

第2ブロック(南東部)：大門町1・2丁目、新川町2丁目、浅間町1～3丁目

第3ブロック(駅周辺)：東本町、新川町1丁目、本町1～4丁目

第4ブロック(北部)：小山1～5丁目、幸町1～5丁目、下里1・7丁目、野火止1～3丁目、八幡町1丁目

第5ブロック(中央部)：中央町1～6丁目、前沢1・2丁目、八幡町2・3丁目

第6ブロック(南部)：学園町1・2丁目、ひばりが丘団地、南沢1～5丁目、南町1～4丁目

第7ブロック(西部)：前沢3～5丁目、滝山1～7丁目、弥生1・2丁目

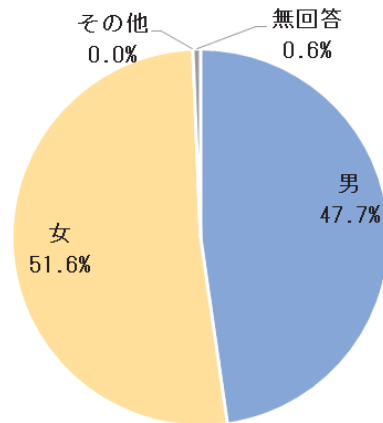
第8ブロック(北西部)：下里2～6丁目、柳窪1～5丁目

2 単純集計の結果

(1) 回答者の属性

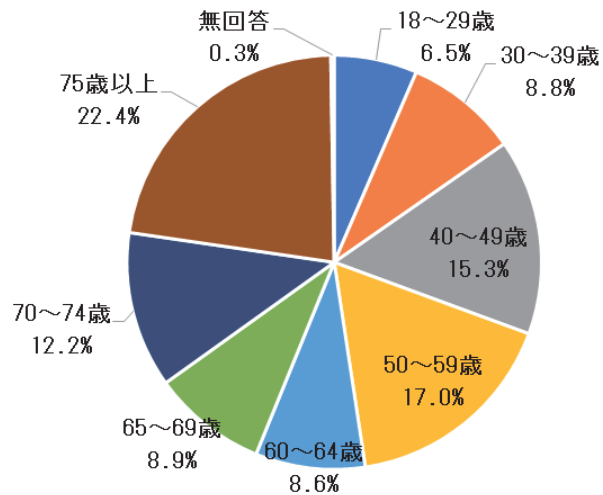
● 問1：性別

項目名	集計値	構成比 (%)
全体	771	100.0
男	368	47.7
女	398	51.6
その他	0	-
無回答	5	0.6



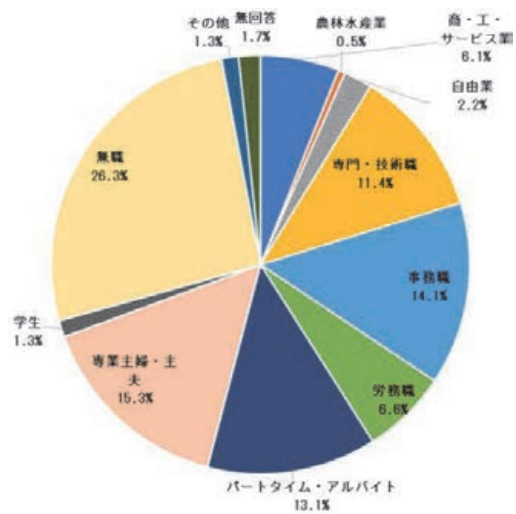
● 問2：年齢

項目名	集計値	構成比 (%)
全体	771	100.0
18～29歳	50	6.5
30～39歳	68	8.8
40～49歳	118	15.3
50～59歳	131	17.0
60～64歳	66	8.6
65～69歳	69	8.9
70～74歳	94	12.2
75歳以上	173	22.4
無回答	2	0.3



● 問3：職業

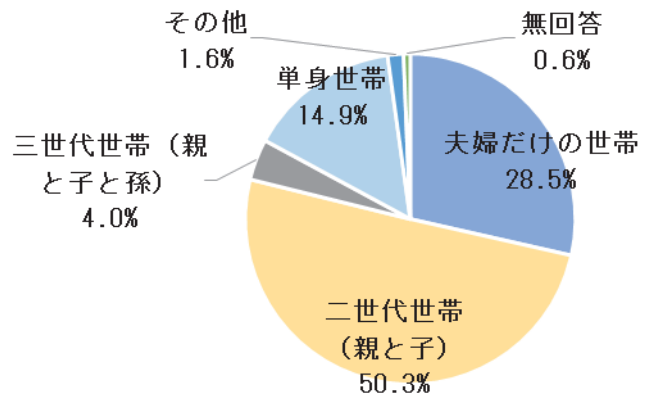
項目名	集計値	構成比 (%)	
全体	771	100.0	
自営業・家族従業者	商・工・サービス業	47	6.1
	農林水産業	4	0.5
	自由業	17	2.2
会社・団体に雇用されている従業者	専門・技術職	88	11.4
	事務職	109	14.1
	労務職	51	6.6
	パートタイム・アルバイト	101	13.1
その他	専業主婦・主夫	118	15.3
	学生	10	1.3
	無職	203	26.3
	その他	10	1.3
無回答	13	1.7	





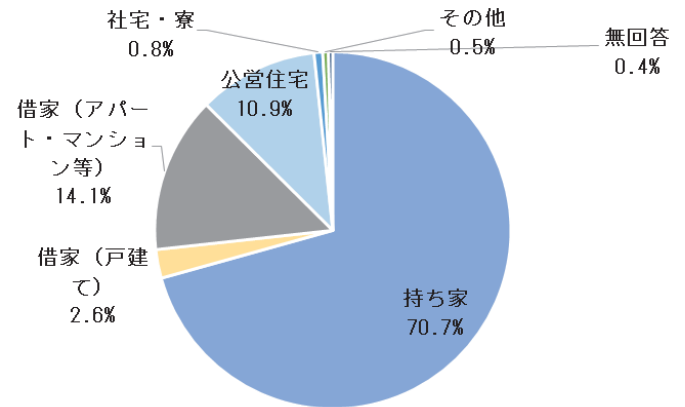
● 問4：家族構成

項目名	集計値	構成比 (%)
全体	771	100.0
夫婦だけの世帯	220	28.5
二世帯世帯（親と子）	388	50.3
三世帯世帯（親と子と孫）	31	4.0
単身世帯	115	14.9
その他	12	1.6
無回答	5	0.6



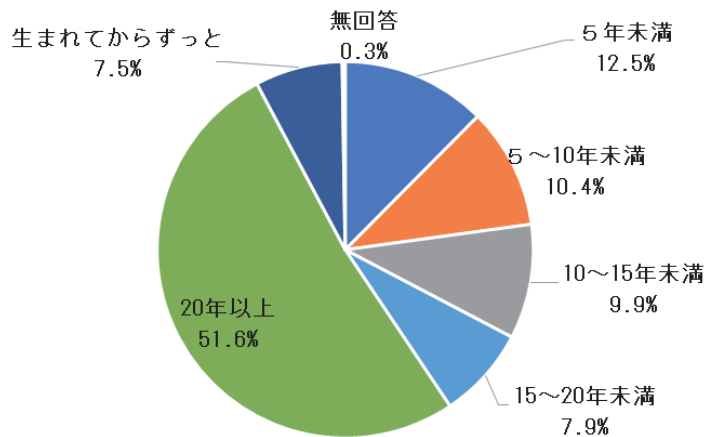
● 問5：居住形態

項目名	集計値	構成比 (%)
全体	771	100.0
持ち家	545	70.7
借家（戸建て）	20	2.6
借家（アパート・マンション等）	109	14.1
公営住宅	84	10.9
社宅・寮	6	0.8
その他	4	0.5
無回答	3	0.4



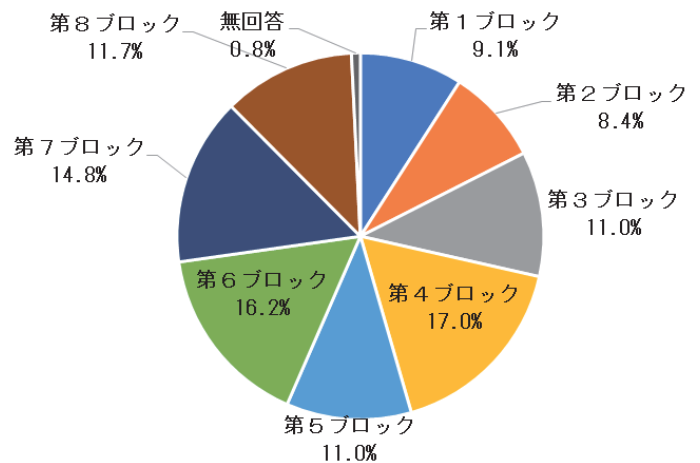
● 問6：居住年数

項目名	集計値	構成比 (%)
全体	771	100.0
5年未満	96	12.5
5～10年未満	80	10.4
10～15年未満	76	9.9
15～20年未満	61	7.9
20年以上	398	51.6
生まれてからずっと	58	7.5
無回答	2	0.3



● 問7：居住地区

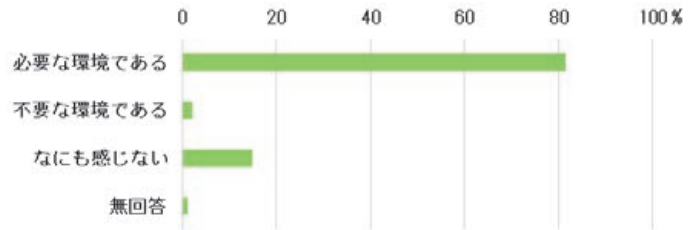
項目名	集計値	構成比 (%)
全体	771	100.0
第1ブロック	70	9.1
第2ブロック	65	8.4
第3ブロック	85	11.0
第4ブロック	131	17.0
第5ブロック	85	11.0
第6ブロック	125	16.2
第7ブロック	114	14.8
第8ブロック	90	11.7
無回答	6	0.8



(2) 単純集計結果

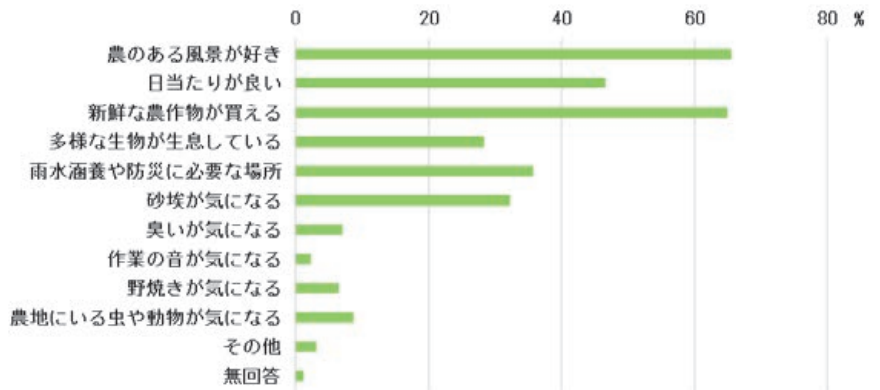
● 問21：農地がある環境をどのように感じるか

項目名	集計値	構成比 (%)
全体	771	100.0
必要な環境である	629	81.6
不要な環境である	17	2.2
なにも感じない	116	15.0
無回答	9	1.2



● 問22：農地に対して感じている印象

項目名	集計値	構成比 (%)
全体	771	100.0
農のある風景が好き	505	65.5
日当たりが良い	359	46.6
新鮮な農作物が買える	501	65.0
多様な生物が生息している	218	28.3
雨水涵養や防災に必要な場所	275	35.7
砂埃が気になる	249	32.3
臭いが気になる	54	7.0
作業の音が気になる	18	2.3
野焼きが気になる	49	6.4
農地にいる虫や動物が気になる	67	8.7
その他	24	3.1
無回答	9	1.2



● 問38：緑の育成・保全活動に参加したことがあるか

項目名	集計値	構成比 (%)
全体	771	100.0
参加したことがある	51	6.6
参加したことがない	716	92.9
無回答	4	0.5



● 問39：市内の水辺や湧水にふれあう活動や行事に参加したことがあるか

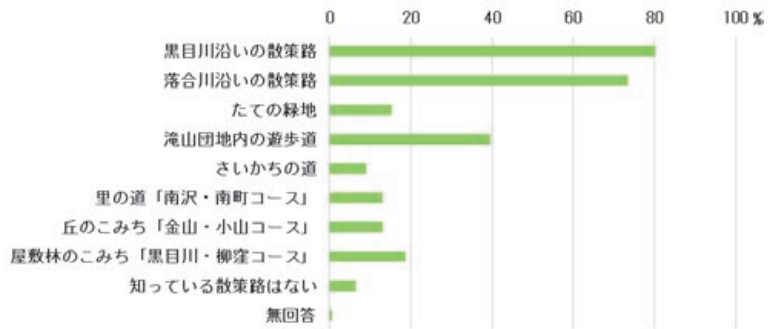
項目名	集計値	構成比 (%)
全体	771	100.0
参加したことがある	76	9.9
参加したことがない	691	89.6
無回答	4	0.5





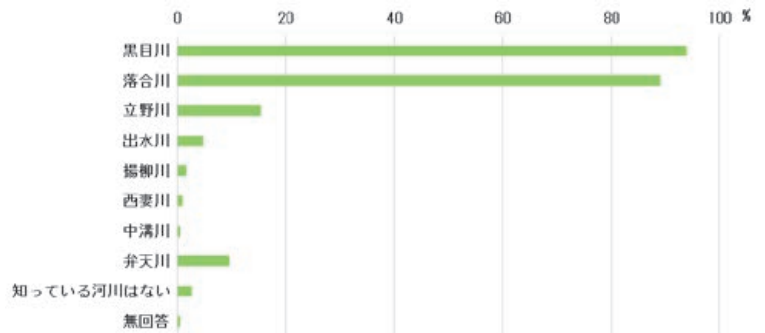
● 問40：知っている市内の散策路

項目名	集計値	構成比 (%)
全体	771	100.0
黒目川沿いの散策路	619	80.3
落合川沿いの散策路	566	73.4
たての緑地	119	15.4
滝山団地内の遊歩道	305	39.6
さいかちの道	70	9.1
里の道「南沢・南町コース」	100	13.0
丘のこみち「金山・小山コース」	100	13.0
屋敷林のこみち「黒目川・柳窪コース」	144	18.7
知っている散策路はない	50	6.5
無回答	5	0.6



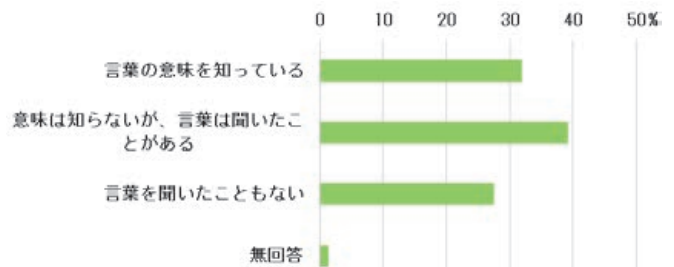
● 問41：知っている市内の河川

項目名	集計値	構成比 (%)
全体	771	100.0
黒目川	724	93.9
落合川	686	89.0
立野川	119	15.4
出水川	38	4.9
揚柳川	12	1.6
西妻川	7	0.9
中溝川	5	0.6
弁天川	74	9.6
知っている河川はない	20	2.6
無回答	5	0.6



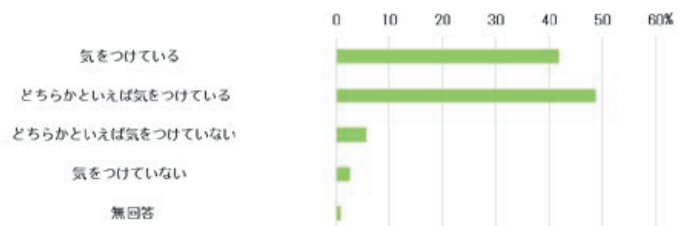
● 問42：「生物多様性」という言葉をどの程度知っているか

項目名	集計値	構成比 (%)
全体	771	100.0
言葉の意味を知っている	246	31.9
意味は知らないが、言葉は聞いたことがある	302	39.2
言葉を聞いたこともない	212	27.5
無回答	11	1.4



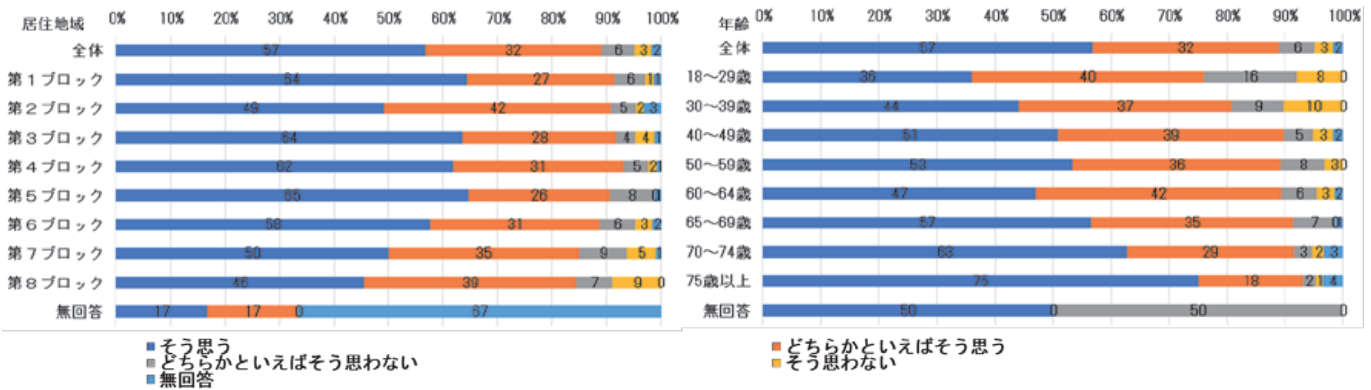
● 問43：環境の保全に気をつけているか

項目名	集計値	構成比 (%)
全体	771	100.0
気をつけている	322	41.8
どちらかといえば気をつけている	376	48.8
どちらかといえば気をつけていない	44	5.7
気をつけていない	21	2.7
無回答	8	1.0

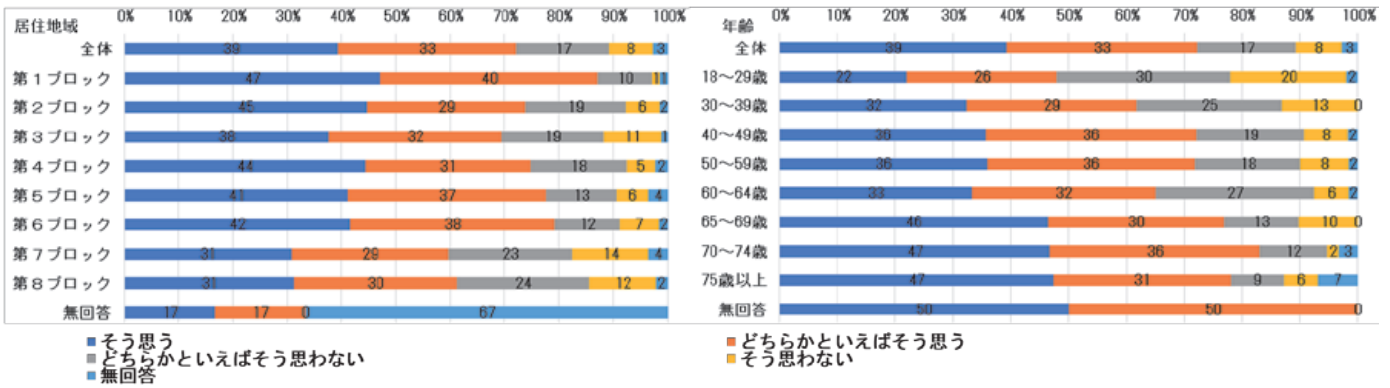


3 クロス集計の結果

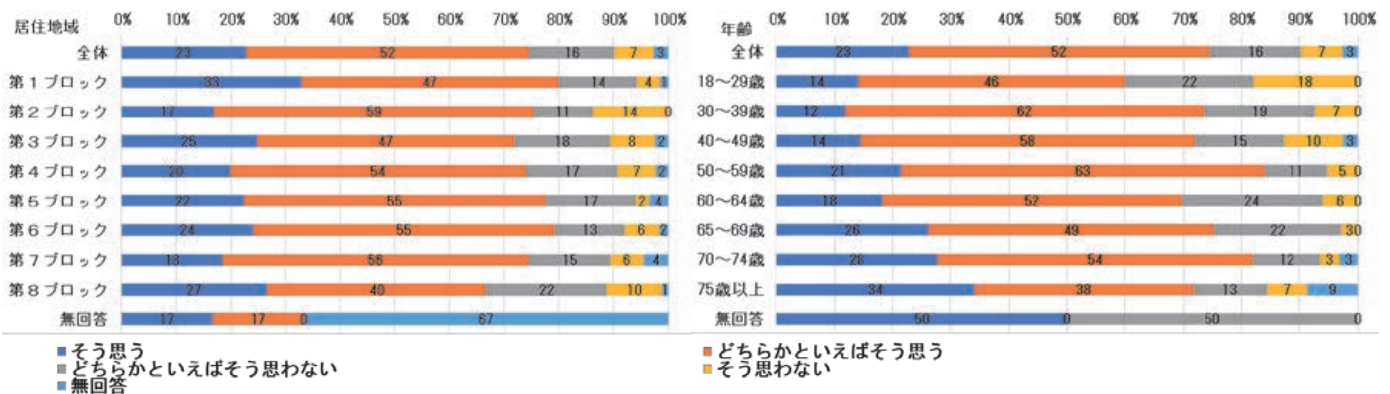
● 問8②：東久留米の良さ(緑や水といった環境)を知っている(n=771)



● 問8④：日頃から、身近な自然(河川や湧水、緑など)とふれあっている(n=771)

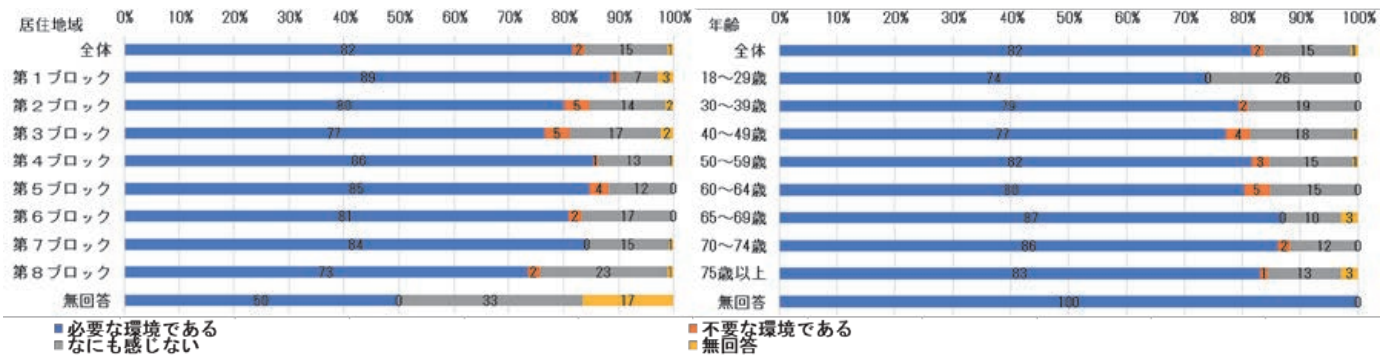


● 問8⑤：環境にやさしいと思う生活や活動を行っているか(n=771)

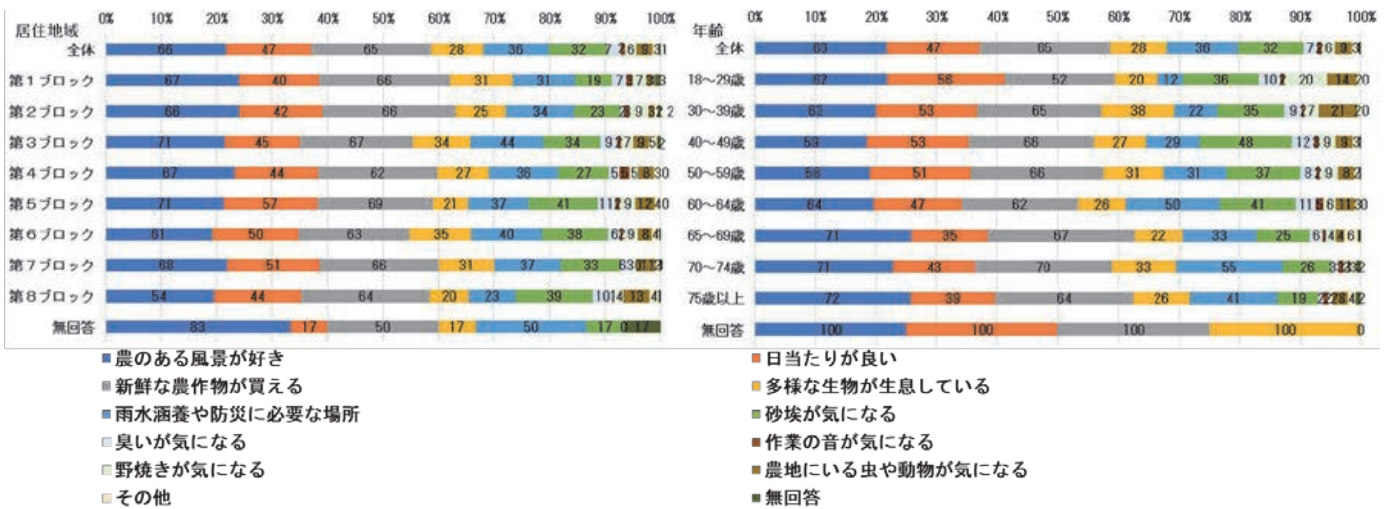




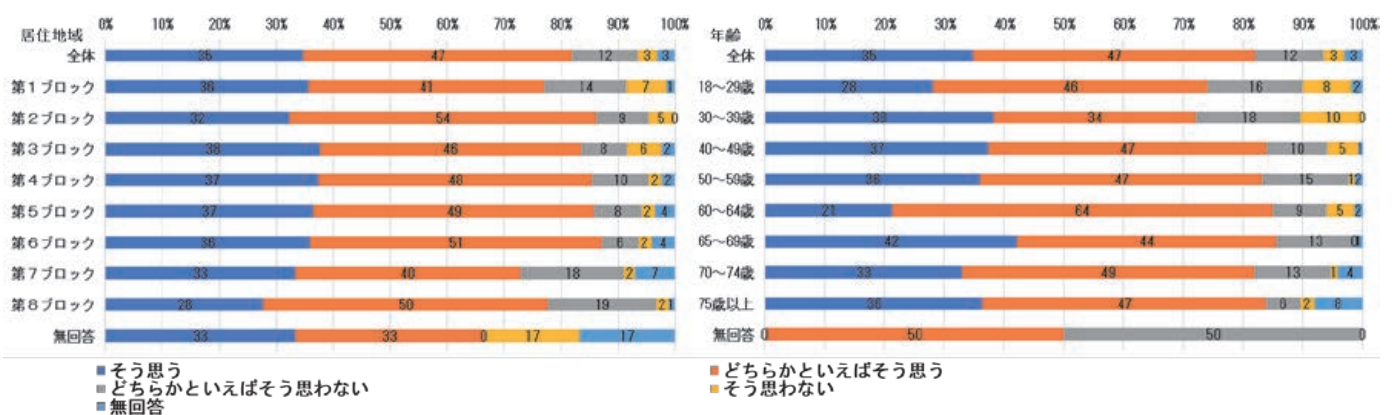
● 問21：自宅近くに農地がある環境をどう感じるか(n=771)



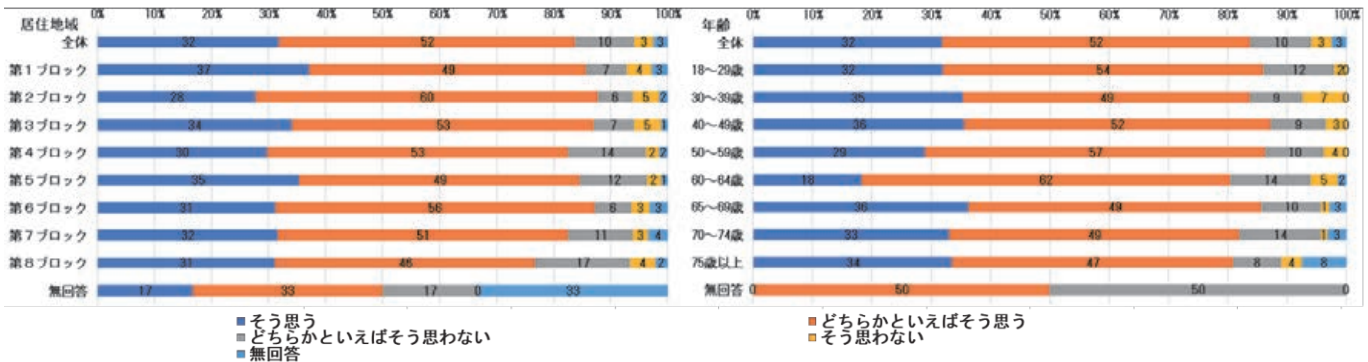
● 問22：農地に対して感じている印象(n=771)



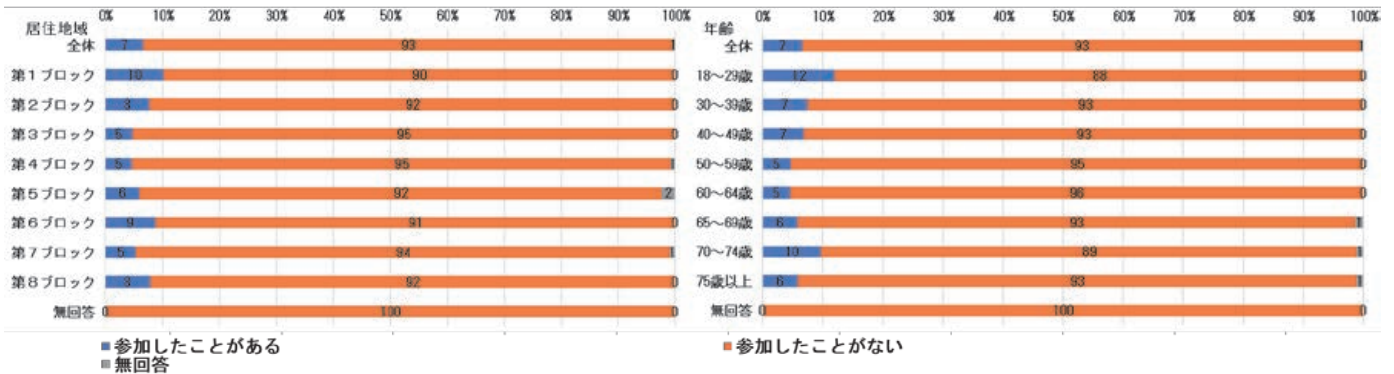
● 問23⑩：河川や水辺がきれいになった(n=771)



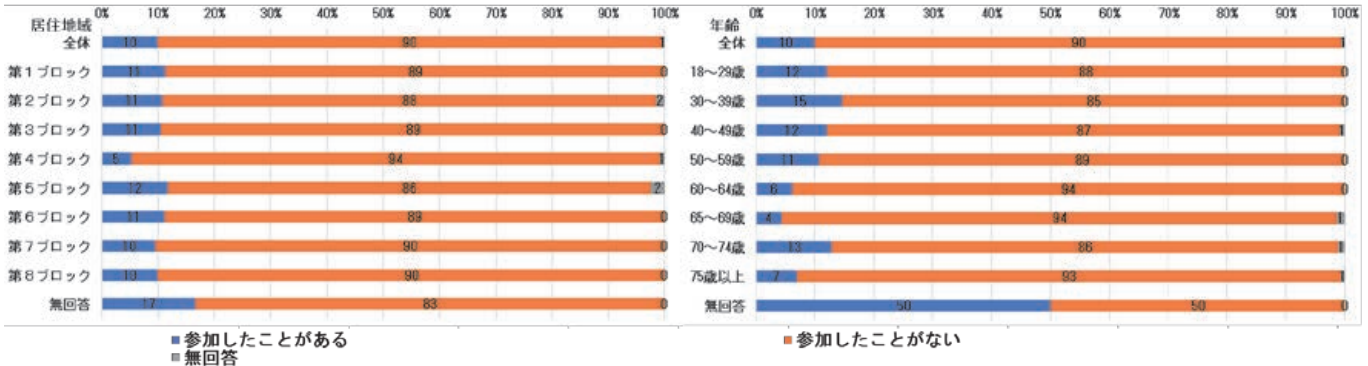
● 問23①：緑を基本とした景観が保全されている(n=771)



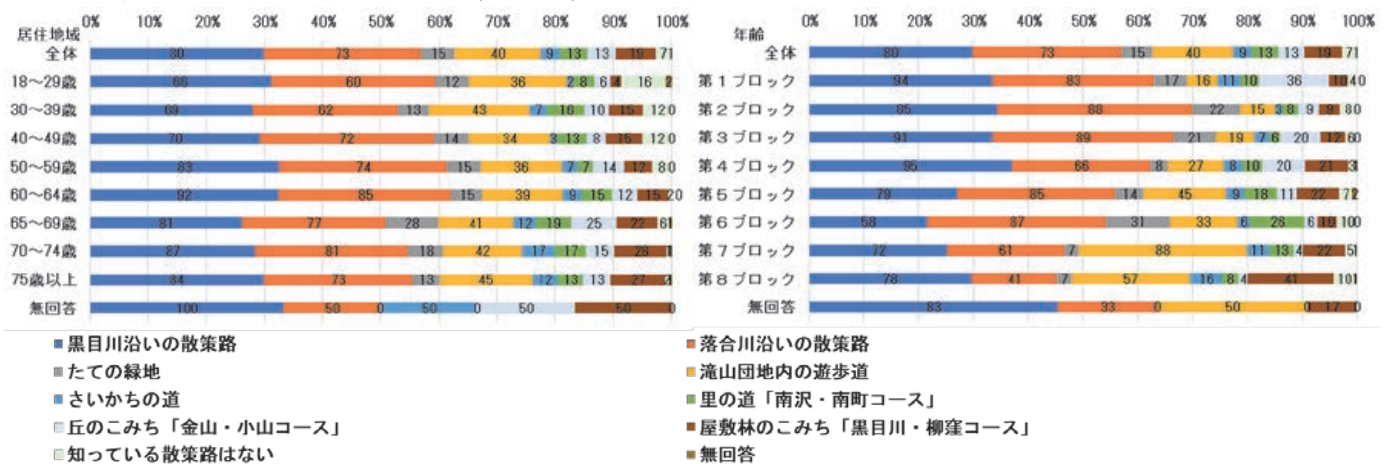
● 問38：緑の育成・保全活動の参加有無(n=771)



● 問39：市内の水辺や湧水にふれあう活動や行事の参加有無(n=771)

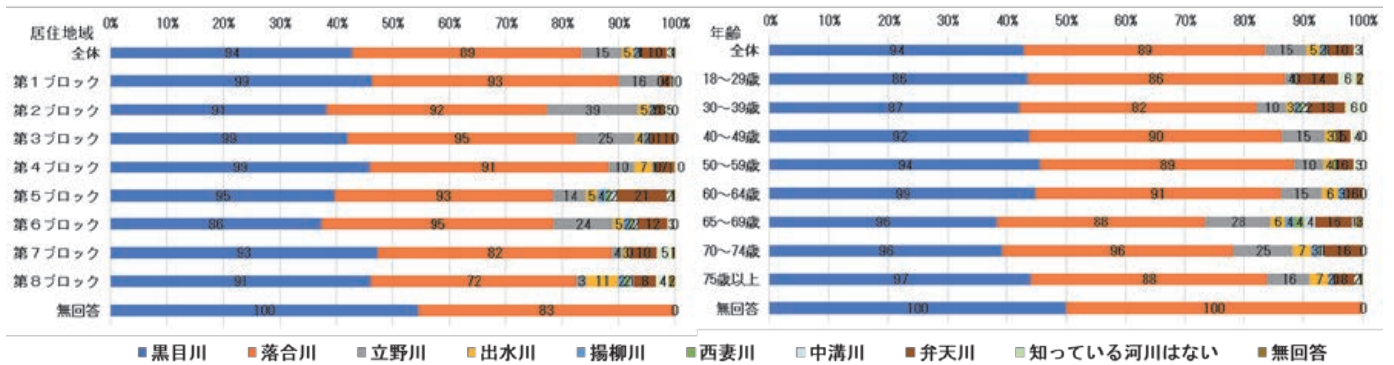


● 問40：市内の散策路の認知度(n=771)

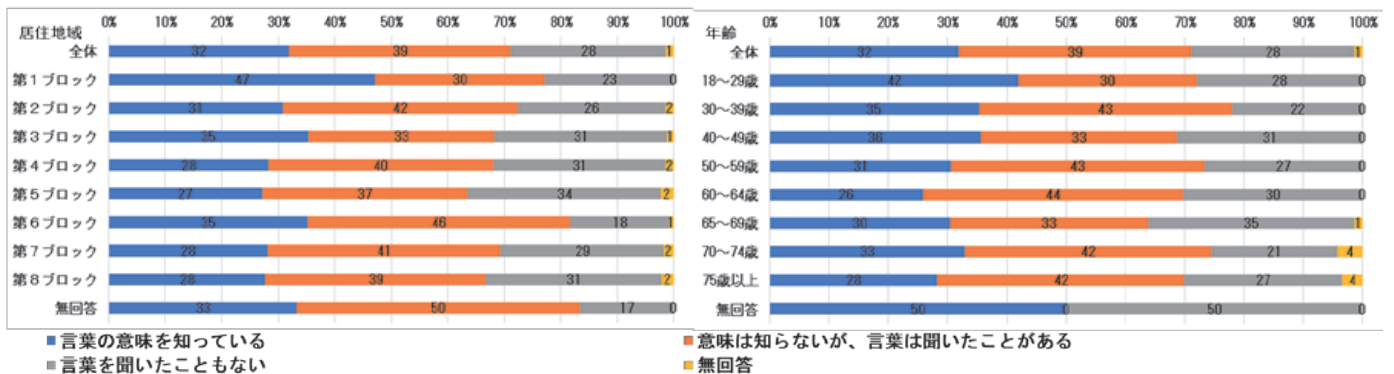




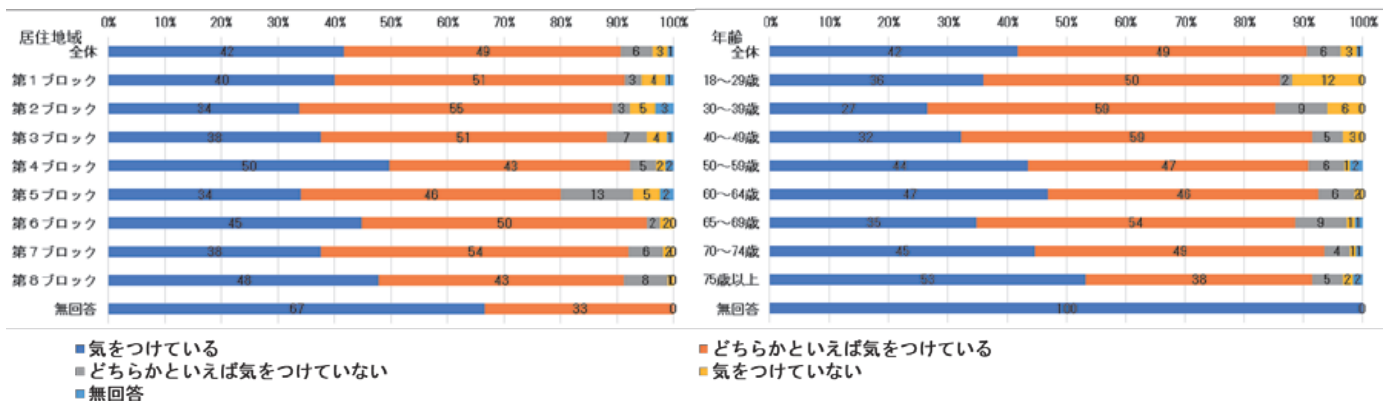
● 問41：市内の河川の認知度(n=771)



● 問42：「生物多様性」の認知度(n=771)



● 問43：環境の保全(リサイクル品の利用、省資源・省エネルギー化等)に気をつけているか(n=771)



資料8

緑地認定制度等について

主な緑地の保全に係る区域指定制度の概要(行為の規制(担保力))

担保力 強い ↑	指定区域名	根拠法	指定権者	期 間	備 考	関連基礎用語集収載
	公有地化	都市計画公園 都市計画緑地	都市計画法 都市緑地法 都市公園法	市・都	恒久的な緑地の保全	
	樹林地	東久留米市の みどりに関する 条例 都市緑地法	市	恒久的な緑地の保全	市有地	
行為の制限 <許可>	特別緑地保全地区	都市緑地法	市・都	恒久的な緑地の保全	買取り想定	○
	緑地保全地域	東京における 自然の保護と 回復に関する 条例	都	—	都の買取り想定	○
	歴史環境保全地域			—	都の買取り想定	○
	都市公園	東久留米市都 市公園条例	市	—	公有地等	
行為の制限 <許可>	生産緑地地区	都市計画法 生産緑地法	市	30年経過す ると買取りの 申し出が可能	市街化区域内 500㎡以上 (条例で面積要件を 300㎡まで引き下げ 可能)	○
	特定生産緑地制度	都市計画法 生産緑地法	市	30年経過 後、買取りの 申出ができる 期間が10年 延期可能 (繰り返しも 可)	市街化区域内 500㎡以上 (条例で面積要件を 300㎡まで引き下げ 可能)	
行為の制限 <届出>	緑地保全地域	都市緑地法	市・都	—	—	○
	緑地保護区域	東久留米市 みどりに関する 条例	市	—	概ね10,000㎡以上の 樹林地	○
	保存樹林			単年度契約	1,000㎡以上の樹林 地	○
公開等の協定	市民緑地	都市緑地法	市 (みどり法 人の指定も 市)	契約期間 5年以上	・市計画区域内300 ㎡以上 ・市またはみどり法人 との契約による(認定 緑地) ・市またはみどり法人 等が管理を行う	○
	森の広場	東久留米市 みどりに関する 条例	市	借り上げ 単年度契約	—	○
↓ 弱い						



資料9

SDGs、気候変動など解説

1 SDGsについて

世界全体の経済・社会・環境の三側面を調和させ、持続可能な世界を実現するための取組として”持続可能な開発目標(SDGs)”が2015年に国連全加盟国らによって採択されました。そこで掲げられた2030年における17のゴール(目標)とそれを構成する169のターゲットは、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、持続可能な世界を維持するために行動を求めています(原文は命令形です)。

現在日本としても積極的に取り組んでいます。緑の基本計画もその目標の達成に重要な役割を果たすこととなります。

また、2022(令和4)年9月に策定された東京都環境基本計画2022においては、気候危機の一層の深刻化、生物多様性の損失、水・大気環境の変化などの課題を踏まえ、”2050年のあるべき姿の実現には、2030年までの行動が極めて重要”との認識の下に目標設定が行われています。

東久留米市における緑の基本計画の役割・位置付けを社会情勢に合わせてアップデートしていくため、今後も市を取り巻く動向に注視していく必要があります。



“第三次緑の基本計画・生物多様性戦略”に
関係するSDGsの目標

(解説) SDGsの目標は、相互に密接な関係をもって達成することで、持続(維持)可能な世界を構築しようとするものです。緑の基本計画との関係では、特に陸域と水域(目標14、15)のワイズユースと気候変動対応(目標13)をベースとして、健康的な生活を営んでゆくことが目指されます。ここでかかげた目標は、第5次長期総合計画基本構想(p.99)の環境に関する基本目標でも示されたものであります。

本計画の個別目標と SDGs のゴールの対応

第三次緑の基本計画・生物多様性戦略の個別目標	対応する SDGs のゴール			
1 雑木林の保全				
2 湧水の保全と回復				
3 既存拠点公園の整備と充実				
4 清流の保全				
5 水辺の自然環境保全				
6 河川とその周辺の緑の保全				
7 街路樹ネットワークの創出				
8 屋敷林、大木の保全				
9 農地の保全				
10 都市公園等の整備・拡充				
11 公共施設等の緑化				
12 地域緑化の推進				
13 緑の適正管理による質の向上				
14 生きものの多様性を健全に保つ				
15 良好な雑木林や水辺環境の活用の促進				
16 散策路ネットワークの創出				
17 市民参加の促進				
18 環境学習の推進				
19 情報発信の充実				
20 計画の推進体制の強化				



2 気候変動と生物多様性

(1) 各種法律や計画の関係と基本の考え方

気候変動問題に対する国際的な枠組みを定めた気候変動枠組条約(UNFCCC、1992)では、地球温暖化防止に向けて、フローとストックの対策をうたっており、それに向けて各種の対応措置が条約を補完する議定書で講じられてきています。フローの温室効果ガスの排出制限(limiting)には、削減と除去(reduce or eliminate)、抑制(control)、防止(prevent)、省エネなどがあり、ストックの対策には、CO₂の回収・蓄積や吸収源(sinks)と貯蔵庫(reservoirs)の保護強化(protecting and enhancing)などがあります。京都議定書では削減を優先しましたが、パリ協定ではストック対策も視野に入っています。

IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の報告書(4次以降)では、これらは地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減して地球温暖化の進行を食い止め、大気中の温室効果ガス濃度を安定させる「緩和策」(mitigation)と総称しました。それに加え、気候の変動やそれに伴う気温・海水面の上昇などの変化に、工夫して影響を軽減しようとする対症的な「適応策」(adaptation)とを、入口と出口の対応と位置付け、互いに補完し合うことで気候変動によるリスクの低減に寄与し、持続可能性を達成するとしています。

日本では、緩和策には、削減指向の「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、温対法)と抑制指向の「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(以下、省エネ法)が対応し、適応策には「気候変動適応法」(以下、適応法)が対応しています。

国は、温対法にもとづき「地球温暖化対策計画」、適応法にもとづき「気候変動適応計画」を策定しています。地域では、温対法にもとづいて「地方公共団体実行計画(事務事業編)」、「地方公共団体実行計画(区域施策編)」策定が求められ、適応法にもとづいて「地域気候変動適応計画」の策定(*)が求められています。

一方、生物多様性条約(1992)を受け日本では、生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とする「生物多様性基本法」が制定されています。国は「生物多様性国家戦略」、自治体では「生物多様性地域戦略」を策定しています。

「生物多様性国家戦略2012-2020」では、生物の多様性に対して負の影響を及ぼす人間活動を4つの危機として整理しています。①自然環境のオーバユース(過度の開発など)と②アンダーユース(少子高齢化による里地里山の荒廃など)、③交通・輸送手段の発展による外来生物や病原菌、化学物質の拡散、④気候変動など地球規模での環境の変化。

気候変動と生物多様性は複雑にからみ合っていることから、2021年にIPCCとIPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム)の合同ワークショップ報告書が公表されています。そこでは、気候変動対策にプラスでも他の条約との関係ではマイナスなるものを避ける条約間のリンケージ(ある課題の合意形成に他の課題の合意形成を関連付けて行うこと)のチェックが求められてきたように、気候変動対策と生物多様性の保全の両方によいものと。生物多様性の面から避けるべき気候変動対策を説明しています。

気候変動枠組条約と生物多様性条約は、森林条約を目指した森林原則声明とともに、1992年にリオデジャネイロで行われた地球環境サミットの「リオ宣言」に基づいて採択されました。「持続(維持)可能な発展を達成するためには、環境保護は開発過程の不可欠の要件として組み込まれるべきであり、切り放すことのできないものである」とする第4原則は、陸から海の広い範囲の湿地をカバーするラムサール条約で提唱されたワイズユース(生態系を維持しつつそこから得られる恵みを持続的に活用すること)の理念とともに、広く各国で、日本でも逐次改正された都市計画法、河川法、森林法などに反映されています。オーバーユース、アンダーユースの指摘は、生物多様性への危機にとどまらず、ストックを取り崩さずにフローの恵みを享受しようとするバランスのとれた人間と自然の共存という基本的な考え方を示しているといえましょう。ちなみに、第5次長期総合計画基本構想の環境に関する基本目標は、「自然と共生する環境にやさしいまち」となっています。

(*)適応法逐条解説では、必ずしも独立した計画とすることはなく、各地方公共団体の環境基本計画や温対法に基づく地方公共団体実行計画など、他の関連計画に入れ込むことも含め柔軟に対応できるものとしています。

(2) 生物多様性と気候変動の相互作用

東久留米の雑木林や草地、畑地に降った雨は表土の下の関東ローム層で地下水をかん養し、そこからしみ出した湧水とあいまって豊かな動植物をはぐくんできました。雑木林や草地、畑地では、植物が太陽の光と熱を受け光合成をおこなって糖類やでんぷん類をつくり、自らの成長だけではなくそれを利用する生きものたちをはぐくんでいます。その過程で土中の水分を大気に蒸発させ気化熱で気温を下げ、同時に水の循環に寄与するとともに、大気中の二酸化炭素を樹木や森林土壌に蓄えて、地球温暖化防止にも寄与しています。地球レベルでは、大気中の二酸化炭素のほぼ同量が樹木を中心とする植物、約3倍の量が森林土壌や農地土壌に蓄えられています。

日本列島をみると、南北に長く起伏に富んだ地形で気候の幅が広く、大地の活動による複雑な地質を有するため、世界的に見ても、生き物や生態系の種類が多い生物多様性のホットスポットの1つといわれています。一方、世界でも人口密度の高い地域でもあることから、生き物は人間活動の強い影響にさらされ、数が減り、絶滅するおそれが高いとされている種類が多くあります。

SDGsにも反映された、人類が生存できる安全な活動領域とその限界点を定義する「プラネタリー・バウンダリー(地球の限界)」という研究では、気候変動、生物多様性の損失等は、2009年時点で限界を超えたともいわれています。

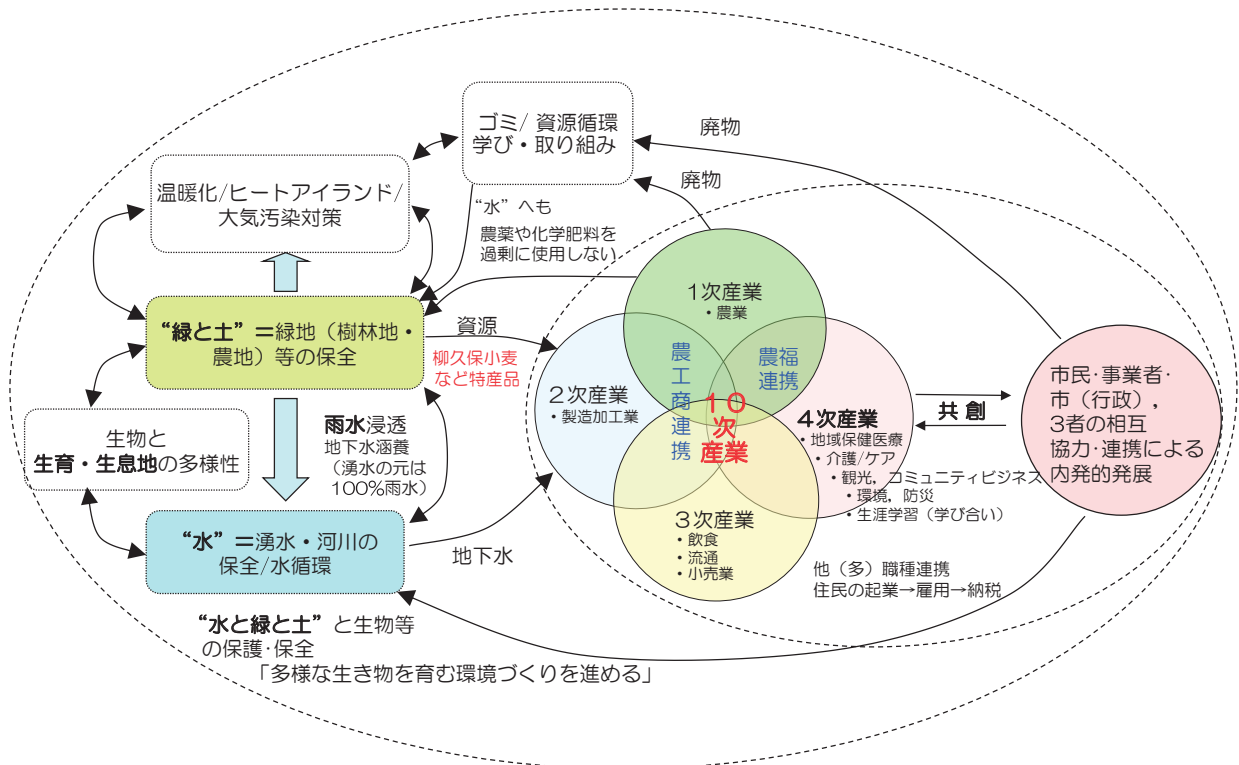
種の絶滅の原因の一つとして気候変動が影響する例としては海水温の上昇によってCO₂を固定化しているサンゴが死滅するだけでなく、そこを棲み処にしていた魚類などへの連鎖的影響などが挙げられます。



3 環境のつながりと施策のつながり

「資料1計画の位置づけ」に環境のつながりに基づく施策の関連図があります。この図は、主に東久留米市環境基本条例、東久留米市のみどりに関する条例を反映したものです。第5次長期総合計画基本構想では、まちづくり、産業への展開が視野に入っています。コラム5でも環境と経済社会のバランスのとれた両立による持続(維持)可能な地域づくりが求められています。産業とのつながりを加えたのが下記の図で、自然環境に適合した特産品を活かす可能性を示しています。

例えば、地元で400年続く農家の若手後継者は、育てた果物をジャムやお菓子などにしたものを販売しています。農(1次産業)、食品加工(2次産業)、販売(3次産業)の価値連鎖は、6次産業(農工商連携)といわれますが、観光農園や書店経営、コミュニティ誌の発行、コミュニティスペース経営など4次産業にもつなげていて、6次+4次合わせて10次産業を小規模ながら運営しています。防災時の受け入れとしてブルーベリー畑に防災用の井戸も掘っています。4次産業には、環境や防災、コミュニティビジネスなどのほか、地域保健医療や介護、各種ケア、生涯学習関係なども入っており、農業と福祉との関係では、農福(1次+4次)連携もあります。



東久留米市の自然環境と産業の関連のイメージ

資料10

関連基礎用語解説

あ 行

逸出

飼育・栽培している動植物が人の管理下から逃げ出し、野生化すること。身近な例ではペット(愛玩動物)や牧草、園芸植物の野生化がみられ、野生生物の生息・生育地が減少する原因の一つである。

遺伝的かく乱

他の地域から生きものが持ち込まれることによって、遺伝的形質のことなる同種や近縁種の個体との間で交配し、地域ごとの遺伝的多様性が失われてしまうこと。身近な例ではメダカ、ホタル、落合川のカワデシヤの外来種による雑種化などがあげられる。

インクルーシブ遊具(公園) p.44、p.45

インクルーシブは「包括的な」の意味で、障がいのある人や国籍などに関わらず、あらゆる子ども達が一緒に遊べるよう設計された遊具(公園)を指しており、全ての人のためのデザインである「ユニバーサルデザイン」と似た概念だが、インクルーシブデザインではデザインプロセス初期から障がいがある人の意見を積極的に巻き込んでいる点に違いがある。2020年3月に誕生した東京都世田谷区砧公園のみんなの広場が日本初のインクルーシブ公園とされており、「[だれもが遊べる児童遊具広場] 整備ガイドライン(令和3年4月 東京都建設局)」の中では、子どもの遊び場としての公園の重要性を説いており、インクルーシブ遊具(公園)の整備推進の機運が高まっている。

エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象に、それらに与える影響を最小限におさえつつ、それらを体験し学ぶ。さらに、得られた利益を保全に還元し、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に還元し、持続可能な利用に責任を持つ観光のあり方をいう。「生物多様性国家戦略2012-2020」においても、生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に寄与する有効な手段であるとされている。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入促進に関する法律」に基づく土づくり、減化学肥料による減農薬栽培の計画を作成し、知事から認定を受けた農業者をいう。

エコロジカル・コリドー(生態的回廊) p.86

動植物の生息地(樹林地など)の間を生物が移動できるようにするための河川を含む回廊のことである。生物多様性保全の面からは、生息地となる樹林地などの面積が大きく、連続的であることが重要な要素となるため、樹林地などを生態的回廊によってつなぐことで、生物が孤立することなく、ネットワーク機能を持った生物の生息地としての役割や再生産機能を高めることができると考えられている。陸の生態系と河川・湖沼の生態系をゆるやかにつなぐ移行帯も含まれる。移行帯による生物間の連携(水草→昆虫→鳥)は、水中の過剰な栄養塩を陸に戻すことが知られている。東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略による「水と緑のネットワーク」は、生物の生育生息地をつなぎエコロジカル・コリドーを展開させるよう考えられている。

エコロジカル・フットプリント

これは、人類が地球環境に与えている「負荷」の大きさを測る指標で、人間1人が持続可能な生活を送るのに必要な物質生産可能な地球上の面積として表わされる。

例えば、あるエコロジカル・フットプリントでは、1)化石燃料の消費によって排出される二酸化炭素を吸収するために必要な森林面積、2)道路、建築物等に使われる土地面積、3)食糧の生産に必要な土地面積、4)紙、木材等の生産に必要な土地面積、を合計した値として計算される。この場合、アメリカでは人間1人が必要とする生産可能な土地面積は5.1ha、カナダでは4.3ha、日本2.3ha、インド0.4ha、世界平均1.8haとなり、先進国の資源の過剰消費の実態を示すもので、世界全体で日本と同じような暮らしをはじめたら、地球が約2.4個(4.3÷1.8)必要となる計算になる。これは人間が地球環境に及ぼす影響の大きさとみることでもでき



ることから、「地球の自然生態系を踏みつけた足跡(または、その大きさ)」と呼んでいる。

えんがいりん
縁崖林 p.6、30、69

河川などの浸食作用でできた崖地(崖線面(がいせんめん))に形成された樹林で、自然の地形を保護するとともに、崖下の湧水や動植物の生息環境などの保全に寄与している。防風、土壌流出防止、水源維持を目的に、人為的に形成されたものもある。東久留米市には、黒目川、落合川、立野川などの崖線には、古くからの縁崖林が残っている。

か 行

外来種・外来生物 p.17、37、48、58、61、69、85、88、112

外来種は、もともとその地域に生育生息していなかったのに、人の活動によって意図的・非意図的に持ち込まれ、世代を重ねて生育・生息し、定着するようになった生物種のことをいう(国内・国外由来とも)。国内にその本来の生息地又は生育地を有する「在来生物」との対比で、国外由来の外来種は外来生物と呼ばれることがある。侵略的外来種の一部について、外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)に基づいて「特定外来生物」(その生物が交雑することにより生じた生物を含む)が指定されている。

外来生物法の対象とする国外外来種は、人間の移動や物流が盛んになってきた明治時代以降に導入されたものを中心に対応している。

ほかに、導入種、移入種、帰化種、帰化生物、などの語も用いられることがある。

一方、昔から人間は野生生物を自然の分布範囲を越えて移動し、定着してきた。また、作物と一緒に雑草も移動し、定着している。これらのうち、古代に人間によって移動され、適当な生育地を得て定着(帰化)したと考えられる植物は「史前帰化植物」と呼ばれている。

在来種群は、長期間、同所的に生育し緊密な生態系を構成していると考えられる。一方、外来種は新しく加わった生態系の構成する生物間相互関係に移行し馴化していくには、多少なりとも生態系に変化をもたらす。また、例えば被食を受けない外来植物が多数繁茂すると、在来種を捕食していた昆虫が減り、その昆虫を捕食していた鳥が減るなど、生物多様性にも影響が大きいと考えられている。

特定外来生物 p.14、48、49、64、85、88、91

人の命や体、生態系、農林水産業などに被害を与える生物を外来生物法に基づき、環境省が指定したもの。2020(令和2)年11月2日現在、156種が指定されている。飼育や栽培、保管、運搬、輸入、野外への放出、譲渡等などが原則禁止されている。個人が違反した場合懲役3年以下または300万円以下、法人が違反した場合1億円以下の罰金などが科される。

外来種のリスト

2010(平成22)年の生物多様性条約COP10において、「2020年までに侵略的外来種とその定着経路を特定し、優先度の高い種を制御・根絶すること」等を含めた「愛知目標」が採択された。外来生物の中には、農作物や家畜、ペットのように私たちの生活に欠かせない生物も多くいる一方、地域の自然環境や私たちの生活環境などに大きな影響を与えるものもいて、これらを「侵略的外来種」といい、「特定外来生物リスト」で指定された。

2012(平成24)年に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」においては、愛知目標を踏まえ、特定外来生物のみならず、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種のリストを作成することを国別目標の一つとし、2015(平成27)年より、「生態系被害防止外来種リスト」で種が指定されている。

外来生物被害予防三原則

1. 入れない(外国および国内の両方を含め、他の地域の生きものを入れない。)
 2. 捨てない(ペットや園芸種を自然の中に捨てない。)
 3. 拡げない(自然の中の生物を、他の地域に拡げない。)
- の3原則をいう。

確保地

東京都が区市町村と合同で策定した「緑確保の総合的な方針」において、確保することが望ましい緑の箇所をリスト化した。そのうち、計画期間内に、緑地の買収等により保全するもの、又は、法や条例に基づいて強い規制をかけることにより確実に保全していくものを「水準1」、計画期間内に、法や条例等に基づいて許可による行為制限や税の優遇などにより保全していくものを「水準2」、計画期間内に、行為の届出や緑地の所有者との保全に関する協定を結ぶなど緩い制限により保全に取り組むものを「水準3」と位置付けたものを確保地という。

かしょうめん 河床面

河川において流水に接する川底の面。

環境影響評価制度(環境アセスメント制度)

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業等の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響を調査、予測、評価してその結果を公表し、地域住民等からの意見を事業計画に取り入れることにより、公害の防止や自然環境の保全を図る制度をいう。

環境直接支払い(デカップリング)

国や地方公共団体等から、農家に直接支払われる補助金等で、特に環境保全の観点から行われるものをいう。ヨーロッパ諸国では、農業と環境や野生生物との密接なかかわり及びその重要性の認識から、経済的生産性とは切り離した農家への支援対策が制度化されており、国民的合意の基に、農家収入の50～70%がこの制度によって支えられている状況もある。日本においても1999(平成11)年の「食料・農業・農村基本法」の制定以来、農業・農村の多面的機能の発揮等への対策が重要視されている。

かん養(涵養) p.2、3、6、22、29、31、40、42、43、53、69、113

地表の水(降雨や、湖沼水・河川水、貯水池・雨水浸透ますの水など)が地下浸透して、水が供給・蓄えられること。東久留米市の豊かな湧水は、雨水がかん養された地下水から発生するものであり、その健全な水循環を維持するため、雨水浸透の推進に取り組むことが必要である。

希少種 p.6、14、48、85、87

ある地域で野生状態での生育生息個体数が特に少ない生物種。一般に絶滅危惧種は、希少種として扱われている。自然的要因で個体数が少ない種のほか、人為的要因で個体数が少ない種も多い。希少性に固有性を加味して、貴重種、重要種などの一般用語が用いられることもある。近年は、以前は普通にみられた種の個体数減少による生態系の崩壊が危惧され、普通種の重要性が見直されているが、価値観の入る重要という言葉を避け、個体数による「希少種」が用いられることが多い。

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」に基づいて「国内希少野生動植物種」の指定が進められている。2022(令

和4)年1月の時点で427種が指定されている。また種の保存法では、二次的自然等に分布する絶滅危惧種保全が推進されており、「特定第二種国内希少野生動植物種」として3種が指定されている。この環境省が指定した野生動植物種も、略して「希少種」という。

グリーンインフラ p.2、39、43、44、45、66

オープンスペースを緑地に誘導し、雨水による地下水かん養、水質改善、水と緑によるヒートアイランド現象の緩和などの機能により、まちの持続可能性と魅力を高めようとする考え方を国際的にグリーンインフラという。東久留米市が誇る湧水も雨水が源となっていることから、グリーンインフラの持つ意味は大きい。

黒目川上流域親水化事業(東久留米市) p.5

黒目川上流域を下水道雨水幹線として整備することに併せ、水に親しむ親水機能を付加した良好な水辺空間の創造を図ることを目的に、黒目川上流域に地域特性を踏まえた3つのゾーンを設定した。「保全ゾーン」では、良好な緑地環境を保全しつつ、より市民が親しめるような整備、「創造ゾーン」では、市民が憩える川を新たに創造し、治水安全性を考慮した整備、「復元ゾーン」では、神社などがあることから、自然環境を生かし市民が憩える場とし、武蔵野の風景を復元することを目指して整備された。

公園緑地等 p.13、64、71

都市(計画)公園に、都市公園に準ずる緑地を加えたもの。

高木層・高木林

森林の高木の優占する群落である。降水量が適量以上の地域に成立する。高木層をもつ森林は、生育面積に対して、占有空間が大きく長寿命であり、長期間に渡ってほかの生き物に安定したすみかを提供し、地上部と地下部の両方に渡って複雑な生態系を形成する基盤となる。また、光合成による太陽エネルギーの吸収とその利用による植物体の生産や蒸散に伴う気化熱などによって、気温の日較差、ひいては年較差を減少させ、周辺の気候を穏和にする機能をもつ。

固有種・固有生物

ある地域にのみ生育・生息する生物種。東久留米市に固有種の存在は、確認されていない。しか



し種内の遺伝的多様性については、地域固有の変異の存在可能性も考えられる。

なお、種苗関係の用語として、在来種や伝来種などの固定種と一代雑種(F1)がある。固定種は、自然淘汰と人間の選抜により、代々同じ形質が受け継がれている種で、形質(味や形)が固定されたものを指す。一代雑種は、雑種強勢によって生育旺盛で、また生育が斉一になりやすいことから、現在、多く使用されている。F1種子は、通常種苗会社からの購入となる。

さ 行

市街化区域・市街化調整区域 p.24、42

都市計画法では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、必要がある時は、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域の区分を定めることができるとされている。市街化区域は、「すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」のことであり、一方、市街化調整区域は「市街化を抑制すべき区域」のことであり、

⇒「2022年問題」「生産緑地地区」「田園住居地区」「都市農業振興基本法」の項も参照

自然資本

自然環境を国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとしてとらえる考え方である。自然資本は、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本(ストック)のことで、自然資本から生み出されるフローを生態系サービスとして捉えることができる。自然資本の価値を適切に評価し、管理していくことが、国民の生活を安定させ、企業の経営の持続可能性を高めることにつながると考えられている。

持続可能な開発目標(SDGs, Sustainable Development Goals) p.17、19、65、66、67、110、111、113

2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」を誓っており、SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本国内でも積極的に取り組まれている。

各国の自然資本、人工資本、人的資本の価値計

測したものが、インクルーシブ・ウェルス(新国富)指標として、2012年のリオ+20で提唱され、国連環境計画(UNEP)が隔年公表しており、現在SDGsの総合評価指標として用いられている。

市民緑地 p.30、46、64、81

都市緑地法に基づき、土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度である。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供されるほか、優遇税制により土地所有者の所有コストが軽減される。

⇒資料編「主な緑地の保全等に係る区域指定制度の概要」参照

借地公園

都市公園法に基づき、民間の土地所有者と地方公共団体が貸借契約を結んだ土地に公園整備を行う制度である。期間限定の都市公園を設置することが可能になり、市街地にある企業等の未利用地を積極的に活用した都市公園整備を可能にするとともに、優遇税制により土地所有者の所有コストが軽減される。

順応的管理(経営)(アダプティブ・マネジメント)

不確実性を伴う対象を取り扱うための考え方・システムで、特に野生生物や生態系の保護管理によく用いられる概念である。多様な利害関係者の下、できるかぎり科学的なデータに基づき、PDCAサイクルのプロセスを繰り返して進めて行くが、市民、管理者、研究者の間の緊密かつ継続的な情報交換、相互教育が必要とされている。生態系は、ある働きかけに対してどうなるかを確実に予測することが難しく、この問題に対する完全な解決は難しいとされている。そこで当初より「生態系が不確実なもの」という認識を持ち、「当初の予測がはずれるという事態が起こりうる」ことをあらかじめ管理システムに組み込み、恒常的なモニタリングを行いながら、結果に合わせて対応を柔軟に変えていくという考え方をいう。

植物分類

従来、植物分類には、形態のみによる「エンゲラー体系」が用いられてきた。近年、ゲノムなどのDNA塩基配列情報を加えた新分類体系を被子植物の研究グループ(APG)が開発され、新しい図鑑や博物館の標本にもAPG分類が用いられるようになった。

新東京百景 p.29

東京都が、1982（昭和57）年に「都民の日」制定30周年を記念して、都内の都市や自然の景観、名所・旧跡の中から、都民の公募のもとに100の景勝地を選定した。

侵略的外来種 p.49

外来種の中で、導入された場所の条件が生息環境に合致し、その場所の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを、特に侵略的外来種という。

国際自然保護連合(IUCN)や環境省及び農林水産省でリスト化されている。

水質調査 p.3、35

河川や地下水を対象に設定されている環境基準に適合しているかなどを確認することを目的としている。その環境基準は、人の健康を保護し、また、生活環境の保全(水生生物の保全を含む。)する上で維持されることが望ましい基準である。

河川の環境基準は、大きく健康項目(カドミウム、シアン、トリクロロエチレン、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素等の27項目)と生活環境項目(pH(水素イオン濃度)、有機性汚濁の指標であるBOD、浮遊物質(SS)、溶存酸素(DO)及び大腸菌数の5項目と全亜鉛、ノニルフェノール及びLASの3物質)の2つに大別される。地下水については、飲用に利用される可能性を踏まえ健康項目に関して基準が設定されており、その項目は河川とほぼ同じ項目となっている。

⇒「窒素関係」の項参照

水文地形

水循環プロセスと地域の地質や土壌、植生、土地の履歴の相互作用によって形成された地形のことである。

生産緑地地区 p.3、5、13、34、42、64、71、73、78

生産緑地法、都市計画法に基づき、農林業との調和を図ることを主目的とした地域地区の一つである。土地所有者は農地等として管理する義務を負い、土地に係る税制の優遇措置を受けることができる。(2022年問題、田園住居地区、都市農業振興基本法も参照)

⇒資料編「主な緑地の保全等に係る区域指定制度の概要」参照

生態系 p.3、6、14、17、22、37、39、48、52、53、58、61、68、69、86、88、113

人を含むすべての生きものどうしの結びつき(生物間相互作用)と、それらの生活の場である大気、水、土壌、地形・地質などの環境をひとまとめにして、エネルギーの流れ、食物連鎖、物質循環などに着目した生きものを含むシステムを生態系(エコシステム)という。

生態系は、太陽光線をエネルギー源とし、無機的環境—生産者(植物など)—消費者(動物など)—分解者(細菌や菌類など)—無機的環境へと、物質の有機化・無機化の過程を通して循環させることにより営まれる自律的な系であるとみなすことができる。

生態系サービス p.112

生物多様性がもたらす「自然の恵み」である。厳密には、生物と地形や地質などの非生物からなる生態系の作用・機能のうち、人が恩恵を受ける生態系からの財・サービス(酸素や水の供給、土壌が支える農作物の供給・洪水防止機能、湧水による気候安定や、水と緑の景観、など)をさす。自然が持続的に、循環・再生産できる範囲からの恵み(ストックから得られるフロー)を人が消費している間は、将来にわたって享受することができる(自然資本の項参照)。そのためには、自然の保全への努力が必要となる。生物多様性の保全もその一環である。

環境省の「生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書」においては生態系サービスの評価を行っているが、ここ数年減少傾向にある。

生物指標

生態学的によく研究され、生息できる環境条件が限られていることが判明している生物の生息状況や変化などを参考にして、ある地域の環境の質などを類推・評価することをいう。

生物相 p.69

ある地域に生育・生息する生物種の全体を生物相という。共通の自然環境のある隣接した地域の生物相は、類似のものであることが多い。

生物多様性 p.34、36、40、43、48、54、56、61、66、70、84、89、104、108、110、111、112、113

生物多様性とは、さまざまな生態系が存在すること、また生物の種間および種内にさまざまな差異が存在することをいう。その地域における遺伝



子・種・生態系(生態的プロセスを含む)の総体であることから、生物のみならずその生息・生育地の多様性の保全が必要とされる(国連生物多様性保全戦略)。

生物多様性の定義には色々あるが、遺伝子、個体群、種、生息・生息場所、生態系、それらが織りなす(生態学的)景観、生態的プロセスなどの多様性を含み、生物の豊かさを包括的にあらわす概念である点は共通している。

わが国は1992(平成4)年のリオデジャネイロの地球環境サミットで気候変動枠組条約、森林原則声明とともに生物多様性条約に加盟したことから、国内法(生物多様性基本法)が2008(平成20)年に制定された。それにより国家戦略(生物多様性国家戦略)や地域戦略(生物多様性地域戦略)の策定が行われてきている。生物多様性は、生態系が提供する「生態系サービス(自然のめぐみ)」の基盤でもある。

生物多様性地域戦略は、人間活動の拡大(開発)・縮小(放置)、人間が持ち込んだ外来種や化学物質、気候変動など生物多様性に影響を与える直接的・間接的要因に、地域で出来る範囲で介入し、自然環境(生態系)の維持・再生を目指すものである。生物多様性国家戦略の中では、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を社会に浸透させるために地域戦略の策定は不可欠との認識が示されている。

生物多様性の危機

生物の多様性は、自然の変動の他に人間が行う開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山等の劣化、外来種等による生態系のかく乱等の危機に直面し、多くの生物種の個体群が衰退するとともに、遺伝的な変異を失い、同時に豊かな生態系や景観をも喪失しつつある。また、地球温暖化等の気候変動は、それへの適応速度の違いから生物間の関係や、生物の生活の場の物理的プロセスに大きな影響を与えることから、地球温暖化の防止に取り組むことが生物の多様性の保全の観点からも大きな課題となっている(生物多様性基本法前文参照)。

絶滅危惧種 p.48

絶滅の危機に瀕している種又は絶滅の危機が増大している種のこと(希少種参照)。環境省では、1997(平成9)年に、IUCN(国際自然保護連合)が採択した新しいカテゴリーに準じて、定性的要件と定量的要件を組み合わせた下記のカテゴリーを策定した。

レッドリスト p.6、87

絶滅のおそれのある野生生物の種(絶滅危惧種)の一覧。レッドリストに掲載された種について、生態・分布・生息状況などの詳細な情報を掲載したレッドデータブックが作成されている。IUCN(国際自然保護連合)が作成する世界規模のレッドリスト(IUCN絶滅のおそれのある生物種のレッドリスト)をもとに、世界各国・地域で独自のリストが作成・公表されている。日本では環境省や各都道府県および日本哺乳類学会などの学術団体がそれぞれ独自のレッドリストを作成している。東京都では、本土部(区部および多摩(北・南・西))、島しょ部(伊豆・小笠原)に分けて作成されている。市町村でも作成しているところがある。

草本層

樹林の主に地表面に生育する草本性の植物等からなる層のことである。樹林内の土壤保全に重要である。

た 行

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいう(2006年「多自然川づくり基本指針」)。中小河川では、護岸は原則設置せず、必要な個所に限定して設置することとなった(2010年「中小河川に関する河道計画の技術基準」)。⇒「適正と適性」の項参照

多摩六都科学館

東久留米市が属している多摩北部広域行政圏協議会でも近隣4市(小平市、東村山市、清瀬市、西東京市)とともに、圏域のみどりの保全を推進している。5市共同運営している多摩六都科学館(1994開館)の、2012年にリニューアルで導入されたプラネタリウムは、最も多くの星を投射するプラネタリウムとして世界一に認定されている。この施設では、地域の自然史博物館の機能をも担っている。

地区計画制度 p.37、46、58

地区レベルのまちづくりの要請に応え、比較的小規模の地区を対象に建築物の形態、公共施設の配置などをきめ細かく定め、その地区にふさわし

い良好なまちづくりを進めるための制度である(都市計画法)。

窒素関係 p.35

窒素類は、生活排水由来、農業等の土地由来、産業由来がある。窒素関係については、水中での存在状態から有機体窒素と無機体窒素(アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素)に大別され、これらの総量が全窒素(T-N)である。また、ケルダール窒素は、ケルダール法によって測定される窒素のことで、有機体窒素とアンモニア性窒素の含量に相当する。

アンモニア性窒素は、生物の死骸や糞尿などを由来とした有機体窒素(タンパク質、アミノ酸)あるいは尿酸、尿素が分解したときにアンモニアとなることにより生成される。さらにアンモニア性窒素は、硝化細菌により酸化され亜硝酸性窒素に、さらに酸化されて硝酸体窒素となる。

通常、河川水中の全窒素の大部分は、硝酸性窒素が占めている。無機体窒素は、水域の植物プランクトンや藻類等に必要な栄養塩の1つであるが、濃度が高いほど魚類種類数が減少する傾向が見られる。また、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素については、その含量に関して環境基準値が10mg/ℓ(水道水質基準も同じ)に設定されている。これは、硝酸性窒素等は、乳児にチアノーゼを起こすメトヘモグロビン血症を引き起こすことから、その予防のために基準値が設定されている。

生活排水等の大半の処理を担う下水処理場(水再生センター)では、窒素やリンを除去する高度処理が行われ、河川の一層の水質の改善や東京湾の富栄養化の防止を進めている。

⇒「水質調査」の項参照

調整池・調節池 p.28、32、37、39、57、64

特定のエリアに降る雨をいったん溜め、少しずつ川に流して川が一気に増水、氾濫しないようにするためのものを調整池といい、豪雨の時に膨れ上がった川の水が越流堤と呼ばれる仕切りを超えて池に流れ込み、川の水位を下げて洪水を防ぐものを調節池という。東久留米市では、白山公園内に調整池が設置されている。また、黒目川と落合川の合流点付近には黒目川黒目橋調節池及び下谷橋調節池が整備されている。

適正と適性

人間が自然環境の「適正管理」(Appropriate Administration)をおこなうことはできないので

はないかということで、メカニズムがはっきりしない漁業資源等を維持するために提唱された「順応的管理(経営)」(Adaptive Management、順応的管理の項参照)が広く自然環境の開発などに適用されるようになってきている。そこでは、「適正」ではなく自然環境に応じて自然と共(with nature)に対応するという意味で「適性」(suitable)が使われる。日本の江戸時代でも河川改修など大幅な改修の影響が読めないときに、「見定め」(見試し)といって、時間をかけて不確定要素や時期による変化に対応できるかどうかの「様子見合せ」をしながら進めていた。河川分野で、人工的な「多自然型川づくり」の反省から、2006年に「多自然川づくり基本指針」が制定され、「多自然川づくりをすべての川づくりの基本とする」こととなったのもその流れである。⇒「多自然川づくり」の項参照

田園住居地域 p.42

2017(平成29)年に都市計画法が一部改正されて、新たに設けられた地域制度。農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域。第一種・第二種低層住居専用地域の一環として追加された。

東京における自然の保護と回復に関する条例(東京都)

市街地等の緑化、自然地の保護と回復、野生動植物の保護等の施策を推進することにより、東京における自然の保護と回復を図り、もって広く都民が豊かな自然の恵みを楽しみ、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的として昭和47年に制定されたものである。その後の自然環境や自然保護行政の変化に対応し、「都市と自然が調和した豊かな東京」の実現をめざして、平成13年に全面改正されている。

都市計画公園・都市計画緑地 p.5、19、31、38、60、66、67、73

都市計画法に基づく都市施設で、都市環境の改善、都市の防災性の向上等に寄与する目的で計画的に配置する公園・緑地。整備後は、都市公園法で告示し、都市公園や都市緑地として管理される。都市公園法に基づく公園・緑地には、都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする総合公園や、もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする街区公園などがある。

⇒資料編「主な緑地の保全等に係る区域指定制度の概要」参照



都市公園のストック効果

都市公園が有する多様な機能のうち、都市公園の整備直後から継続的に中長期にわたり得られる効果であり、その効果は以下の9つに分類される。十分な機能の発揮には都市公園の適切な維持管理、運営が必要であるほか、その効果を維持・向上させるための工夫を、都市の状況や個々の都市公園の特性等に応じ、継続的に行うことが求められる。

- | | |
|--------------------|-------------|
| ①防災性向上効果 | ⑥子育て、教育効果 |
| ②環境維持・改善効果 | ⑦コミュニティ形成効果 |
| ③健康・レクリエーション空間提供効果 | ⑧観光振興効果 |
| ④景観形成効果 | ⑨経済活性化効果 |
| ⑤文化伝承効果 | |

都市農業振興基本法

2015（平成27）年に都市農業（市街地およびその周辺の地域において行われる農業）の提供する、新鮮な農産物の供給、災害時の防災空間、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農業体験・学習、交流の場などの多面的機能の発揮により、都市農業の安定的な継続を図るとともに、良好な都市環境の形成に資することを目的とするもの。人口減少社会の到来を迎え、従来の都市計画地域での農地を宅地や公共用地の種地として考える背景の方向転換したもの。背景に、柳窪の市街化区域の市街化調整区域への逆線引きや、大都市近郊自治体の農のある景観条例や都市農地の保全への動きがあった。

都市緑地法 p.2、19、66、80、81

1973（昭和48）年に都市緑地保全法として制定され、2004（平成16）年に都市緑地法に改正された。都市における緑地の保全及び緑化の推進に必要な事項を定め、良好な都市環境の形成を図ることを目的としている。

トラスト制度

19世紀の英国において、産業革命とともに急速に自然が失われるなか、市民が発案した仕組みで、国民のために、国民自身の手で大切な自然環境という資産を寄付や買い取りなどで入手し、守っていくことを基本理念としている。これをお手本に、わが国でも様々な地域で、市民などから広く寄附を募り、それを資金として土地等を取得し、優れた自然環境などを、市民共有の財産として末永く保全する制度が生まれている。

な行

2022年問題 p.13

高度成長期、都市近郊の無秩序な開発を避けるために都市計画法で市街化を図る市街化区域と保全を図る市街化調整区域が設けられ、市街化区域内農地の宅地化の促進と周辺宅地との税負担の均衡を図る観点から地方税が改正され「宅地並み課税」が実施された。その後、1992（平成4）年に生産緑地法改正で、農地は宅地化を進める農地（特定市街化区域農地＝宅地化農地）と市街化区域内で保全する農地としての生産緑地とに分けられた。市内では多くの農地が生産緑地に指定された。生産緑地は指定から30年を過ぎると指定（税の優遇に対する営農義務）の解除ができるため、農地の減少が一斉に進むことが懸念されている。

⇒「田園住居地区」「都市農業振興基本法」の項も参照

農の風景育成地区（東京都） p.42

東京の農地は、食料生産の場だけではなく、潤いのある風景の形成や、災害時の避難の場としても役立つ貴重なオープンスペースであり、多面的な機能を果たしている。減少しつつある農地を保全し、農のある風景を将来に引き継ぐために、東京都が創設した制度を基に、農地や屋敷林などが比較的まとまって残る地区を指定し、区市町と協力して、農地等の保全を図るために都市計画制度などを積極的に活用し、地域のまちづくりと連携しながら農のある風景を保全、育成していくものである。

は行

保存樹木・保存樹林（東久留米市） p.13、24、30、37、42、57、64、81

東久留米市のみどりに関する条例に基づき、良好な環境を確保するため、規則に定める基準に該当する緑地保護区域内における樹木または樹林の所有者の同意を得て、市長が指定する制度であり、伐採には市への届出が必要になる一方、保全に係る費用の一部が補助される。現在、約600本の保存樹木、4箇所の保存樹林などを指定している。
⇒資料編「主な緑地の保全等に係る区域指定制度の概要」参照

ほうがこうしん 萌芽更新

広葉樹の管理方法のひとつ。樹木を伐採しその

切り口などから延びる芽を育て、15年から20年程度のサイクルで更新を繰り返すことであり、主に人工林(二次林)において定期的に木質燃料を切り出すために行われてきた手法である。燃料革命以降、これら人工林が放置され、高木化・老木化の進行が課題となるなか、大木の伐採によって周辺の光環境が改善されるほか、倒木リスク軽減効果等が得られることから、市街地における雑木林等の管理方法としても、萌芽更新が行われている。

ま行

水循環 p.2、21、39

水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環することをいう(水循環基本法の定義)。生態学的には、地圏、大気圏、生物圏、水圏を水が液体、気体、固体と相を変えながら循環することを指す。

水辺と水辺地

水辺とは、一般に河川、湖沼、湿原、海浜などの水のほとりをさす。環境基本法第14条は、人と自然との豊かな触れ合いが保たれるように、生物多様性の確保とともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されることをうたっている。ここに出てくる水辺地の英訳では水域一般をさす water bodiesが使われている。例えば、公有水面はpublic water bodyであり、海域はbodies of marine waterである。基本法では人との触れ合いがうたわれているので水辺地としたと考えられる。なおラムサール条約の水鳥の生息地としての湿地も幅広く、ダム、水田、河川、沼沢地、湿原、海の沿岸域などを含んでいる。

緑確保の総合的な方針(改定) p.5、19、30、38、66、67、82

東京に残された樹林地や農地等の緑が減少を続けている状況を重要な課題ととらえて、東京都が本市を含む区市町村と合同で、2010(平成22)年5月に策定したものである。この方針は、10年間に確保する緑やまちづくりの中で創り出す緑を明らかにするほか、緑確保の取組等を更に進めるための新たな施策を提示したものである。骨格的な緑の充実等を目指し、緑溢れる東京の実現に向け、将来に引き継ぐべき樹林地や農地の保全を推進するため、令和2(2020)年7月に改定がなされた。

みどりの基金(東久留米市) p.13

東久留米しみどりの基金条例にもとづいて、緑地保全・緑化推進を図るための資金を蓄えていくための制度である。市民からの寄付や宅地開発時の公園・緑地整備に代えて納付される開発事業者からの寄付によって積み立てられ、樹林地等の取得に用いられている。

名水百選(環境省) p.3、4、5、30、38、52、68

昭和60年の『(昭和の名水百選)』に続き、平成20年に『平成の名水百選』は、全国各地の湧水、河川、用水、地下水の中から100ヵ所選ばれ、合わせて200選となっている。令和6年度に「令和の名水百選」を選定する方針である。

森の広場(東久留米市) p.3、5、8、9、27、31、34、38、64、73、74、75、76、77、78、79、80

都市公園や緑地の不足を補うため、本市が民有地の樹林地を借上げ、森の広場として開放しているものである。現在、6箇所の森の広場を開放している。

→資料編「主な緑地の保全等に係る区域指定制度の概要」参照

や行

屋敷林保全プロジェクト(東京都)

東京都が区市町村と合同で策定した「緑確保の総合的な方針」において、「既存の緑を守るための新たな取組」として位置付けられたプロジェクトの1つである。屋敷林は、武蔵野らしさやその地域らしさを感じることのできる貴重な存在となっており、個人の資産ではあるが、今日の環境形成への重要性に照らして、地域共有の緑の資産として、保全していくことが重要であることを踏まえ、土地保有コストの負担軽減、開発や相続時における対応、屋敷林保全の普及・啓発など、総合的に取り組むプロジェクトである。

湧水^{ゆうすい} p.2、3、4、5、6、7、9、15、16、21、22、24、26、29、30、31、32、37、38、39、40、52、53、55、57、59、64、68、69、86、103、105、107、111、113

自然に地表に湧出している地下水。東久留米市では関東ローム層から雨水を源として湧出している。



湧水点(東久留米市 市民環境会議水とみどり部会) p.39

東久留米は都内有数の湧水があるまちで、市民環境会議水とみどり部会では、4年間の市内全域の湧水調査の結果、70箇所の「湧水点」を特定している。ここでいう「湧水」とは、「地下水が自然状態で地表に流出したもの、もしくは地表水に流入するもの」とし、DO（溶存酸素濃度）が8mg/ℓ以下、水温15℃～20℃を目安としている。また、目視で観測して約50m³/日以上出ている個所を「湧水点」とした。水とみどり部会では、現在も、渇水期(3月)と豊水期(11月)に湧水の確認調査を続けている。また市では、主な湧水点の水質・水量調査も行っている。なお、地下水は地中での滞留時間が長いと有機物の分解等に酸素が使われDOは低くなることから、地下水の状態を探るひとつの目安となる。

ら行

緑地協定 p.13

都市緑地法に定められており、都市計画区域内において相当規模の一団の土地において全員合意で緑を保全または創出を協定の締結によって実現させていく制度のこと。

緑地保護区域(東久留米市) p.64、73、81

東久留米市のみにどりに関する条例に基づき、自然環境の保全を図るため必要があると認めるときに、市長が、審議会に諮って指定する区域である。建築行為など一定の行為の制限などにより緑地を保護する制度である。現在、市内では南沢緑地保全地域周辺に指定がある。

⇒資料編「主な緑地の保全等に係る区域指定制度の概要」参照

緑地保全計画(東久留米市) p.3、5、13、19、30、34、38、59、60、66、67

「東久留米市第二次緑の基本計画」において「雑木林の保全と活用」が重要施策の1つとして掲げられている。その具体的な施策として「緑地保全計画の策定と保全」が位置づけられており、市独自の計画として2016（平成28）年3月に策定されたものである。「都市緑地法」において作成することが規定されている「緑地保全地域内の緑地の保全に関する計画」である「緑地保全計画」とは異なる。

緑被率 p.13、34、73

ある地域における緑地(被)面積の占める割合のことで、緑の量を把握するための指標。航空写真の判読によるもので、目視される緑のイメージに近い。例えば、農地の面積については、①航空写真の判読による緑被率によるもの、②固定資産台帳によるもの、③登記簿による地目によるものの3種類がある。地目ベースではその上に建物が建っていることがある。

緑地保全地域(都市緑地法)

緑地保全地域は、都市計画法における地域地区の一つ。里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度である。

⇒資料編「主な緑地の保全等に係る区域指定制度の概要」参照

特別緑地保全地区(都市緑地法) p.5、34、47、60

特別緑地保全地区は、都市計画法における地域地区の一つ。無秩序な市街化の防止、公害または災害の防止、動植物の生息・生育地等となる緑地の保全を目的として、都市における良好な自然的環境となる緑地を指定し、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度である。東久留米市では、黒目川越処橋が指定されている。

⇒資料編「主な緑地の保全等に係る区域指定制度の概要」参照

緑地保全地域及び歴史環境保全地域(東京都) p.16、24、25、26、27、30、31、34、47、64、73、80、84

緑地保全地域及び歴史環境保全地域(総称して「保全地域」という。)は、「東京の自然と保護の回復に関する条例」に基づき、「良好な自然地や歴史的遺産と一体となった樹林などを保全地域に指定し、都民の大切な財産として末永く残していくため」に指定されるものである。東京都が指定する保全地域は、都内に50箇所(2016（平成28）年4月現在)あり、その内8箇所が東久留米市内にある。

⇒資料編「主な緑地の保全等に係る区域指定制度の概要」参照

資料 11

第三次緑の基本計画・
生物多様性戦略策定の経緯

1 東久留米市環境審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、東久留米市環境基本条例(平成16年東久留米市条例第3号。以下「条例」という。)第20条第5項の規定に基づき、東久留米市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者等 4人以内
- (2) 市民 5人以内
- (3) 事業者 2人以内
- (4) 環境関係行政機関の職員 1人

(会長及び職務代理者)

第3条 審議会に会長及び職務代理者を置く。

- 2 会長は、前条に規定する委員のうちから、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。
- 4 職務代理者は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 職務代理者は、あらかじめ委員の中より会長が指名する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開を原則とする。ただし、出席委員の過半数が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 会長は、審議会の運営上必要と認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会の設置)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を設置することができる。

- 2 部会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境安全部環境政策課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成20年3月26日規則第27号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成27年6月8日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。



2 東久留米市緑の基本計画等検討部会設置要綱

(設置)

第1 東久留米市第二次緑の基本計画(平成25年4月策定)及び東久留米市生物多様性戦略(平成30年3月策定)の計画期間の満了に伴い、東久留米市環境基本条例(平成16年東久留米市条例第3号)第20条及び東久留米市のみどりに関する条例(昭和47年東久留米市条例第34号)第2条の規定に基づき、(仮称)東久留米市第三次緑の基本計画(以下「第三次計画」という。)及び次期の東久留米市生物多様性地域戦略(以下「生物多様性地域戦略」という。)の審議、検討を東久留米市環境審議会(以下「審議会」という。)において行うに当たり、東久留米市環境審議会規則(平成16年東久留米市規則第15号)第6条の規定に基づき、東久留米市緑の基本計画等検討部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 部会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を審議会に報告する。

- (1) 第三次計画の策定に関すること。
- (2) 第三次計画と合わせた生物多様性地域戦略の策定に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、審議会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3 部会は、部会員10名以内で組織する。

2 部会員は、次に掲げる者のうちから東久留米市長が委嘱する。

- (1) 東久留米市環境審議会委員 2名以内
- (2) 東久留米市市民環境会議委員 2名以内
- (3) 緑・生きものに関する市民活動団体 4名以内
- (4) 東久留米市庁内環境委員会委員 2名以内

(任期)

第4 部会員の任期は、委嘱の日から第2の規定による報告が完了する日までとする。

(部会長及び副部会長)

第5 部会に、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、部会員のうちから、部会員の互選により選出する。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会は、部会員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席部会員の過半数で決し、可否同数のときは部会長が決する。
- 4 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者に出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(謝金)

第7 部会員には、予算の範囲内で謝金を支給する。

(庶務)

第8 部会の庶務は、環境安全部環境政策課において処理する。

(委任)

第9 この要綱に定めるもののほか、部会の運営において必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

付 則

- 1 この訓令は、令和3年10月15日から施行する。
- 2 この訓令は、第2の規定による報告を行った日の翌日をもって、その効力を失う。

3 東久留米市環境審議会委員名簿

構成	氏名	所属・住所	備考
学識経験者 4名以内	岸 義幸	東久留米市 農業委員会委員	
	重藤 さわ子	学校法人先端教育機構 事業構想大学院大学 准教授	
	杉原 弘恭	学校法人自由学園 最高学部 特任教授	
	宮川 正孝	元東京都庁職員	
公募市民 5名以内	濱中 冬行	野火止二丁目	
	水戸部 啓一	氷川台一丁目	
	三間 優子	氷川台二丁目	第9期まで
	佐藤 悦雄	下里七丁目	
	伊藤 純一	本町四丁目	
	桑原 留里子	八幡町一丁目	第10期から
事業者 2名以内	笠原 正信	コカ・コーラ ボトラーズ ジャパン株式会社多摩工場	令和4年 12月31日まで
	谷口 明子	コカ・コーラ ボトラーズ ジャパン株式会社多摩工場	令和5年 1月1日から
	古本 栄一	イオンモール株式会社 イオンモール東久留米	
環境保全等に関する 行政機関の職員1名	藤井 達男	東京都環境局 多摩環境事務所 副所長	令和4年 8月31日まで
	近藤 豊	東京都環境局 多摩環境事務所 所長	令和4年 9月1日から



4 東久留米市緑の基本計画等検討部会委員名簿

構 成	氏 名	備 考
環境審議会	スギハラ ヒロヤス 杉原 弘恭	(学) 自由学園 大学部 (最高学部) 特任教授
	ミトベ ケイイチ 水戸部 啓一	
市民環境会議	スガヤ テルミ 菅谷 輝美	
	ツチャ モリヒサ 土屋 守久	
緑・生きものに 関する市民活動団体	シモムラ ヒロユキ 下村 央行	東久留米自然ふれあいボランティア
	タカハシ キヨシ 高橋 喜代治	東久留米水辺の生きもの研究会
	オオツカ コ 大塚 ちか子	(学) 自由学園 リビングアカデミー講師
	トヨフク マサミ 豊福 正己	東久留米・川クラブ
庁内環境委員会委員	シマガキ オサム 島崎 修	市民部産業政策課長 (令和 3 年度)
	イタクラ マサヤ 板倉 正弥	市民部産業政策課長 (令和 4 年度)
	ヨシカワ マサツグ 吉川 雅継	都市建設部管理課長

5 第三次緑の基本計画・生物多様性戦略策定の経緯

年 月	検討委員会など
令和3年10月7日	令和3年度第1回東久留米市環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・東久留米市第三次緑の基本計画等の策定について ・東久留米市第三次緑の基本計画等検討部会員の選出について
令和3年12月13日	第1回東久留米市緑の基本計画等検討部会 <ul style="list-style-type: none"> ・検討部会について ・部会長、副部会長の選出 ・計画策定のスケジュールについて ・計画について ・生きものモニタリングについて
令和4年2月1日	第2回東久留米市緑の基本計画等検討部会 <ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画等策定について <ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題の整理 <ul style="list-style-type: none"> ・緑被の経年変化調査結果 ・現行計画の進捗状況及び評価と施策の点検 ・新たな関連計画・法制度と見直しの方向 ・現状と課題を踏まえた計画の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・第三次緑の基本計画等の構成の検討について ・生きものモニタリングについて <ul style="list-style-type: none"> ・生きもの調査結果及び前回調査結果との比較 ・指標種等の見直しについて
令和4年3月29日	令和3年度第2回東久留米市環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度版かんきょう東久留米について ・東久留米市第三次緑の基本計画等の策定について ・生きもの調査について
令和4年3月30日	第3回東久留米市緑の基本計画等検討部会 <ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画等策定について <ul style="list-style-type: none"> ・計画の構成について ・東久留米市第三次緑の基本計画・第二次生物多様性戦略（骨子案） ・生きものモニタリングについて <ul style="list-style-type: none"> ・生きもの調査結果 ・生きものモニタリングの継続について
令和4年5月25日	第4回東久留米市緑の基本計画等検討部会 <ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画等策定について <ul style="list-style-type: none"> ・原案の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・「水と緑と生きもののかげ点」の方向性と箇所数
令和4年7月21日	第5回東久留米市緑の基本計画等検討部会 <ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画等策定について <ul style="list-style-type: none"> ・原案の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・「水と緑と生きもののかげ点」の範囲の検討 ・基本理念の検討 ・基本目標の検討
令和4年8月23日	第6回東久留米市緑の基本計画等検討部会 <ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画等策定について <ul style="list-style-type: none"> ・原案の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・個別施策の確認



年 月	検討委員会など
令和4年8月30日	令和4年度第1回東久留米市環境審議会 ・東久留米市第三次緑の基本計画等検討部会員の選出について ・東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略について ・東久留米市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)について
令和4年10月5日	第7回東久留米市緑の基本計画等検討部会 ・緑の基本計画等策定について ・素案の検討 ・計画本編全体の確認 ・計画に掲載するコラムについて
令和4年10月24日	令和4年度第2回東久留米市環境審議会 ・東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略(素案)について ・東久留米市第四次地球温暖化対策実行計画 策定進捗報告 ・地球温暖化対策実行計画(事務事業編)について
令和4年11月15日	第8回東久留米市緑の基本計画等検討部会 ・緑の基本計画等策定について ・素案の確認 ・資料編の確認 ・コラムについて
令和4年12月23日	第9回東久留米市緑の基本計画等検討部会 ・緑の基本計画等策定について ・パブリックコメントとその対応方針 ・コラムの検討 ・資料編の検討
令和5年1月18日	第10回東久留米市緑の基本計画等検討部会 ・緑の基本計画等策定について ・計画案の確認
令和5年2月7日	令和4年度第3回東久留米市環境審議会 ・東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略について ・東久留米市第四次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)について ・市長への答申(東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略)

〈写真提供者〉

裏表紙写真／大塚ちか子氏、高橋喜代治氏、土屋守久氏

文中写真提供／大塚ちか子氏、下村央行氏、菅谷輝美氏、杉原弘恭氏、
高橋喜代治氏、土屋守久氏

〈コラム寄稿者〉

コラム 3：高橋喜代治氏

コラム 4：川嶋辰彦氏（2014年2月「向山緑地・立野川から始める地域
学シンポジウム」寄稿文より）

〈P56 チラシデザイン〉伊藤瑞希氏、大塚萌氏

東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略
～水と緑と人のネットワークづくりをめざして～
令和5（2023）年2月

〈発行〉 東久留米市

〈編集〉 東久留米市環境安全部環境政策課

〒203-8555 東久留米市本町三丁目3番1号

電話：042-470-7777（代表）

FAX：042-470-7809

E-mail：kankyoseisaku@city.higashikurume.lg.jp



東久留米市

東久留米の市の木『イチヨウ』



東久留米の市の鳥『オナガ』

東久留米の市の花『ツツジ』

